

# 参考資料

金融庁

# 目次

## 第1部 足許の課題への対応

- I. 中小企業の経営支援のための政策パッケージ・・・5
- II. 東日本大震災後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

## 第2部 金融庁の様々な取組み

- I. 金融システムの安定確保のための取組み・・・・・・・・26
  - 1. 金融システムを巡る状況
    - (1) 欧州債務問題等について・・・・・・・・・・26
    - (2) 我が国金融システムをめぐる状況・・・・・・・・37
  - 2. 国際的な金融規制改革への対応・・・・・・・・43
  - 3. 金融審議会における議論・・・・・・・・67  
(金融システム安定等に資する銀行規制等のあり方に関するワーキング・グループ)

# 目次

## 第2部 金融庁の様々な取組み

### II. 金融サービスの利用者保護のための取組み・・・69

1. 投資一任業者に係る問題への対応・・・69
2. 改正貸金業法・・・80
3. 金融審議会における議論・・・85  
(保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ)

### III. 公正・透明な市場の構築に向けた取組み・・・87

1. 不正会計事案への対応・・・87
2. 公募増資インサイダー問題への対応・・・99
3. 会計基準の収斂・・・110

### IV. 今後の金融の在り方・・・114

1. 金融審議会における議論・・・114  
(我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ)
2. 「日本再生戦略」・・・117

# **第1部 足許の課題への対応**

# **Ⅰ． 中小企業の経営支援のための 政策パッケージ**

# 中小企業の経営支援のための政策パッケージの概要

## 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ (骨子) <<平成24年4月20日公表>>

### 1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

- (1) 各金融機関に対する「出口戦略ヒアリング」の実施
  - － 中小企業に対する具体的な支援方針や取組状況等を確認
- (2) 監督指針の改正
  - － 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用

### 2. 企業再生支援機構(機構)及び中小企業再生支援協議会(協議会)の機能及び連携の強化

- (1) 機構
  - ① 専門人材の拡充
  - ② 協議会等との円滑な連携(企画・業務統括機能の強化、協議会との連携窓口の設置)
  - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直し
  - ④ 資産査定等にかかる手数料の負担軽減
- (2) 協議会
  - ① 再生計画策定支援を迅速・簡易に行う方法の確立
    - － 標準処理期間を2ヶ月に設定・24年度に3千件程度
  - ② 専門人材の確保・人員体制の大幅拡充
  - ③ 相談機能の充実
    - － 最適な解決策の提案や専門家の紹介等

### (3) 機構・協議会の連携強化

- ① 相互仲介ルールの策定
  - － 他方が対応した方が効果的・迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件を仲介等
- ② 中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定
- ③ 協議会に対する相談・助言機能の提供
- ④ 専門人材の紹介体制の構築
- ⑤ 機構、協議会及び中小企業再生支援全国本部との間の「連携会議」の設置

### 3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

- (1) 「中小企業支援ネットワーク」の構築
  - － 金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等から構成
- (2) 事業再生ファンドの設立促進
  - － 出資・債権買取り機能がある事業再生ファンドの設立促進
- (3) 公的金融機関における事業再生支援機能を充実させるための資本性借入金を活用した事業再生支援の強化
- (4) 中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策

平成24年4月20日

内閣府・金融庁・中小企業庁

## 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、以下の取組みを強力に進めることとし、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

### 1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融機関は、自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業に対して、必要に応じ、外部専門家や外部機関、中小企業関係団体、他の金融機関、信用保証協会等と連携を図りながらコンサルティング機能を発揮することにより、最大限支援していくことが求められている。

このため、金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す。

- ① 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリング（「出口戦略ヒアリング」）を実施する。
- ② 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を監督指針に明記する。

(注) 今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域においては、中小企業の置かれている厳しい状況や中小企業のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く求められている。また、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構も整備されている。こうした点を踏まえ、事業再生に当たっても、被災地の実情を十分に配慮した中長期的・継続的な支援が期待される。

## 2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、企業再生支援機構(以下、「機構」という。)や中小企業再生支援協議会(以下、「協議会」という。)を通じて、事業再生を支援する。

このため、内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、両機関の機能及び連携を大幅に強化する。

(1) 機構においては、以下の取組みを積極的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築する。

- ① 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を図る。
- ② 下記(3)のとおり、中小企業再生支援全国本部(以下、「全国本部」という。)や協議会との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置する。
- ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組む。
- ④ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。

(2) 協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化する。

- ① 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確立する。(標準処理期間を2ヶ月に設定。協議会ごとに計画策定支援の目標件数を設定し、24年度に全体で3千件程度を目指す)
- ② 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。
- ③ 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。

**(3) 機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化する。**

- ① 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行う。このため、機構と全国本部は連携して、相互仲介ルールを策定する。
- ② 事業再生支援機能の向上や上記(2)③の相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有する。
- ③ 機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供する。
- ④ 機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介できる体制の構築を進める。
- ⑤ 機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置する。

### **3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備**

金融機関によるコンサルティング機能の発揮にあたって、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備も不可欠となっている。このため、内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施する。

- (1) 各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。
- (3) 公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本金借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。
- (4) 以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討する。

# 「政策パッケージ」の主な具体化の状況

施 策	主な具体化の状況
<b>1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮</b>	
○ 出口戦略ヒアリングの実施	➤各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援方針や取組状況等を集中的に確認（5月～6月）
○ 監督指針の改正	➤抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、金融機関は、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用するよう、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に明記（5月）
<b>2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化</b>	
○ 企業再生支援機構に「中小企業経営支援政策推進室」を設置	➤中小企業の事業再生支援機能を強化するため、推進室を設置し、専門人材を配置（6月）
○ 企業再生支援機構の支援基準の見直し	➤企業再生支援機構が事業の再生支援をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準を、中小企業の実態に合わせたものに改正（7月）
○ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減	➤中小企業が負担するデューデリジェンス費用を10分の1（現行は4分の1又は1億円のいずれか低い価格）に引き下げ（8月28日）
○ 中小企業再生支援協議会の専門人材の拡充及び人員の増強	➤金融機関の協力を得て、中小企業再生支援協議会の専門人材を補強・増員（7月以降順次）
○ 中小企業再生支援協議会の事業実施基本要領等を見直し	➤迅速・簡易な再生支援スキームとするよう基本要領・Q&Aを改訂（標準処理期間を2ヶ月に設定等）（5月）
○ 企業再生支援機構による相談・助言機能の提供業務の認可	➤企業再生支援機構の業務として、中小企業再生支援協議会案件に対する相談・助言機能の提供を認可（6月）
<b>3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備</b>	
○ 「中小企業支援ネットワーク」の構築	➤信用保証協会を事務局として、地域毎に、地域金融機関や事業再生の専門家等から成るネットワークの構築を開始（8月以降順次）
○ 「事業再生ファンド」の設立促進	➤出口戦略ヒアリング等を通じ、地域金融機関に対し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立に向けた検討を促進（5月以降）

## **II. 東日本大震災後の対応**

# 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日策定、8月22日運用開始)の概要

## 1. ガイドラインの位置付け

個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。これにより、債務者が、法的倒産手続による不利益<sup>(注)</sup>を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けることができる。

(注)法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録。

## 2. ガイドラインの内容

### (1)対象となる債務者

既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。

### (2)対象となる債権者

主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。

－ 相当と認められるときは、その他の債権者を含める。

### (3)債務免除額

民事再生手続又は破産手続と同等。

- － 破産手続等より免除額が多くなれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて自己に不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。
- － 債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止とする立法措置がなされ(8月30日施行)、破産手続における「自由財産」が拡大したことから、ガイドラインにおいても同様に対応。

### (4)連帯保証人等に対する配慮

連帯保証人への履行請求や金融機関における税務上の取扱いについても配慮。

## (5) 手続の流れ

①債務者が、債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出※。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)。

②債務者が弁済計画案※を作成。

※ 弁済計画案の主な記載事項は、(イ)債務者の財産状況、(ロ)債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。)、(ハ)資産の換価・処分方針。事業継続を図る個人事業者については、これに加え、震災の状況を踏まえた事業計画等の提出を求める(経営者に対する経営責任は求めない)。

③第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。

④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明。

⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。

⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立※。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注) ①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

## 成立事例①(宮城県・男性のケース)

- 東日本大震災で自宅が大規模半壊となり、現在借上げ住宅に居住している。
- 震災により収入が減少し、借上げ住宅を退去する際には家賃負担も発生することから、今後の返済について不安になった。居住できなくなった自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから「個人版私的整理ガイドライン」の利用を検討し、相談した。
- 結果として自宅を処分（※）することとしたが、約1,900万円の借入の免除を受けることができた。

(※) 自宅の公正価格(時価)を手元資金等により支払うことで、自宅を処分せず免除を受けられるケースもあります。

ガイドライン成立前の借入残高		ガイドライン 成立後	ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果		
借入先	借入残高①		債務整理による 返済額②	返済方法	免除額 ①-②
A銀行 (住宅ローン)	2,600万円	➔	(自宅売却金) 700万円 (分割返済) 97万円	自宅売却金 一括返済 +分割返済	1,800万円
B社	20万円		1万円	一括返済	19万円
C社	50万円		2万円	一括返済	48万円
合計	約2,700万円		約800万円		約1,900万円

## 成立事例②(福島県・女性のケース)

- 東日本大震災で自宅が全壊となり、現在借上げ住宅に居住している。
- 震災により収入が大幅に減少したことで、住宅ローンの返済を行うことが出来なくなり「個人版私的整理ガイドライン」の利用を検討し、債務整理について相談した。
- 結果として、自宅跡地の「公正な価額(※)」に相当する約200万円を分割返済することとし、自宅跡地を手元に残して、約600万円の借入の免除を受けることができた。(※)時価に相当する額

ガイドライン成立前の借入残高	
借入先	借入残高①
B銀行 (住宅ローン)	800万円
合計	800万円

ガイドライン  
成立後



ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果		
債務整理による返済額②	返済方法	免除額 ①-②
(分割返済) 200万円	分割返済	600万円
200万円		600万円

## 成立事例③(福島県・男性のケース)

- 津波で自宅が流出し、現在仮設住宅に居住している。
- 震災により収入も減少し、今後仮設住宅を退去する際には家賃負担も発生する。今後住宅ローンの返済と、家賃の支払いが不安になり、「個人版私的整理ガイドライン」の利用を検討し、債務整理について相談した。
- 結果として、自宅跡地(底地)を処分することにしたが、約1,900万円の借入の免除を受けることができた。

ガイドライン成立前の借入残高		ガイドライン 成立後	ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果		
借入先	借入残高①		債務整理による 返済額②	返済方法	免除額 ①-②
C銀行 (住宅ローン)	2,000万円	➔	(自宅跡地売却) 100万円	自宅跡地売却 一括返済	1,900万円
合計	2,000万円		100万円		1,900万円

## 成立事例④(宮城県・男性のケース)

- 東日本大震災で自宅が全壊し、現在仮設住宅に居住している。
- 勤務先も被災し事業の継続ができなくなり収入を失った。仮設住宅を退去する際には家賃負担も発生することから、今後の返済が困難になると思い、「個人版私的整理ガイドライン」の利用を検討し、債務整理について相談した。
- 支援金300万円、地震保険約600万円を受領したが、支援金300万円のほか、地震保険を含む現預金のうち500万円について自由財産の拡張が認められた。
- 自宅跡地については、手元に残った現預金(800万円)より「公正な価額(※)」に相当する約100万円を一括返済することとし、結果として、自宅跡地と現預金約700万円を手元に残すことができた。(※)時価に相当する額
- 債権者には、自宅跡地の「公正な価額」に相当する約100万円のほか、自由財産以外の資産相当額400万円(合計500万円)を返済し、約1,500万円の借入金の免除を受けることができた。

ガイドライン成立前の借入残高		成立後 ガイドライン	ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果		
借入先	借入残高①		債務整理による返済額②	返済方法	免除額①-②
D銀行 (住宅ローン)	1,700万円	➔	400万円 (自宅跡地の公正価額 約100万円を含む)	一括返済	1,300万円
その他借入	300万円		100万円	一括返済	200万円
合計	2,000万円		500万円		1,500万円

## いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について

今後、東日本大震災の被災者が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、既往債務が負担になって新規の資金調達が困難となる等の問題(いわゆる二重債務問題)を抱える被災者が増加すると予想され、これまで以上に十全な対応を行っていく必要がある。ついては、被災者支援の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底を図られたい。

### 記

#### 1. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション(解決策)の提案・実行支援を行うよう努めること。

#### 2. 東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進

東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)が多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、復興庁、金融庁及び中小企業庁は、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進について」(別添)を取りまとめ、平成24年7月17日に公表した。

これを踏まえ、金融機関は、被災事業者に対し機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構の積極的な活用を検討すること。また、機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断すること。

#### 3. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会(座長:高木新二郎)決定。以下「ガイドライン」という。)については、手元に残せる現預金(義捐金等を除く)の上限を500万円を目安に拡張する等、運用の見直しを図っている。また、国は弁護士費用の全額補助を実施している。今後、被災地域の復興計画の進展等に伴い、ガイドラインの利用による被災者の生活再建支援が強く望まれる。

これを踏まえ、金融機関は、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、当該債務者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

# 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による 被災事業者支援の促進について

(別添)

平成24年7月17日  
復興庁、金融庁、中小企業庁

東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題(被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題)に対応するために設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)が業務を開始してから4か月が経過した。

これまでのところ、金融機関による柔軟な条件変更や仮設店舗への入居、復興計画の進展待ち等により、足下では二重債務問題が表面化していないケースが多いと考えられるが、今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在するものと考えられる。

このため、機構は、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組みを実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は連携し、機構の取組みを支援する。

## 1. 支援決定までの期間の短縮化

- 通常180日程度必要とされる案件対応期間を90日程度で完結(小規模事業者ではさらに短縮)する標準業務フローを策定し、それに基づき業務を着実に実施する。
- 迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。
- 迅速・円滑な債権買取りに資する観点から、金融機関から引当状況の情報が示された場合は、その点も考慮に入れて迅速な処理に努める。  
これに関連し、金融庁から金融機関に対して、同機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、同機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

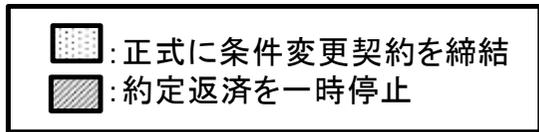
## 2. 信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

- 信用保証協会の保証付き債権については、金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。  
これに関連し、中小企業庁から全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則3週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。
- 新規融資に対する保証機能の活用について、早急に実行に移す。

## 3. フォローアップ

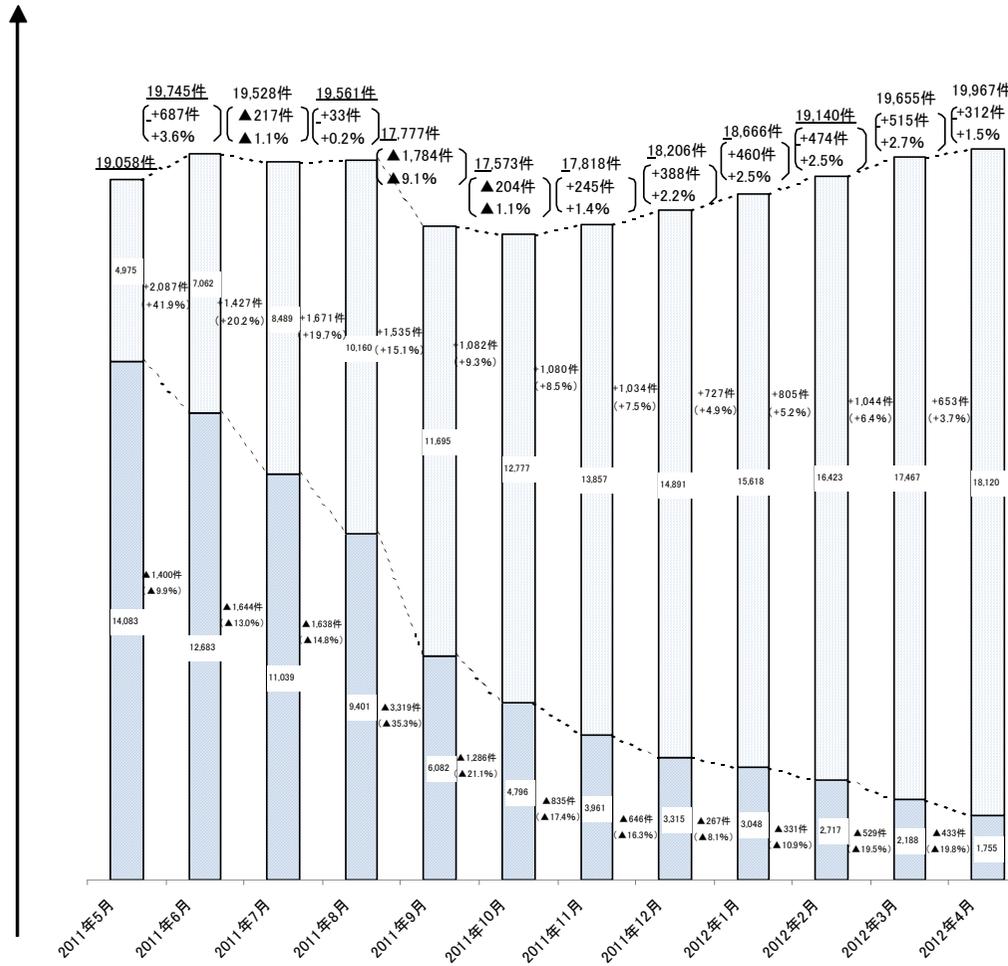
- 上記の取組みの効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。

# 東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額(24年4月末)

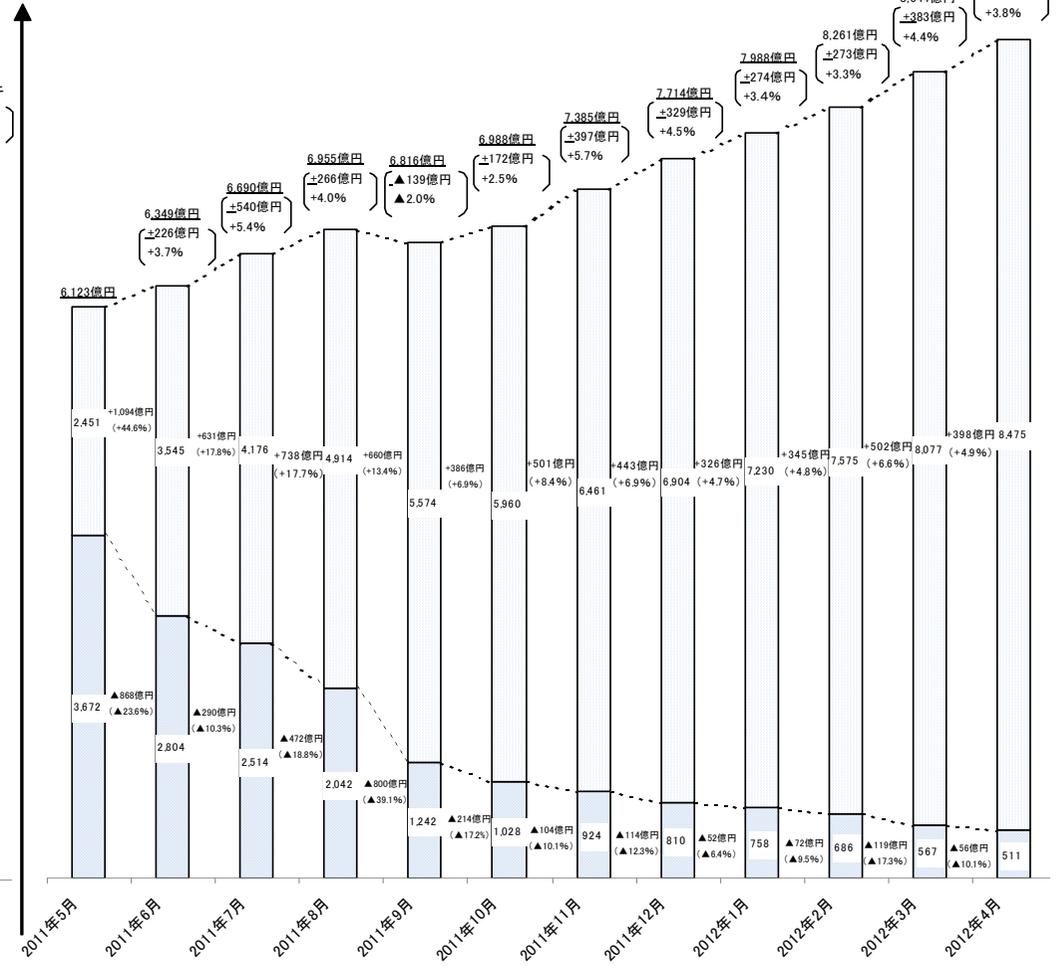


括弧内は  
対前月比

債務者数



債権額



[参考] ヒアリング対象金融機関の貸出債権額総額 (24年4月末現在)

合計13兆4,391億円 (地域銀行10兆2,490億円、信用金庫等2兆834億円、信用組合4,234億円、主要行6,833億円)

## ◎ 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加

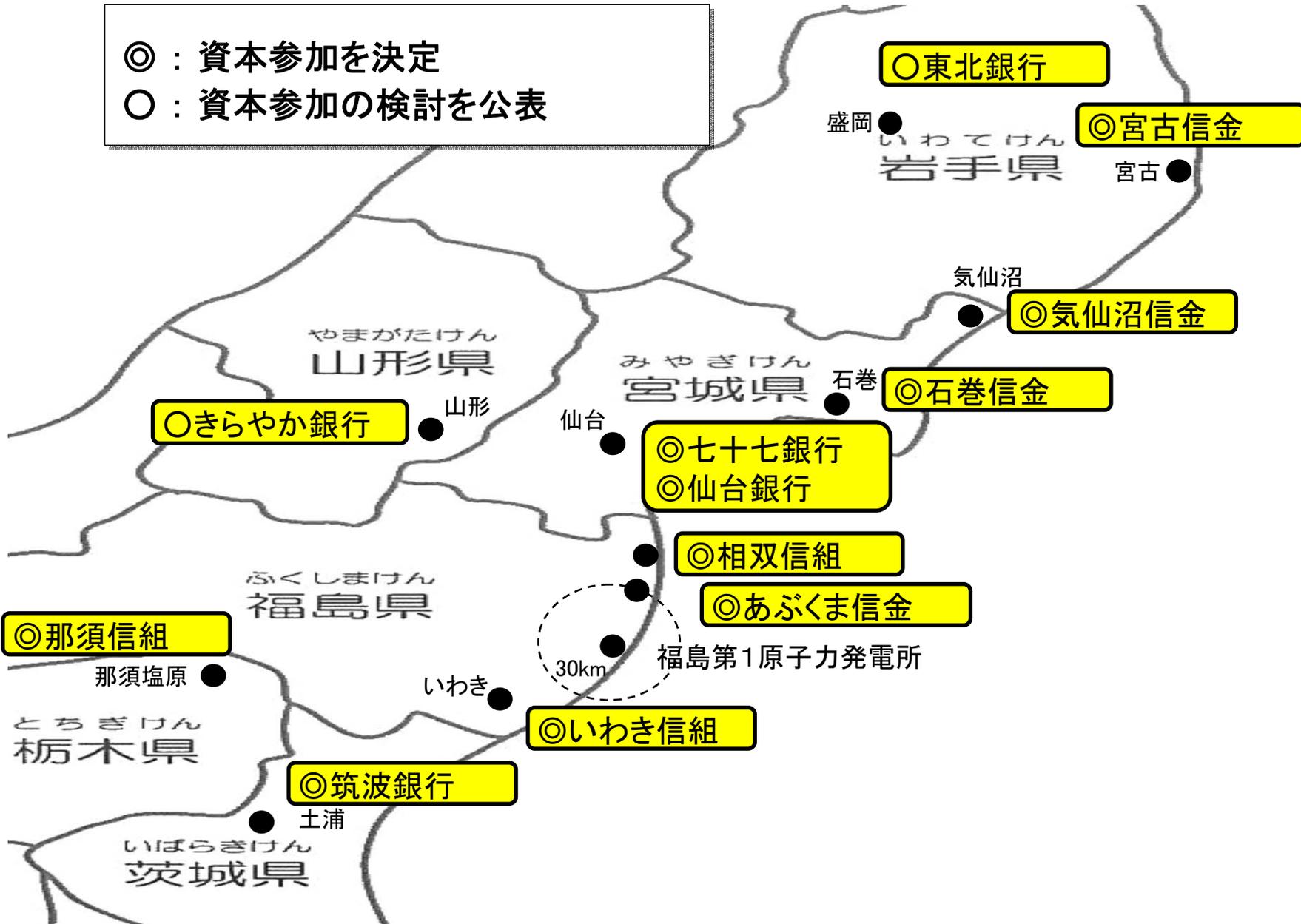
- 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加  
⇒ 10先の金融機関に対し、合計1,910億円
- これらの金融機関が、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に積極的かつ継続的に取り組むよう、促していく

(参考)金融機能強化法(震災特例)に基づく資本参加

	地域銀行			信用金庫				信用組合		
	仙台 (宮城県)	筑波 (茨城県)	七十七 (宮城県)	宮古 (岩手県)	気仙沼 (宮城県)	石巻 (宮城県)	あぶくま (福島県)	相双 (福島県)	いわき (福島県)	那須 (栃木県)
資本参加額	300億円	350億円	200億円	100億円	150億円	180億円	200億円	160億円	200億円	70億円
決定日	H23.9.14		H23.12.8	H24.2.2				H23.12.28		H24.3.14
実行日	H23.9.30		H23.12.28	H24.2.20				H24.1.18		H24.3.30

(注)上記のほか、東北銀行(岩手県)、きらやか銀行(山形県)が、資本参加の検討を公表。

◎ : 資本参加を決定  
○ : 資本参加の検討を公表



## ◎ 東日本大震災復興ファンドによる被災企業の再建支援

- 被災4県の地域銀行が日本政策投資銀行と連携して、昨年8月以降、「東日本大震災復興ファンド」を立ち上げ、劣後ローン等の供給により被災企業の再建を支援
- 金融庁は、引き続き、金融機関による自主的な取組みを促していく

(参考)東日本大震災復興ファンドの概要 (平成24年8月31日現在)

名 称	日本政策投資銀行と被災4県の各地域銀行が共同で組成			
	岩手元気いっぱい 投資事業有限責任組合	みやぎ復興ブリッジ 投資事業有限責任組合	ふくしま応援ファンド 投資事業有限責任組合	いばらき絆 投資事業有限責任組合
ファンド総額	当初各50億円			
投資期間/存続期間	3年(2年延長可)/10年(5年延長可)			
主な投資対象	東日本大震災の被災により一時的に業況が低迷しているものの、当該地域の復興に欠かせない地域の有力企業 ← 劣後ローンや優先株等を活用したリスクマネーの提供			
LP出資者	日本政策投資銀行 岩手銀行	日本政策投資銀行 七十七銀行	日本政策投資銀行 東邦銀行	日本政策投資銀行 常陽銀行
支援実績 (計28件)	10件	4件	9件	5件

## ◎ 東日本大震災に係る保険金の支払い

- 東日本大震災に係る生命保険金と地震保険金の支払いは、大部分は終了しているものの、  
現在も契約者からの保険金請求は継続
- 金融庁は、保険会社が最後の一人まで確実に保険金を支払うよう、指導・監督を徹底

(参考)東日本大震災に係る保険金の支払実績について

地区	生命保険		家計向け地震保険(※)	
	支払件数 (件)	支払保険金 (億円)	支払件数 (件)	支払保険金 (億円)
東北3県 (岩手、宮城、福島)	19,618	1,492	367,249	7,750
その他	1,056	81	416,399	4,595
合計	20,674	1,573	783,648	12,345

(※)この他に、企業向け地震保険金として4,065億円を支払済み(2012年3月31日時点)。

(注)生命保険は2012年7月31日時点。地震保険は2012年5月31日時点。

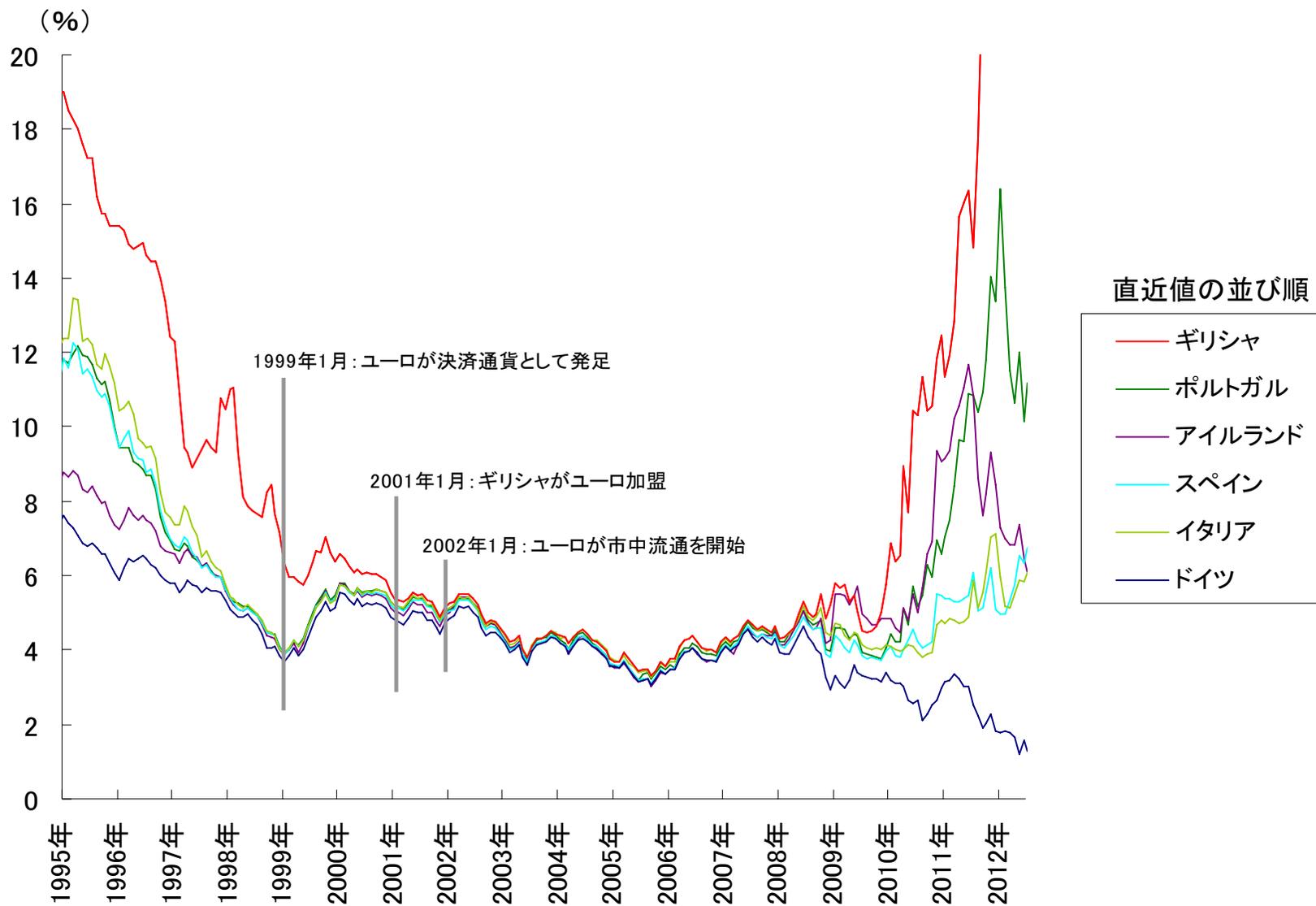
## **第2部 金融庁の様々な取組み**

# **I. 金融システムの安定確保のための取組み**

## **1. 金融システムをめぐる状況**

### **(1) 欧州債務問題等について**

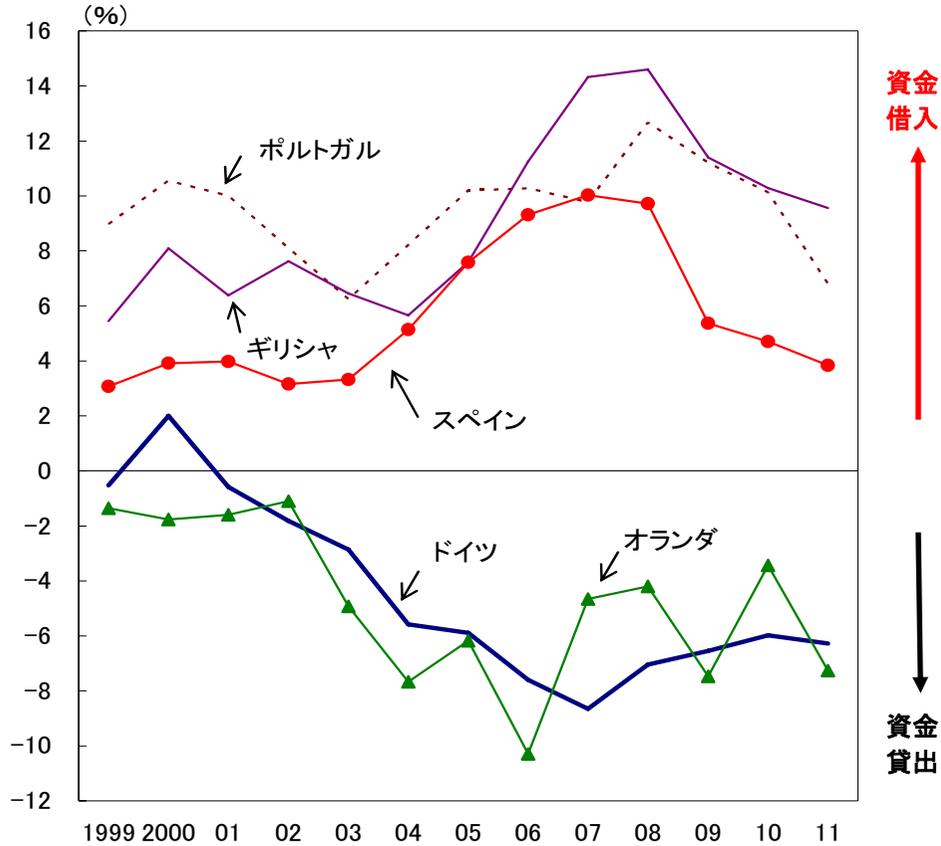
# ユーロ圏諸国の国債利回りの推移



(資料) Eurostat、Bloomberg

# ユーロ圏諸国の資本収支と貿易収支

## ユーロ圏諸国の資本収支(GDP比)

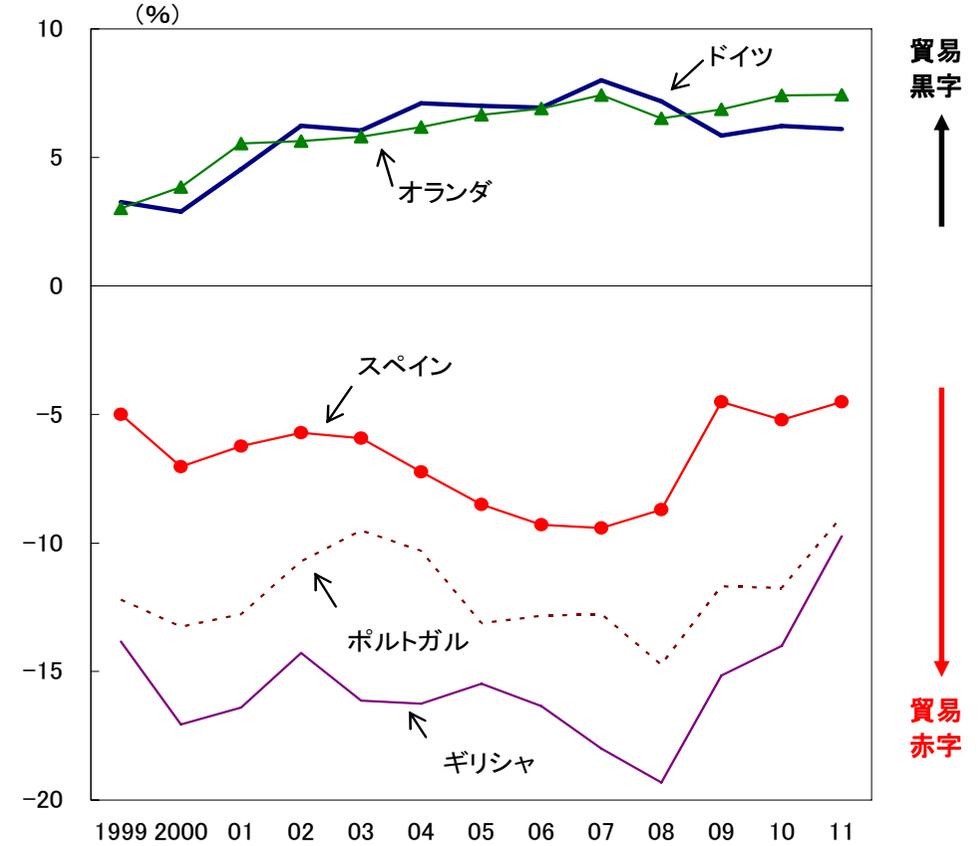


(資料)Eurostat

(注) 1.ギリシャは2001年1月より、ユーロ参加

2.黒字は資本の流入(=対外債務の増加)、赤字は資本の流出(対外資産の増加)を示す

## ユーロ圏諸国の貿易収支(GDP比)

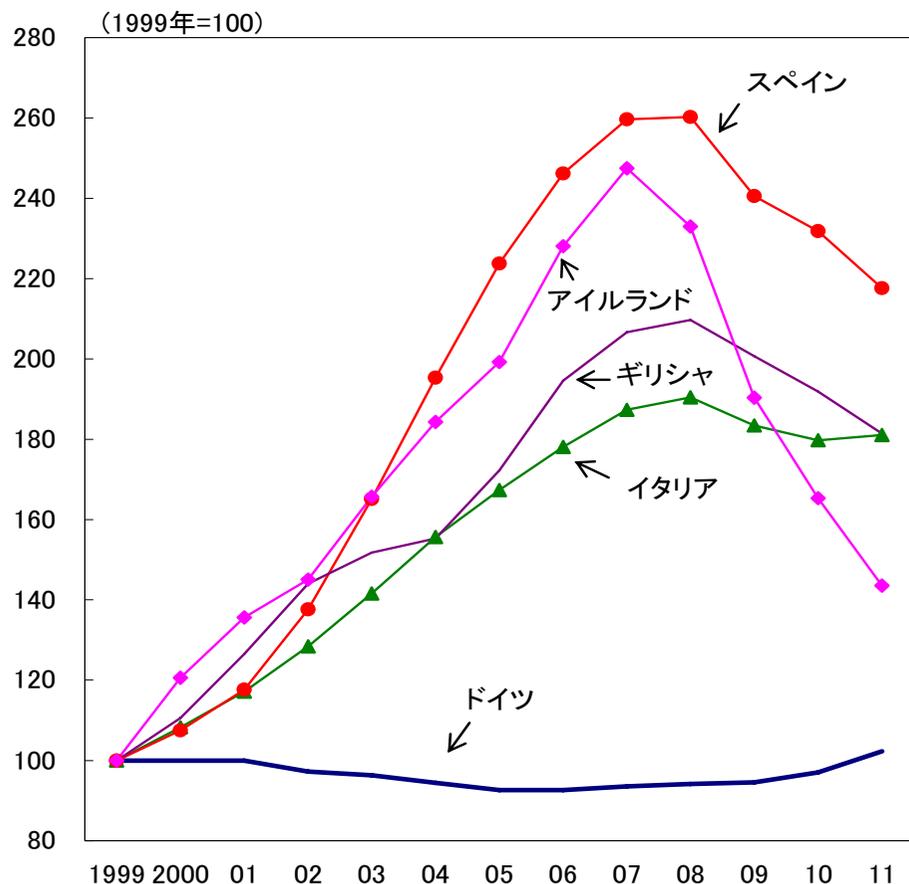


(資料)Eurostat

(注) ギリシャは2001年1月より、ユーロ参加

# ユーロ圏諸国の住宅価格と労働コスト(賃金等)

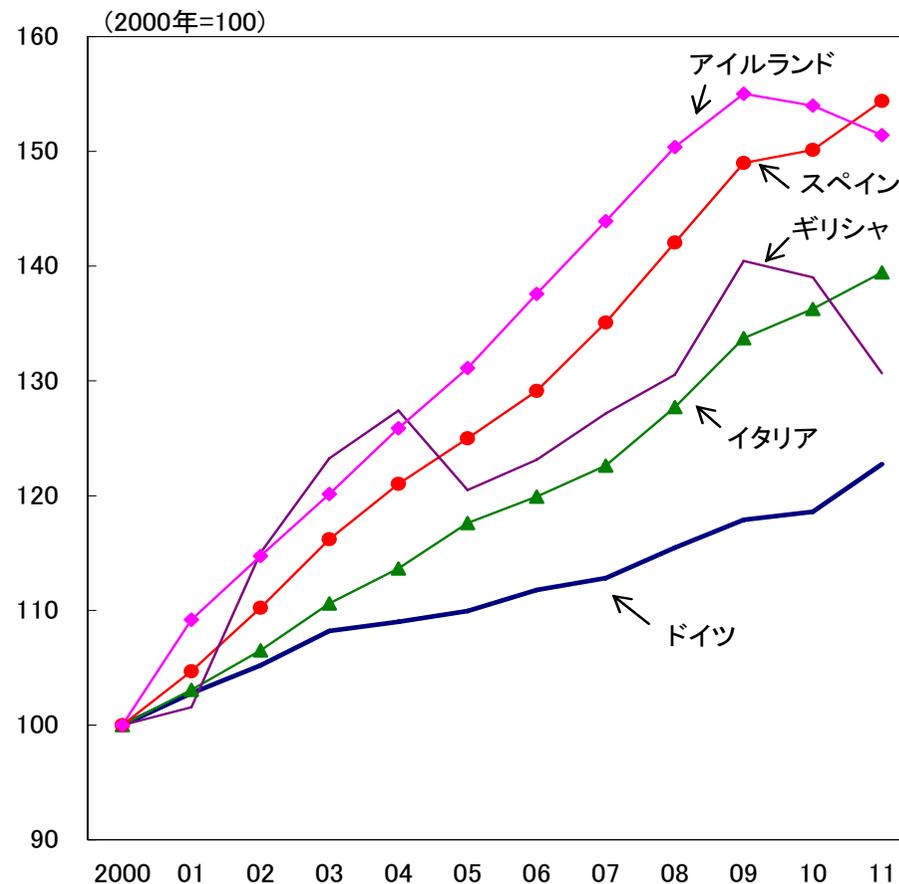
ドイツ及び周縁国の住宅価格(1999年=100)



(資料)OECD、BIS

(注) 2011年(イタリアは2010年も)の価格はBIS統計を用いて算出

ドイツ及び周縁国の労働コスト(賃金等)(2000年=100)

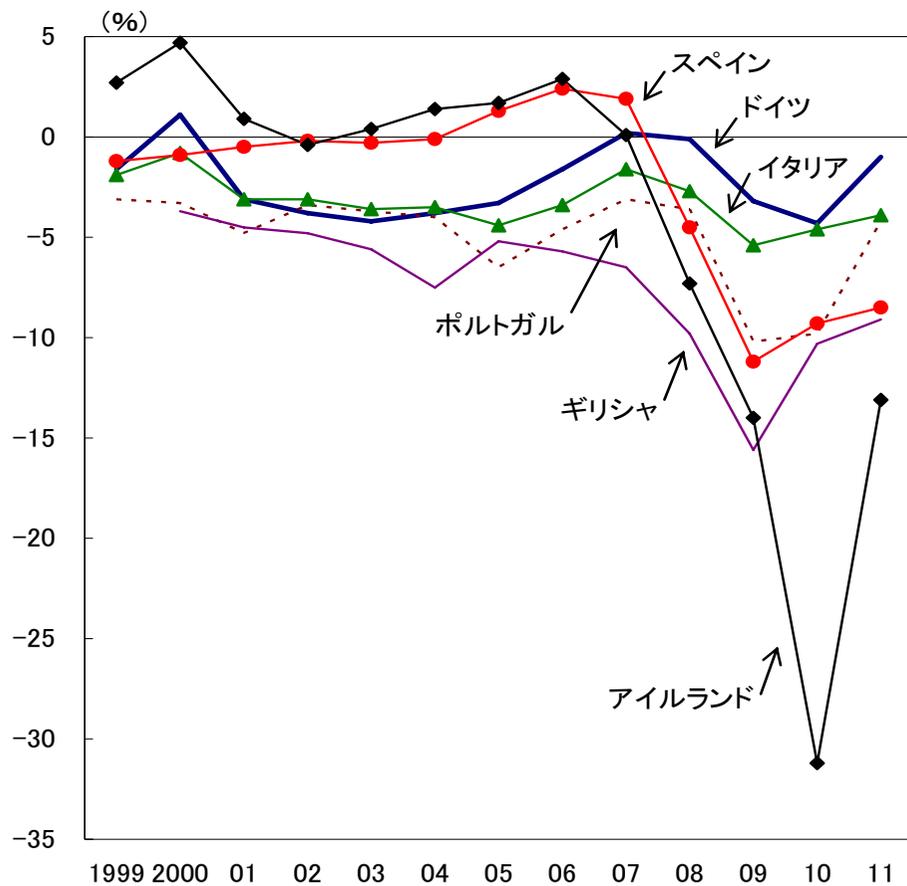


(資料)Eurostat

(注) ギリシャの2011年データは、1-9月期の前年比伸び率にて算出

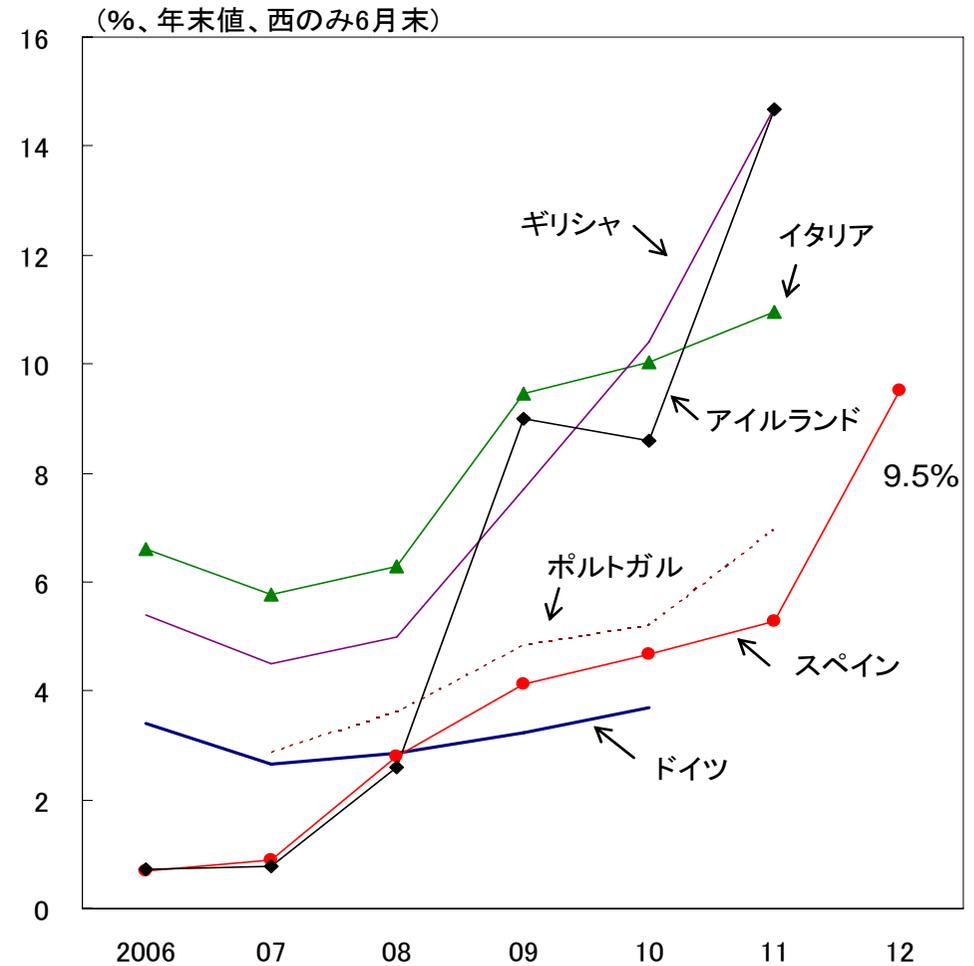
# ユーロ圏諸国の財政収支と銀行不良債権

## 単年度財政収支(対GDP比)



(資料)Eurostat  
(注) 一般政府ベース

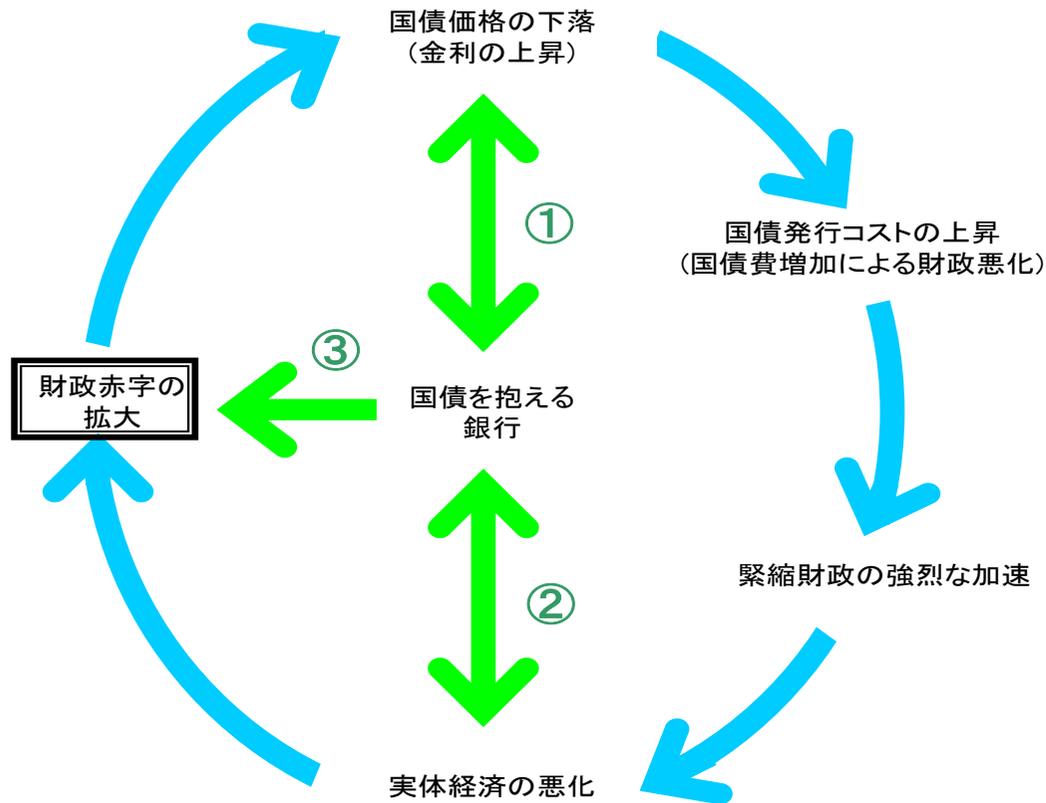
## 銀行の不良債権比率



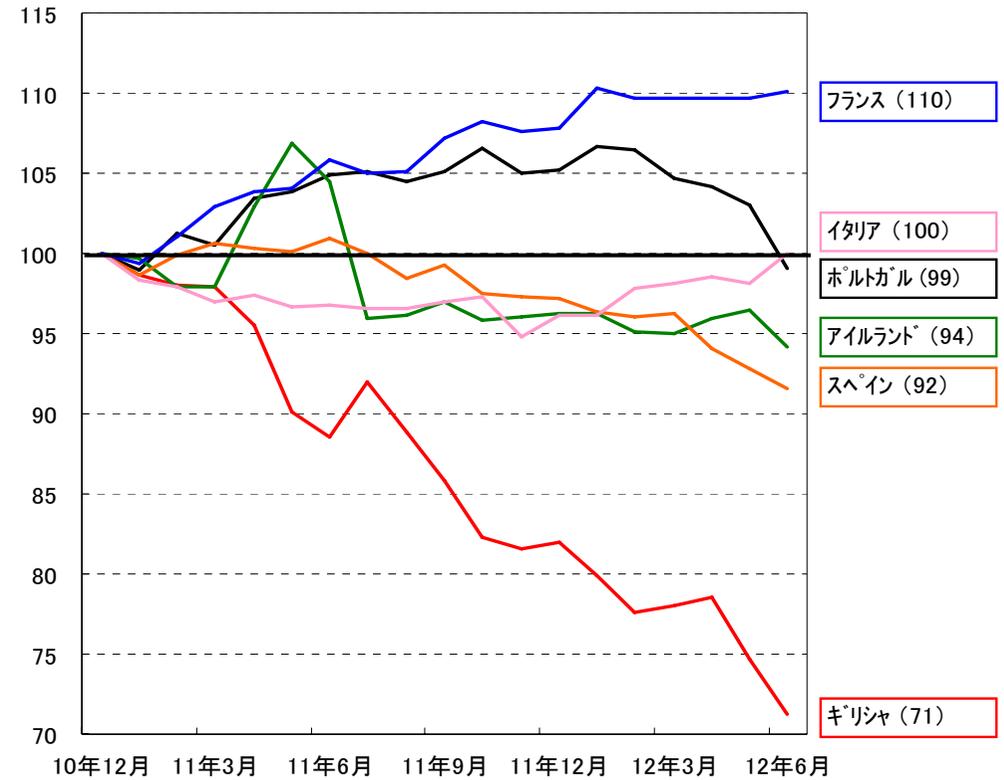
(資料)IMF「Financial Soundness Indicators」、スペイン中央銀行  
(注) スペインの2012年は直近(6月)の速報値

# 財政危機と実体経済・銀行セクター

ソブリンリスクの波及経路(概念図)



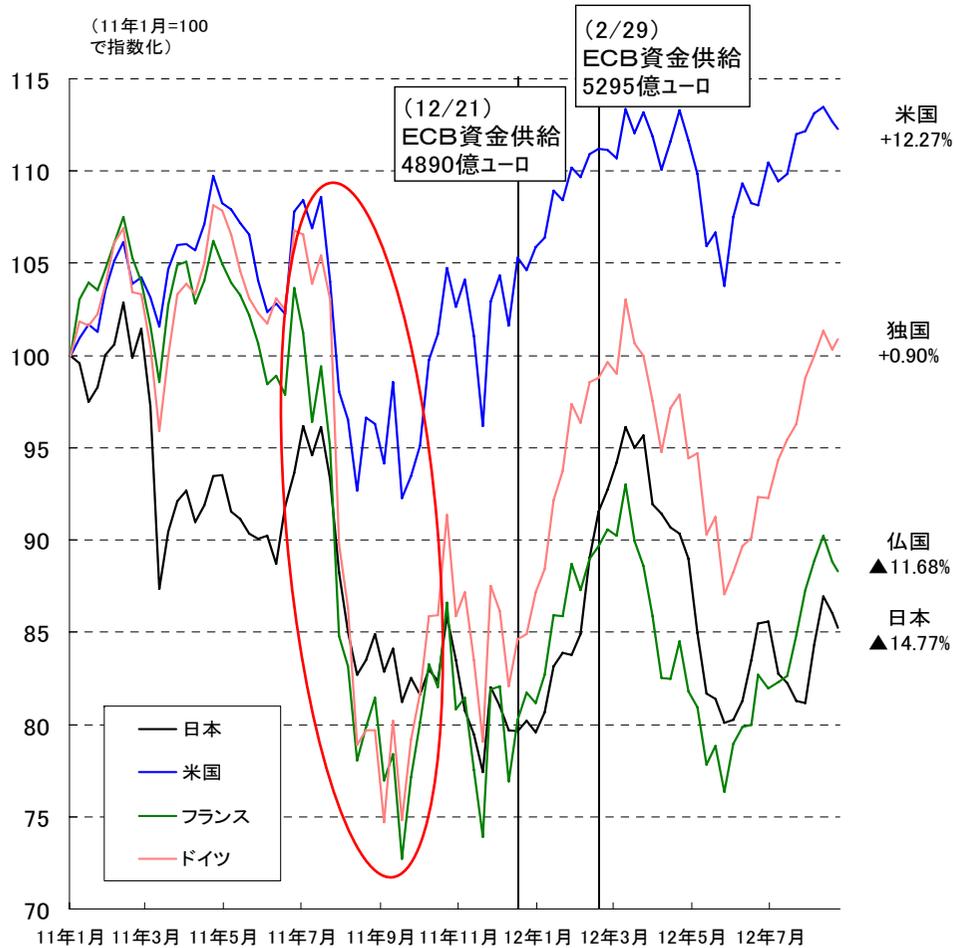
欧州周縁国の預金の変化  
(2010年12月末を100)



(資料) Eurostat  
直近は6月末

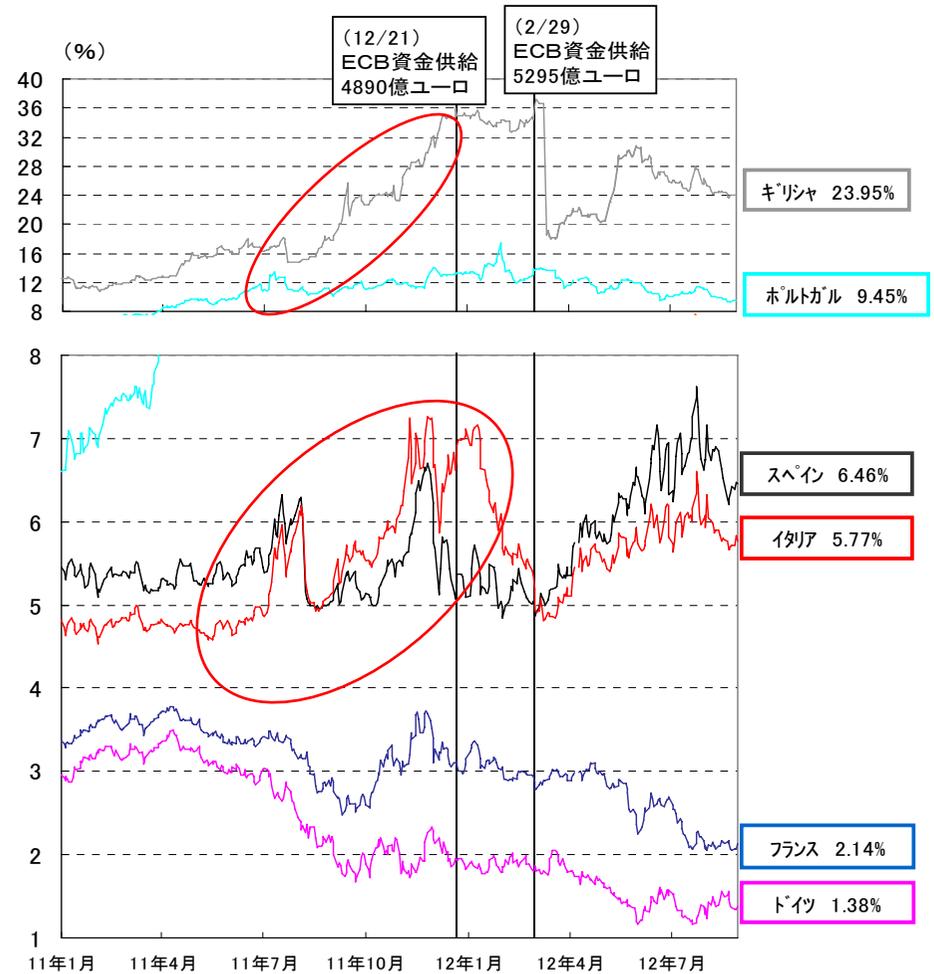
# 昨年8月以降の株価と国債利回り

## 主要国株価の推移



(注)直近は8/29終値(日本のみ8/30終値)

## 欧州各国の国債利回り

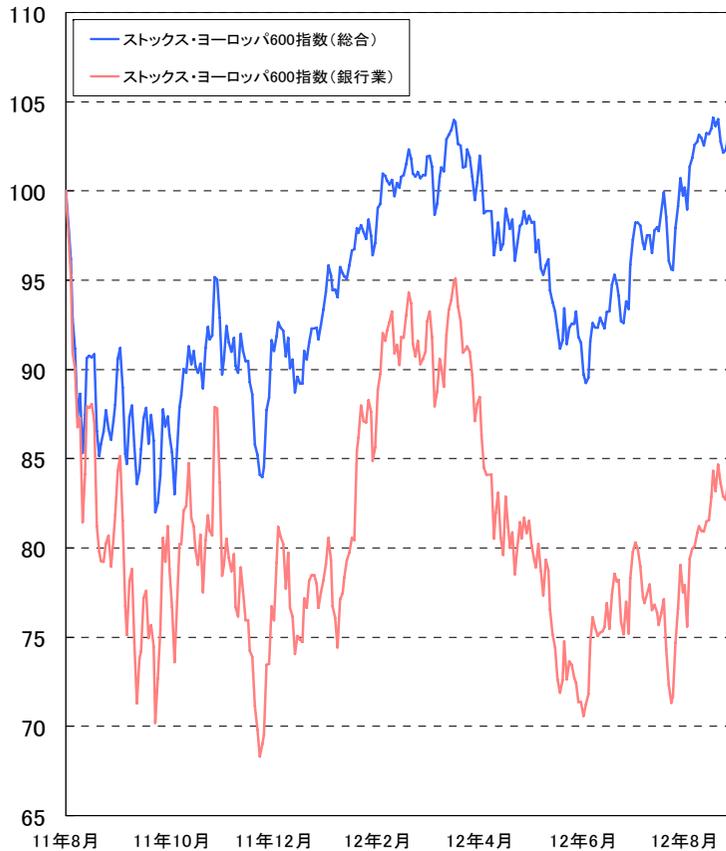


(注)直近は8/29終値

# 昨年8月以降の欧州の銀行の状況

## 欧州株価と欧州銀行業株価

(11年8月=100  
で指数化)

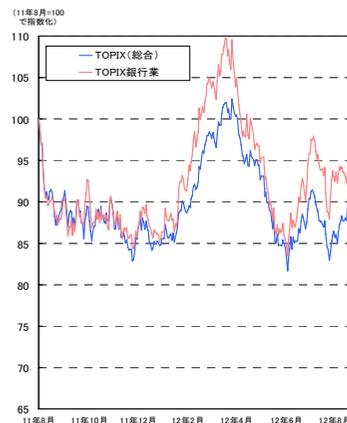


総合  
+1.9%

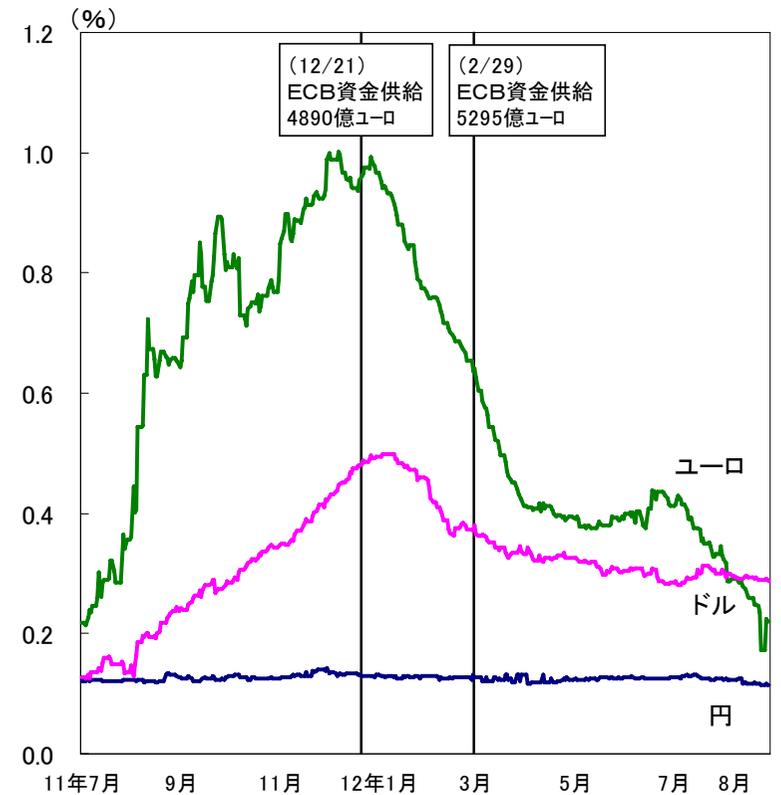
銀行業  
▲17.5%

(注)直近は8/29終値

### (参考)日本の株価と銀行業株価



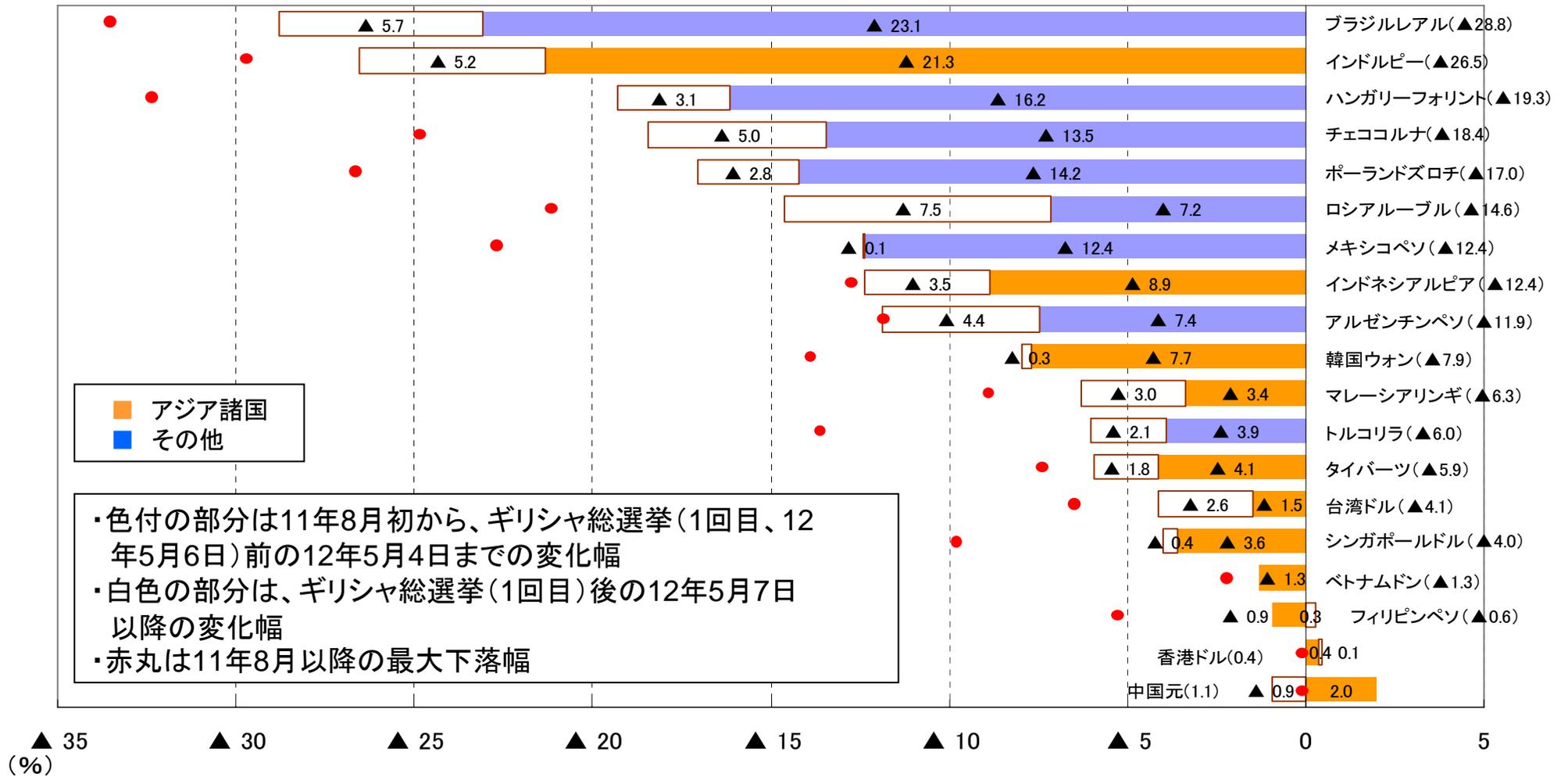
## 銀行間の資金調達金利の推移 (LIBOR-OISスプレッド3カ月)



(注)LIBOR-OISスプレッドとは、銀行が互いに資金をやり取りする際の金利から、金利の先高感・先安感による影響を除いたもの。  
直近は8/29終値

# アジア諸国への影響(資金引き上げ)

主要新興国の対ドル騰落率(2011/8/1~2012/8/16)



(資料) Bloomberg

# アジアに対する国際与信(BIS統計)

(単位:百万ドル)

アジア9カ国への 国際与信	2011年 6月末(A)	2012年 3月末(B)	11年6月末 →12年3月末 増減(A→B)
<b>国際与信額合計</b>	<b>1,795,192</b>	<b>1,809,339</b>	<b>+0.8% (※)</b>
欧州の銀行	938,740	891,631	▲5.0%
フランスの銀行	124,184	87,591	▲29.5%
ドイツの銀行	101,329	99,332	▲2.0%
オランダの銀行	56,204	54,094	▲3.8%
スイスの銀行	84,540	79,840	▲5.6%
英国の銀行	517,777	520,136	+0.5%
イタリアの銀行	14,501	10,081	▲30.5%
スペインの銀行	26,407	27,443	+3.9%
日本の銀行	204,127	225,176	+10.3%
米国の銀行	367,492	361,723	▲1.6%
その他の国の銀行(※※)	284,833	330,809	+16.1%

(※)11年6月末→12年3月末の増減について、国・地域別では以下の通り。

  対 ASEAN6カ国(ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール)： +2.6%

  対 韓国： ▲5.1%

  対 インド： ▲1.9%

  対 中国： +4.1%

(※※)その他の国の銀行は、上記のほか、オーストリア、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、台湾、フィンランド、インド、ノルウェー、シンガポール、トルコ。

## 8～11月の欧州等の予定

	欧 州			備 考	
8月	2(木)	<b>ECB金融政策理事会</b>	7/31-1(水)	<b>米 FOMC</b>	
	〃	スペイン 中長期債入札			
					3(金) 米 雇用統計(7月分)
					8-9(木) 日銀 金融政策決定会合
			27-30(木) 米 共和党全国大会		
			31(金) <b>米 バーンキ議長講演(ジャクソンホール)</b>		
9月	6(木)	<b>ECB金融政策理事会</b>	4-6(木)	米 民主党全国大会	
	12(水)	オランダ 総選挙	7(金)	米 雇用統計(8月分)	
	〃	<b>ドイツ憲法裁判所:ESMと新財政協定の合憲性を判断</b>	7-8(土)	APEC首脳会議(ウラジオストク)	
	14(金)	<b>ユーロ圏財務相会合</b>	12-13(木)	<b>米 FOMC</b>	
	20(木)	スペイン 中長期債入札	18-19(水)	日銀 金融政策決定会合	
10月	4(木)	<b>ECB金融政策理事会</b>	4-5(金)	日銀 金融政策決定会合	
	8(月)	<b>ユーロ圏財務相会合</b>	5(金)	米 雇用統計(9月分)	
	9(火)	<b>EU財務相会合</b>	9-14(日)	<b>IMF・世銀年次総会(東京)</b>	
	18(木)	<b>ECB金融政策理事会</b>	23-24(水)	<b>米 FOMC</b>	
	18-19(金)	<b>EU首脳会議</b>	30(火)	日銀 金融政策決定会合	
			2(金)	米 雇用統計(10月分)	
11月	8(木)	<b>ECB金融政策理事会</b>	4-5(月)	<b>G20財務相・中央銀行総裁会議(メキシコ)</b>	
	12(月)	<b>ユーロ圏財務相会合</b>	6(火)	<b>米大統領選挙投開票日</b>	
	13(火)	<b>EU財務相会合</b>			
			19-20(火)	日銀 金融政策決定会合	

# **I. 金融システムの安定確保のための取組み**

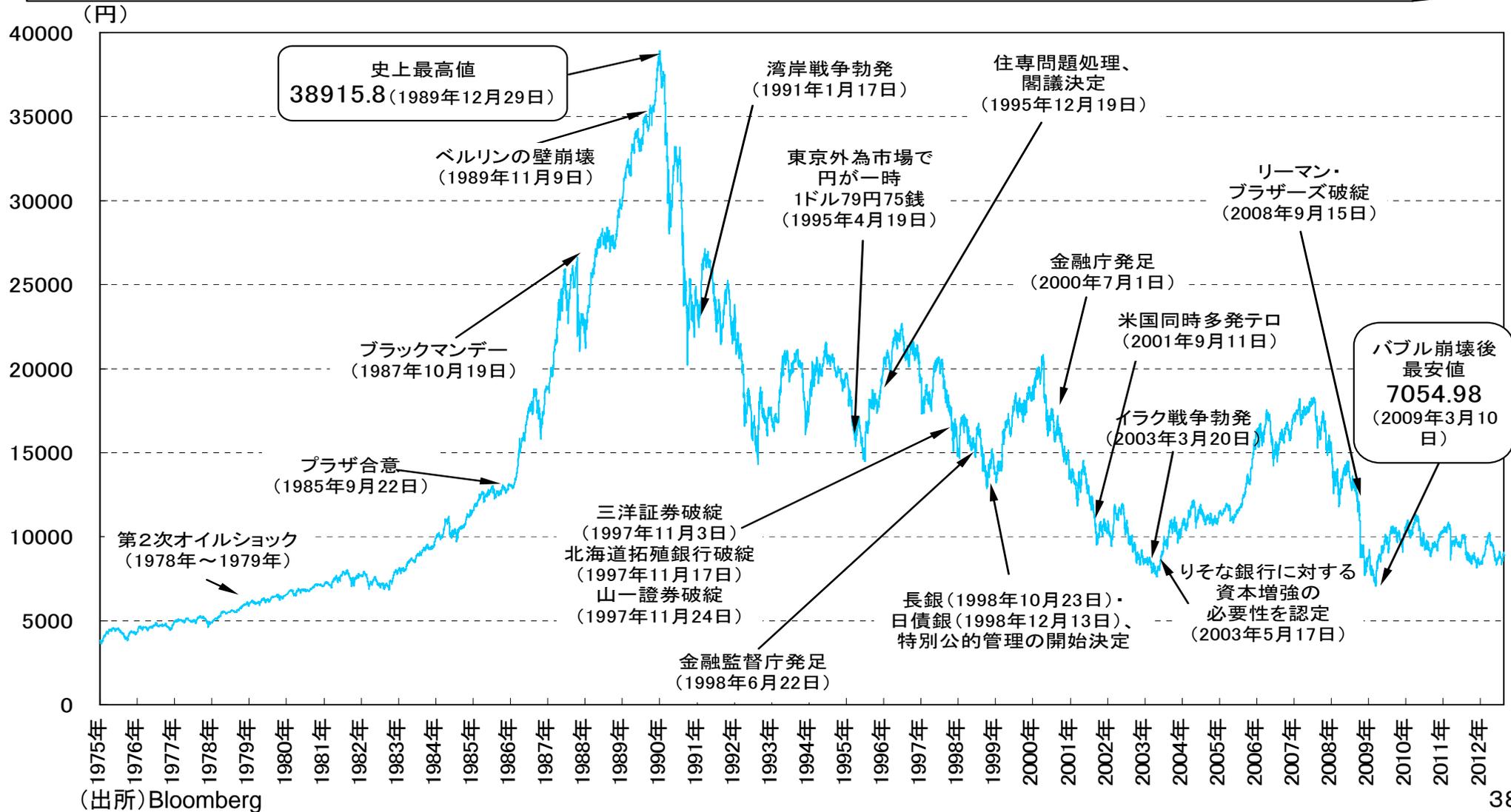
## **1. 金融システムをめぐる状況**

### **(2) 我が国金融システムをめぐる状況**

# 日経平均株価の推移

8月30日現在

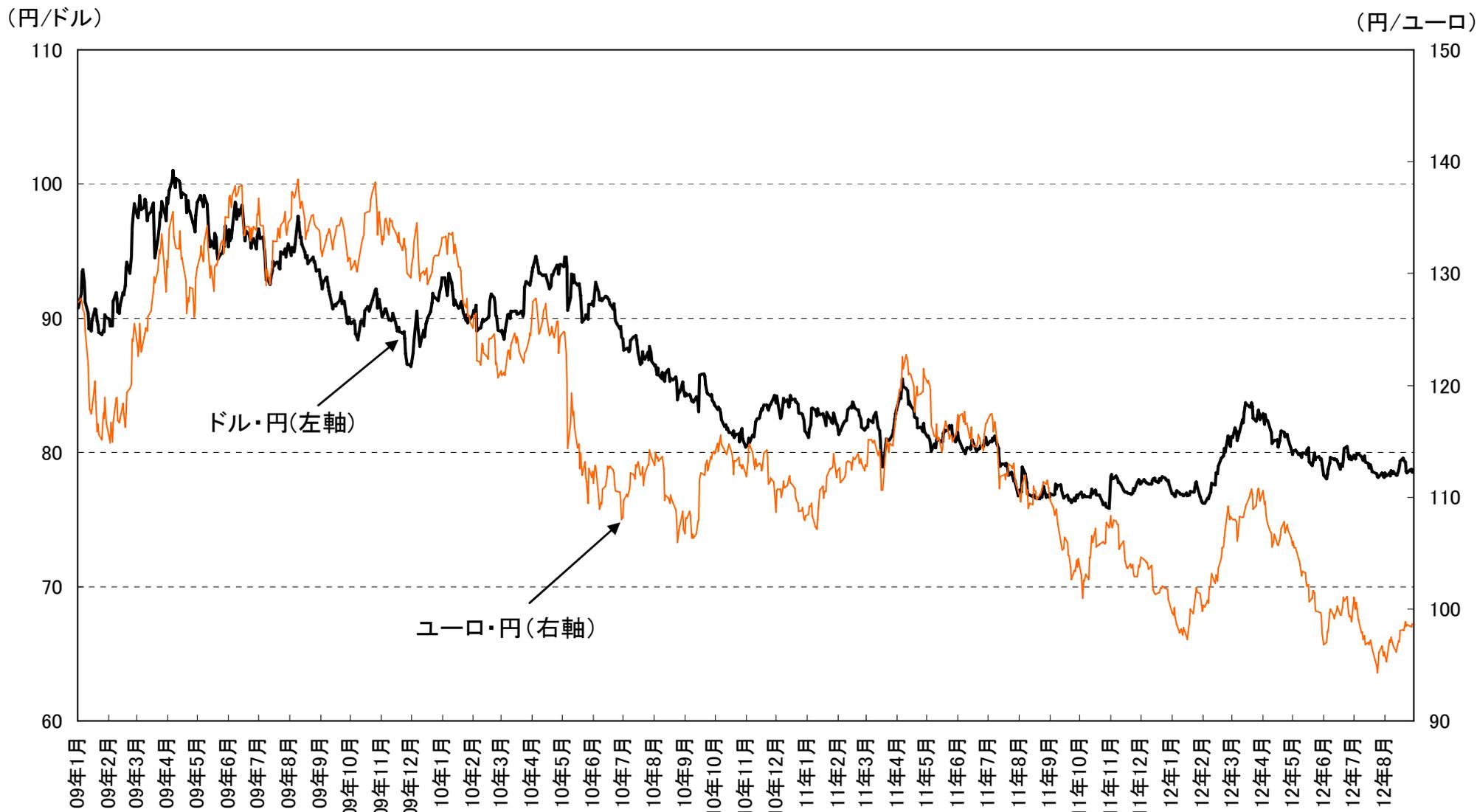
- 足許は8,000円代後半で推移。
- 景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。



# ドル・円為替レートとユーロ・円為替レートの推移

8月30日現在

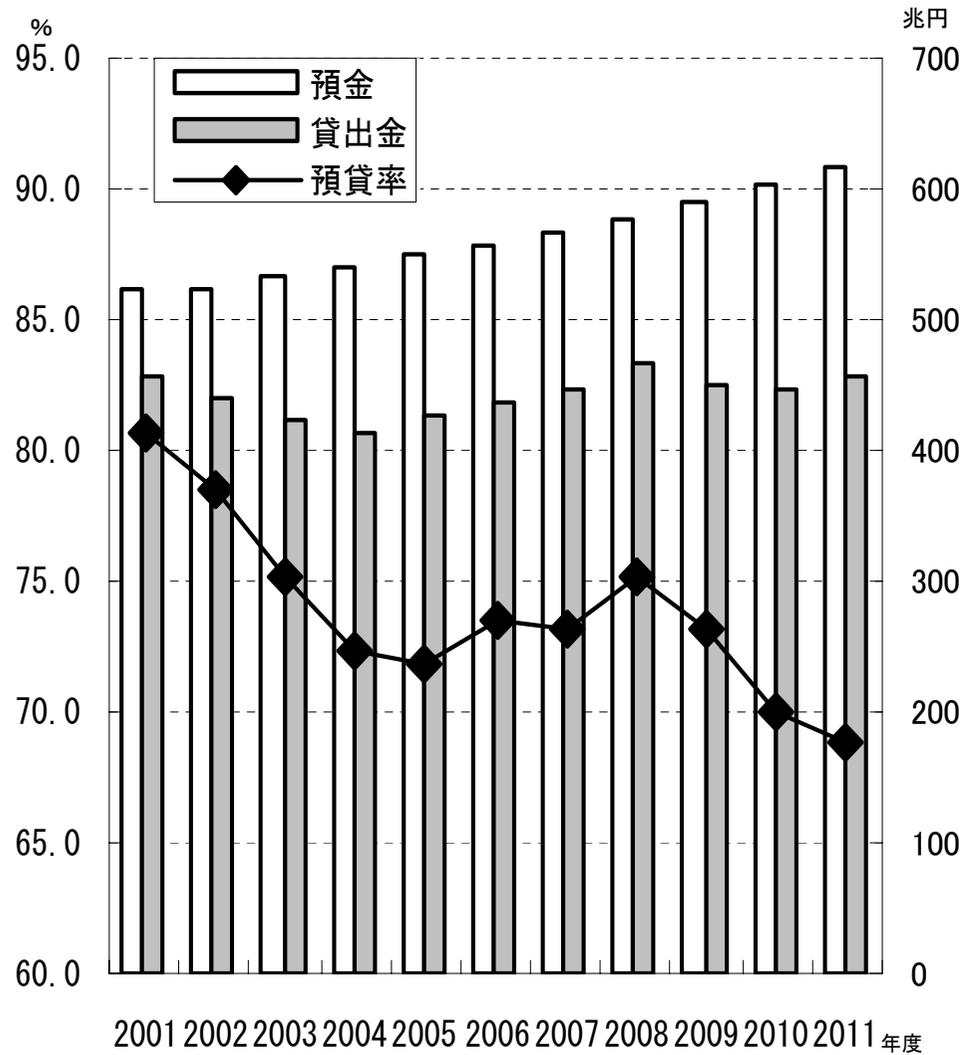
○ 世界的な景気減速懸念を受けた投資家のリスク回避姿勢の高まり等を背景に、円高が進展。



(出所) Bloomberg

# 日本の金融機関の現状と課題(貸出の動向)

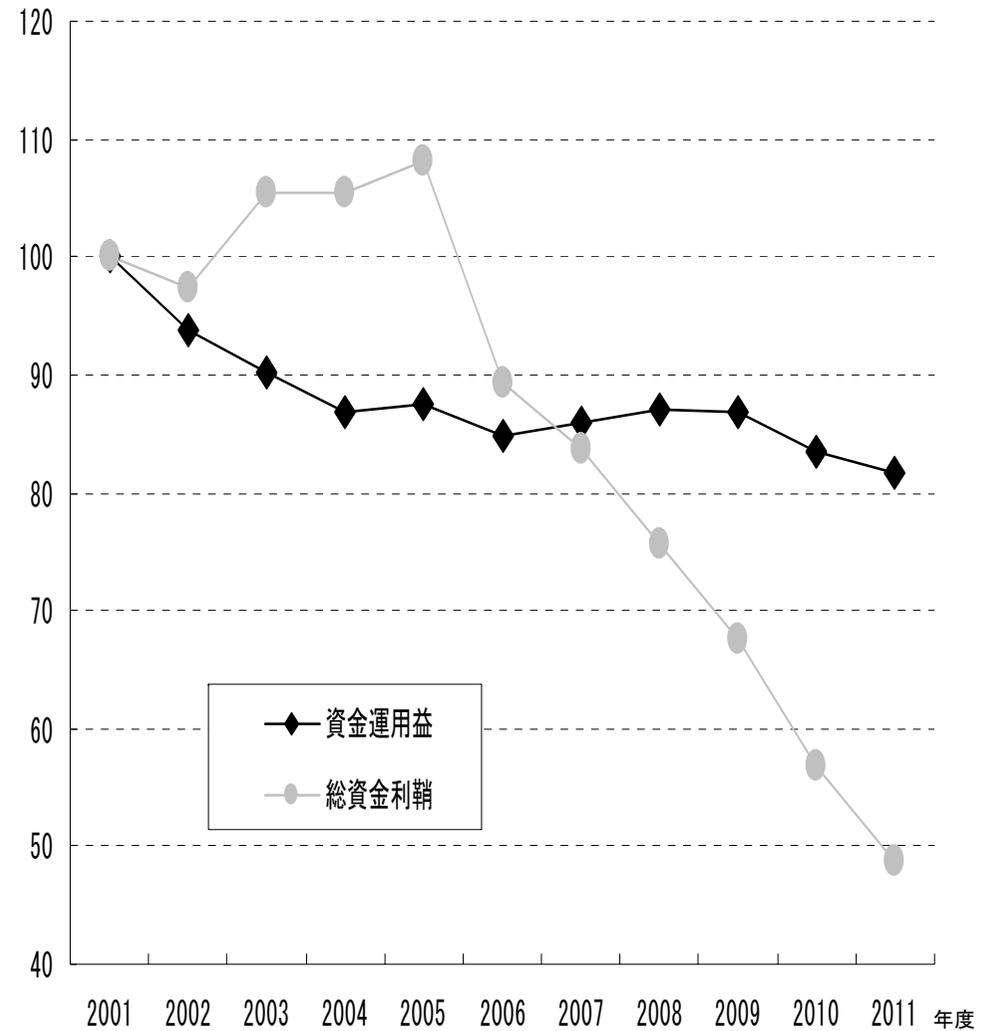
## ①国内銀行の預貸率の推移



(出所)全国銀行協会

## ②資金運用益と利鞘の推移

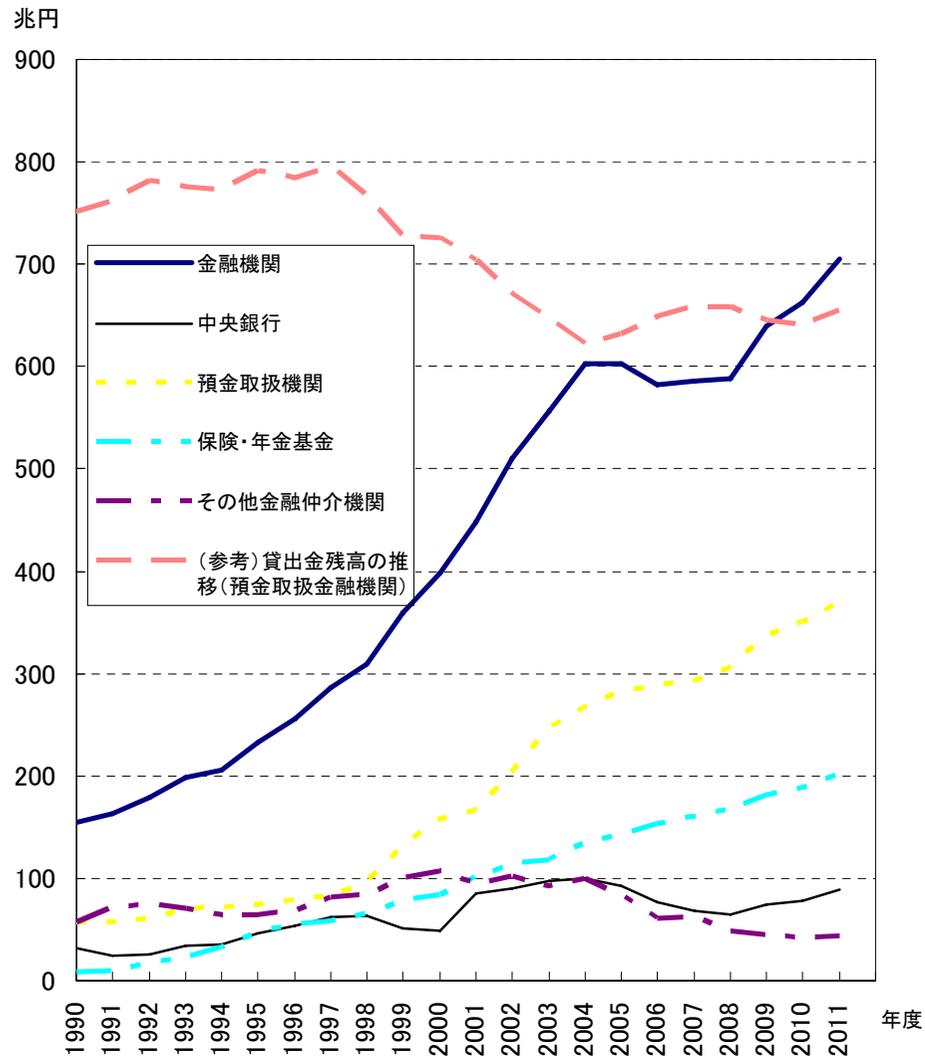
(2001年を100として指数化)



(出所)全国銀行協会

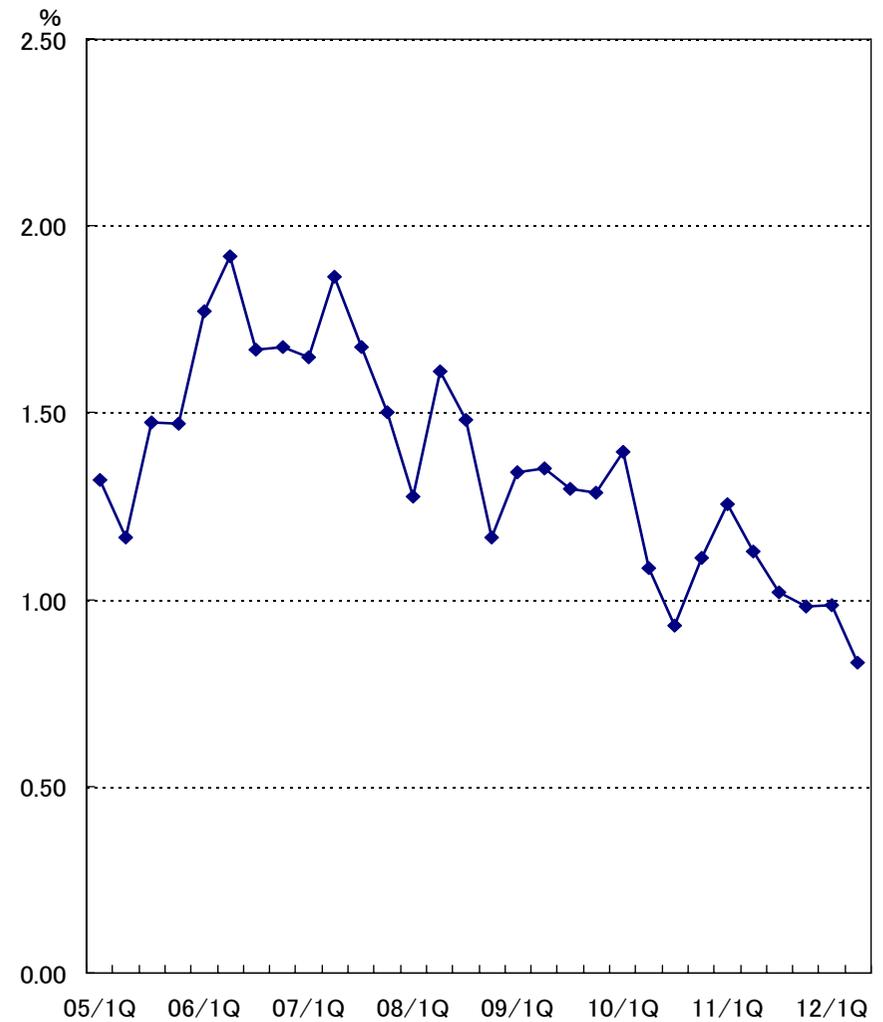
# 日本の金融機関の現状と課題(国債保有の状況)

## ①国債保有残高の推移



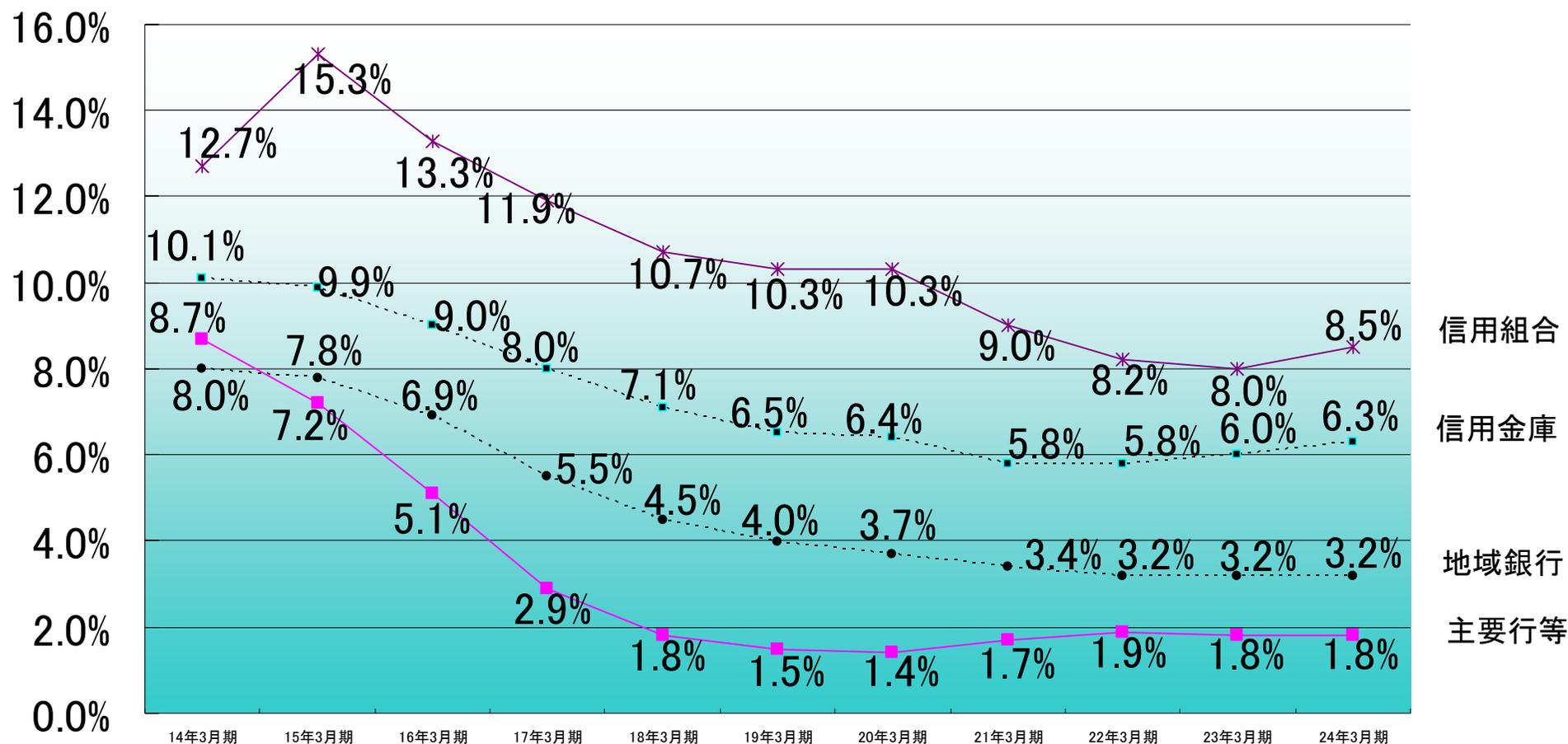
(出所) 資金循環統計(日本銀行)

## ②新発10年利付国債金利の推移 (各四半期の終値)



(出所) QUICK

# 金融機関の不良債権比率の推移



(注1) 計数は金融再生法開示債権ベース。

(注2) 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、旧中央三井信託銀行、旧住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。

(出典) 当庁ホームページ

# **1. 金融システムの安定確保のための取組み**

## **2. 国際的な金融規制改革への対応**

# 国際的な金融規制改革の流れ

## 1. 国際的な金融規制改革に係るこれまでの経緯 (G20首脳会議)

金融市場の混乱が世界的な経済危機に発展

2008年 9月 リーマンショック

G20首脳プロセスで金融規制改革の国際協調

2008年11月 ワシントン・サミット

2009年 4月 ロンドン・サミット

2009年 9月 ピッツバーグ・サミット

2010年 6月 トロント・サミット

2010年 11月 ソウル・サミット

2011年 11月 カヌヌ・サミット

2012年 6月 ロスカボス・サミット(メキシコ)

2013年 サンクトペテルブルク・サミット(ロシア)

## 2. 国際的な金融規制改革に係る論点

### (1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 (バーゼルⅢ)

→ソウル・サミットにおいて了承され、2010年12月に詳細なルールテキストを公表。各国は、2013年から段階的に実施。我が国は、2012年3月末に告示を改正。

### (2) システム上重要な金融機関(金融システムに与えるリスクに応じ規制・監督を強化)

→カヌヌ・サミットにおいて、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対する包括的な政策的枠組に合意。我が国においては、当政策枠組のスケジュール通りの実施に向け取り組んでいるところ。国際的には、G-SIBs以外の国内のシステム上重要な銀行やグローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)等について議論中。

### (3) シャドー・バンキング

(銀行システム以外で行う信用仲介)

→カヌヌ・サミットで承認された作業計画に従い、ヘッジファンド、MMF(マネー・マーケット・ファンド)など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動(シャドーバンキング)に対する規制・監視のあり方を検討中(年末までに提言が出揃う予定)。

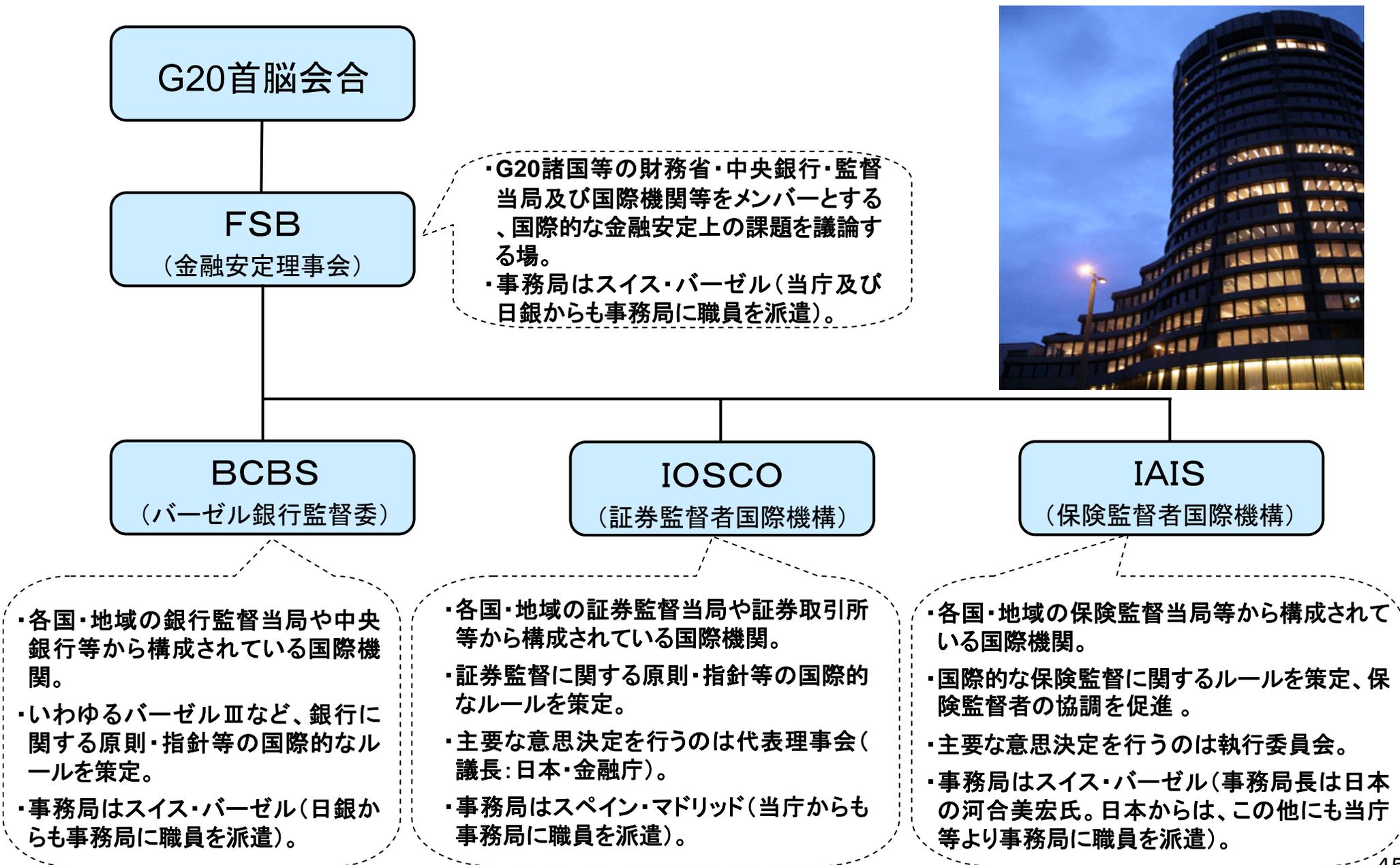
### (4) 店頭デリバティブ市場改革

→店頭デリバティブ市場の透明性や安定性を高めるため、ピッツバーグ・サミットにおいて、2012年末を期限とした店頭デリバティブ市場改革に合意。我が国は2010年に金融商品取引法を改正したほか、今国会にも関連法案を提出中。

### (5) その他ロスカボス・サミットで合意された今後の検討事項

- 取引主体識別子(LEI)システムの立上げ
- 格付への機械的な依存抑制
- FSBガバナンスの強化
- 商品デリバティブ原則の実施のモニタリング
- 国際的に活動する保険会社の監督枠組の策定
- 金融消費者保護の促進
- 健全な報酬慣行・原則の実施のモニタリング 等

# 金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み



# 金融危機の展開と国際的議論の推移

## 第1段階

2007年夏 サブプライム・ローン問題の発生

⇒ 証券化商品など、問題の原因となった商品・取引に着目した議論



## 第2段階

2008年9月 リーマン・ショックの発生

⇒ 金融システム全体の脆弱性に着目した議論



## 第3段階

2009年春 各国の政策対応の効果もあり、金融危機は小康状態に

⇒ 金融危機後の規制の再構築を展望した議論



## 新たな課題

ギリシャ等一部の国におけるソブリン・リスクの顕在化とそれへの対応 等

# バーゼル規制の制定経緯・沿革

---

## ○ バーゼル規制

1980年代の米国の金融危機を背景に、国際的な金融システムの健全性の強化と競争条件の公平性確保の観点から、最初のバーゼル規制に1988年に合意。

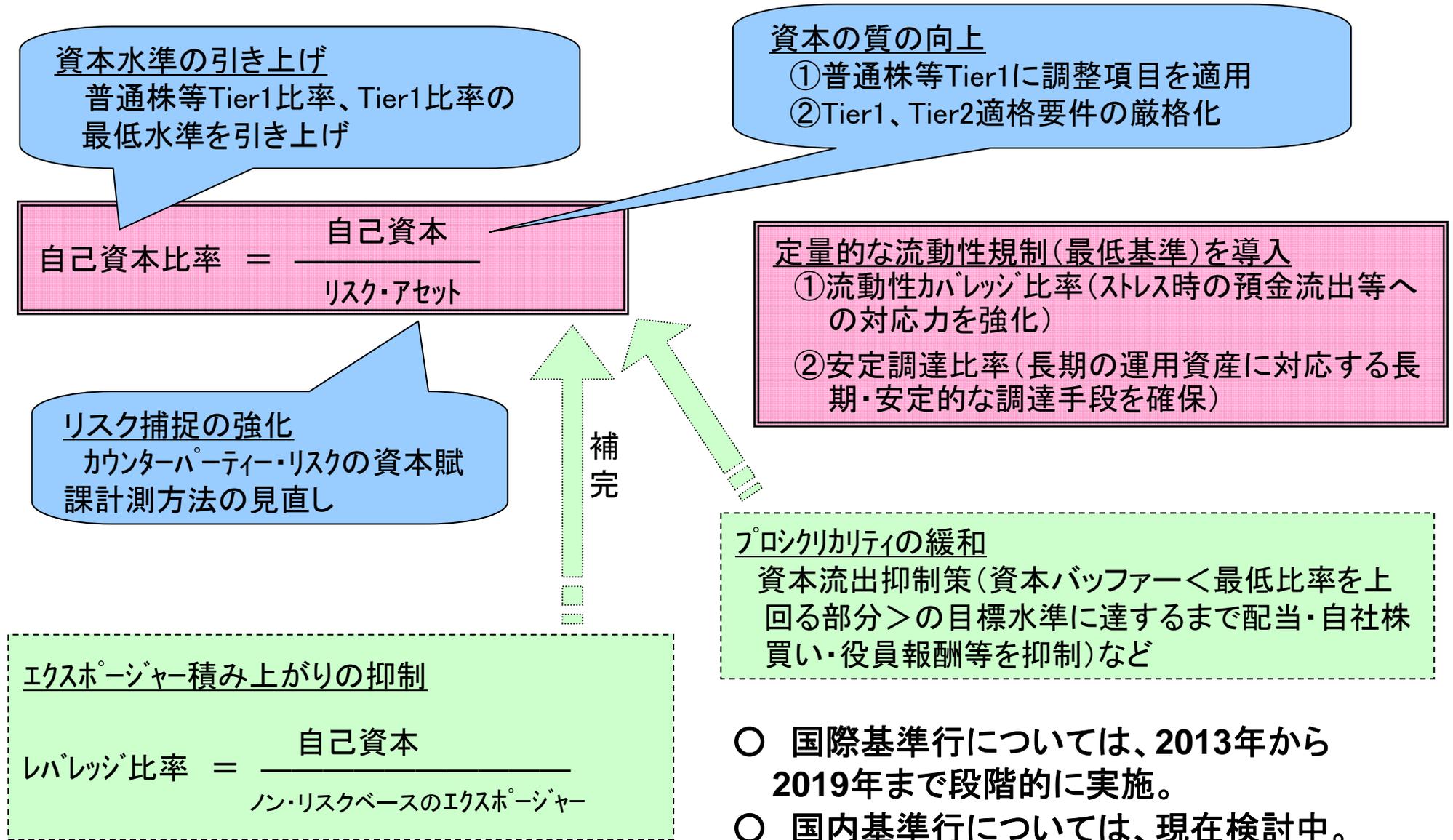
## ○ バーゼルⅡ

その後、金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化にあわせて、健全性基準の枠組みを見直したバーゼルⅡに2004年に合意。

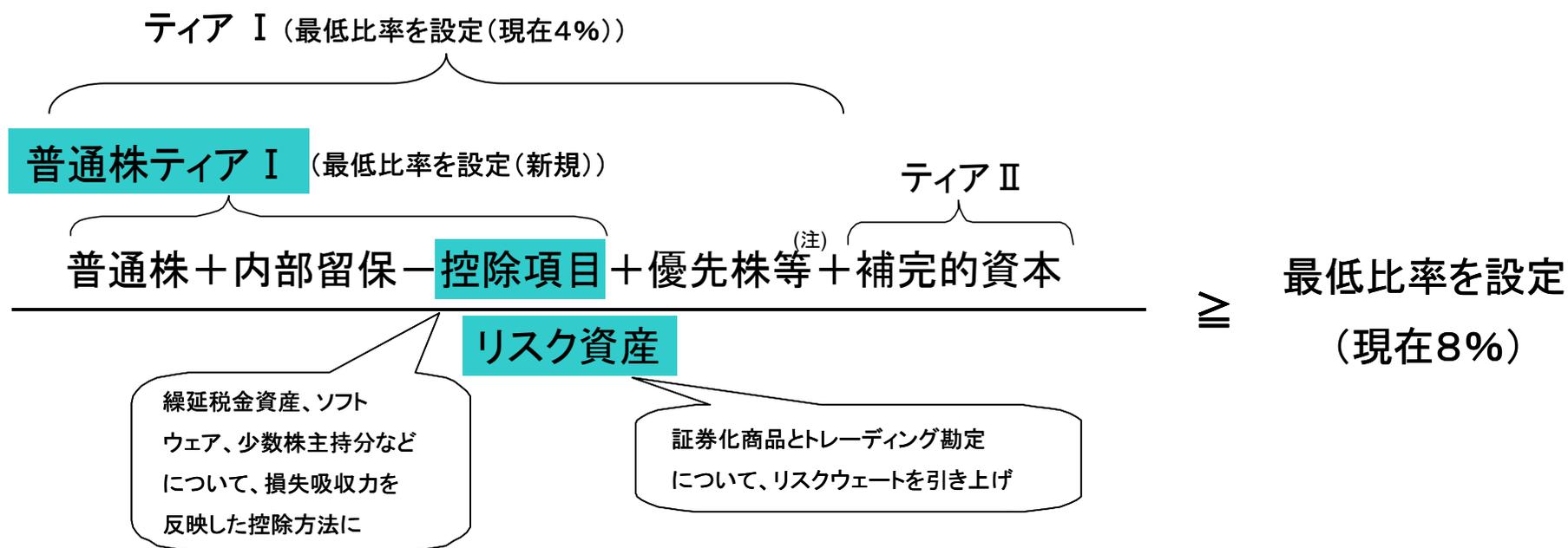
## ○ バーゼルⅢ

近年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の再発を防止するためバーゼルⅢに2010年に合意。

# 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 –バーゼルⅢの全体像–



# バーゼルⅢにおける自己資本比率規制の見直し



(注) 優先株は、ステップ・アップ金利等の特約がなく、償還の蓋然性のない非累積型永久優先株についてTier1に算入することが可能。  
優先出資証券は、ステップ・アップなしの配当非累積型がTier1として認められる(海外SPCを通じた優先出資証券を含む)。

## 流動性規制の導入

■ 流動性カバレッジ比率：短期間(30日間)の流動性に着目。

⇒ ストレス時の預金流出への対応力を強化すべく、十分な流動性資産(適格流動資産)の保有を求める。

$$\text{流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要な流動性}} \geq 100\%$$

■ 安定調達比率：長期の流動性に着目。

⇒ 流動性を生むことが期待できない資産(所要安定調達額)に対し、長期・安定的な負債・資本(安定調達額)のより多くの保有を求める。

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金等)}}{\text{所要安定調達額(資産×資金調達ニーズに応じた掛目)}} > 100\%$$

※ 2011年に開始する観察期間において必要に応じ見直し、流動性カバレッジ比率は2015年から実施、安定調達比率は2018年から実施。

## システム上重要な金融機関①

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大きすぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関(Systemically Important Financial Institutions: SIFIsーシフィーズ)について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	<u>2011年11月カンヌ・サミットで合意</u>	2012年11月までに検討完了予定 (ロスカボス・サミットで進捗状況を報告)
保険	2013年春までに検討完了予定 (本年5月に市中協議文書を公表)	未定
その他	市場インフラやノンバンク等について 検討中	未定

## システム上重要な金融機関②

### ロスカボス・サミットの結果

- 「大きすぎて潰せない」問題に対処するため、以下の政策的枠組みを支持・再確認。
  - ① 国内の破綻処理枠組みを、FSBの「実効的な破綻処理枠組みの主要な特性」と整合的なものとする
  - ② 再建・処理計画及び各金融機関毎のクロスボーダー協力取極めの策定
  - ③ 監督の密度と実効性の強化
- 国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)の特定、及びそれらに関する政策措置に係る共通の枠組みとしての一連の原則の策定に関する進捗を歓迎。

## システム上重要な金融機関③

### 今後に向けた課題

- 監督の密度と実効性に関する更なる進捗について、2012年11月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に報告するよう要請。
- FSBに対し、保険監督者国際機構(IAIS)と協議の上、グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)の特定及び政策措置に関する作業を2013年4月までに完成させるよう要請。
- FSBが証券監督者国際機構(IOSCO)と協議の上、2012年末までに、その他のシステム上重要なノンバンク金融主体を特定するための手法を用意することを期待。
- 支払決済システム委員会(CPSS)及びIOSCOに対し、システム上重要な市場インフラ(FMI)に関する作業を継続するよう要請。

# システム上重要な金融機関④

## ①「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」

### (1) G-SIFIsの判定手法と数

全世界73行のサンプル中から、「グローバルな活動」、「規模」、「相互関連性」、「代替可能性／金融インフラ」、及び「複雑性」の5つのリスク要因に対応した指標で判定し、G-SIFIsを選定し公表（2011年11月公表の2009年末のデータを適用したリストでは、当初29行、日本からは3メガバンクがG-SIFIsに選定。今後、毎年11月にリストを更新）。

### (2) 自己資本の上乗せ規制

#### (イ) 上乗せ幅

G-SIFIsを重要度に応じ以下の4グループに区分。この区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に自己資本を上乗せ。

第5バケット(空)	(普通株資本3.5%)
第4バケット	普通株資本2.5%
第3バケット	普通株資本2.0%
第2バケット	普通株資本1.5%
第1バケット	普通株資本1.0%

#### (ロ) 実施時期

2016年1月1日から段階的に実施し、2019年1月1日より完全実施。

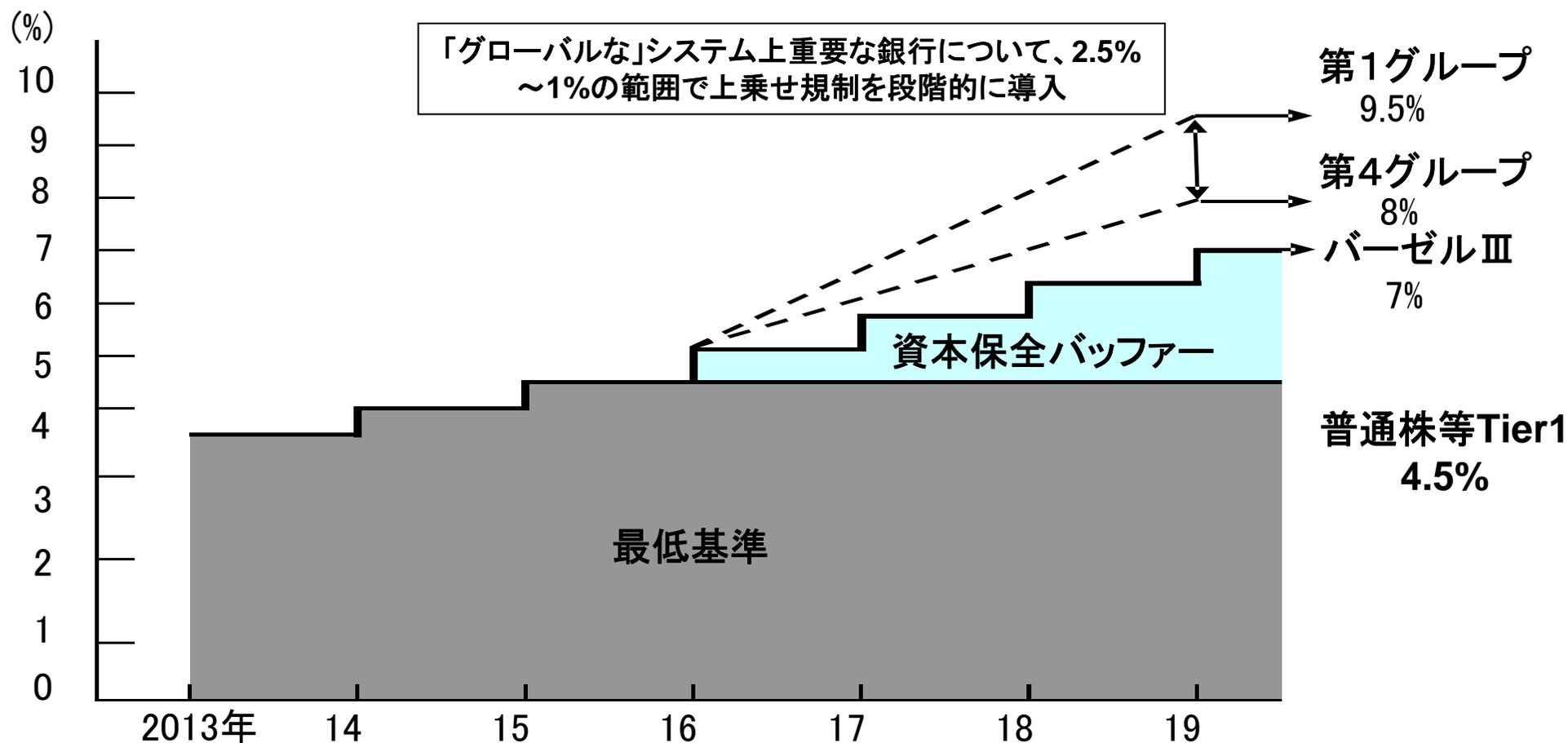
※ この実施時期は、バーゼルⅢの資本保全バッファの段階的導入スケジュールと整合的。

### G-SIFIsに特定された金融機関

Bank of America	JP Morgan Chase
Bank of China	Lloyds Banking Group
Bank of New York Mellon	<u>Mitsubishi UFJ FG</u>
Banque Populaire Cde	<u>Mizuho FG</u>
Barclays	Morgan Stanley
BNP Paribas	Nordea
Citigroup	Royal Bank of Scotland
Commerzbank	Santander
Credit Suisse	Société Générale
Deutsche Bank	State Street
Dexia	<u>Sumitomo Mitsui FG</u>
Goldman Sachs	UBS
Group Crédit Agricole	Unicredit Group
HSBC	Wells Fargo
ING Bank	

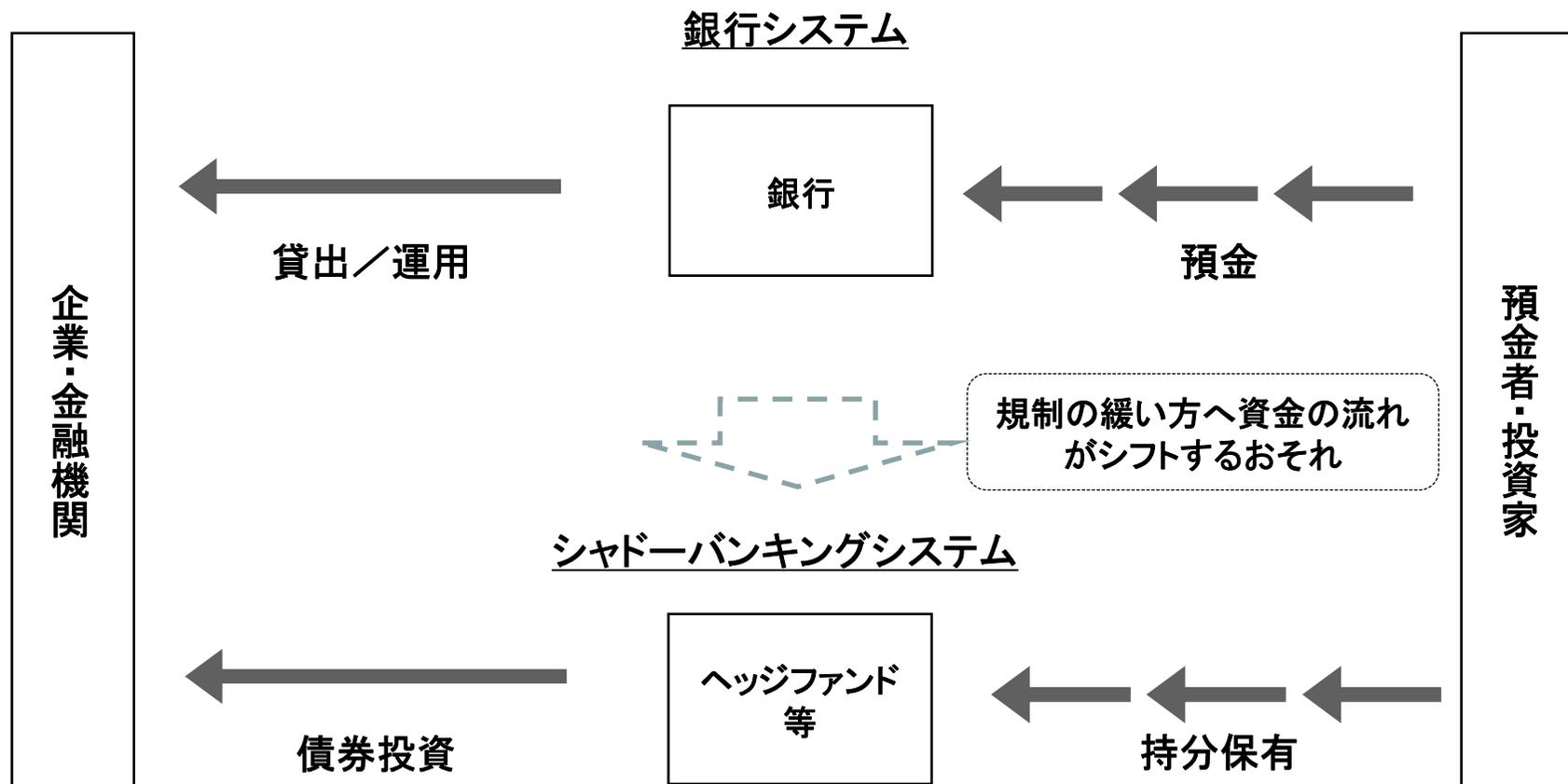
# システム上重要な金融機関⑤

(参考) 自己資本の上乗せ規制



# シャドールンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)①

- ヘッジファンド、MMF(マネー・マーケット・ファンド)など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動(シャドールンキング)に対する規制・監視のあり方を検討中(年末までに提言が出揃う予定)



ヘッジファンド: 少人数の投資家から資金を集め、積極的にリスクを取り、高収益を目指すファンド。

## シャドーバンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)②

### 経緯

- 金融危機以降、銀行と実質的に同様の信用仲介活動を行っている主体又はその活動(シャドーバンキング)について、流動性規制や資本規制・健全性に対する監督に服しておらず、シャドーバンキングに対する規制・監督を強化する必要があるとの認識が高まった。
- カンヌ・サミット(2011年11月)において、金融安定理事会(FSB)に対し、シャドーバンキング・システムの規制・監視に係る提言を2012年に策定するよう要請がなされた。
- FSB等において、下記の各分野に関する規制・監視を検討。
  - 銀行を通じた間接的なシャドーバンキング規制
  - マネー・マーケット・ファンド(MMF)
  - 証券化
  - 証券貸借・レポ取引
  - その他シャドーバンキング主体

## シャドールバンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)③

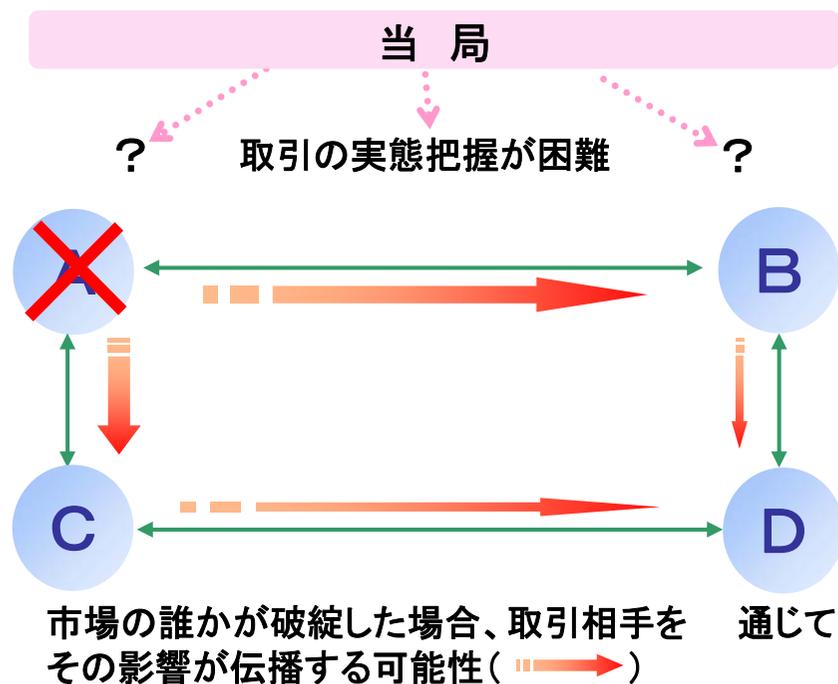
ロスカボス・サミットの結果 ⇒ 今後に向けた課題

- シャドールバンキング・システムの監視及び規制の強化に向けた継続中の作業を支持。
- 2012年11月の会合において財務大臣及び中央銀行総裁がこれらの分野における提言をレビューすることを期待。

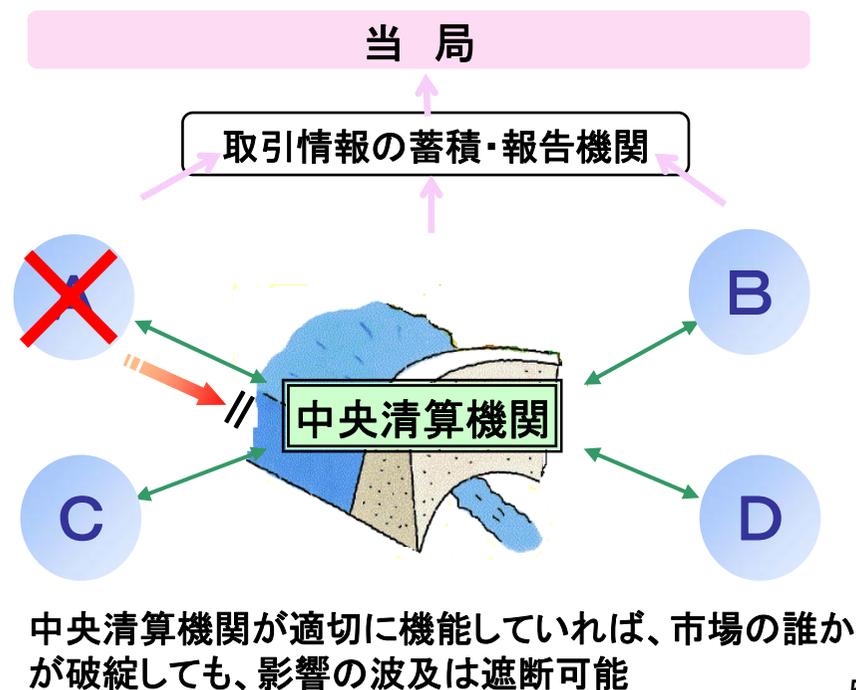
# 店頭デリバティブ市場改革①

- 店頭デリバティブ市場とは、先物、オプション、スワップ等の金融派生商品(デリバティブ)を、取引所のような施設を通さず、当事者同士が直接、相対で取引する市場。
- 同市場の透明性や安定性を高めるため、G20ピッツバーグ・サミットにおいて、2012年末を期限とした店頭デリバティブ市場改革に合意。我が国は2010年に金融商品取引法を改正したほか、今国会にも関連法案を提出中。
- 同法は、店頭デリバティブ取引の清算・決済が安全・確実に行えるよう、業者が一定の取引を中央清算機関を通じて行うことや、取引の報告義務などを規定。

## 金融危機時の店頭デリバティブ市場の問題点



## 店頭デリバティブ市場改革の概要



## 店頭デリバティブ市場改革②

ロスカボス・サミットの結果 ⇒ 今後に向けた課題

- 以下のG20ピッツバーグ・サミット（2009年9月）の合意事項を再確認。

2012年末までに、以下の各措置を実施

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引について、
  - a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤を通じた取引
  - b) 中央清算機関を通じた決済

- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関への報告

- ③ 中央清算機関を通じて決済がされない契約に対する、より高い所要自己資本賦課

- 国際基準設定主体に対し、中央清算されないデリバティブの証拠金に関するグローバルな基準を2012年末までに最終化させるよう奨励。

# ボルカー・ルール(案)の概要 ①

(2011年10月、米国4当局から公表の市中協議文書)

## <主な規制の内容>

○ 銀行グループにおける、

① 短期の自己勘定取引の禁止

(マーケットメイキング・米国債等の取引は許容)

② PE(プライベート・エクイティ)/ヘッジファンドへの投資の禁止

(少額投資等は許容)

③ 上記禁止措置に関する法令遵守態勢の整備及び報告

(注) 市中協議文書によれば、外国の金融グループの米国外拠点に対する広範な域外適用が行われることが想定される。

## <施行までのスケジュール>

2011年10月11日 米国連邦準備制度理事会(FRB)・通貨監督局(OCC)・連邦預金保険公社(FDIC)・証券取引委員会(SEC)による市中協議文書の公表

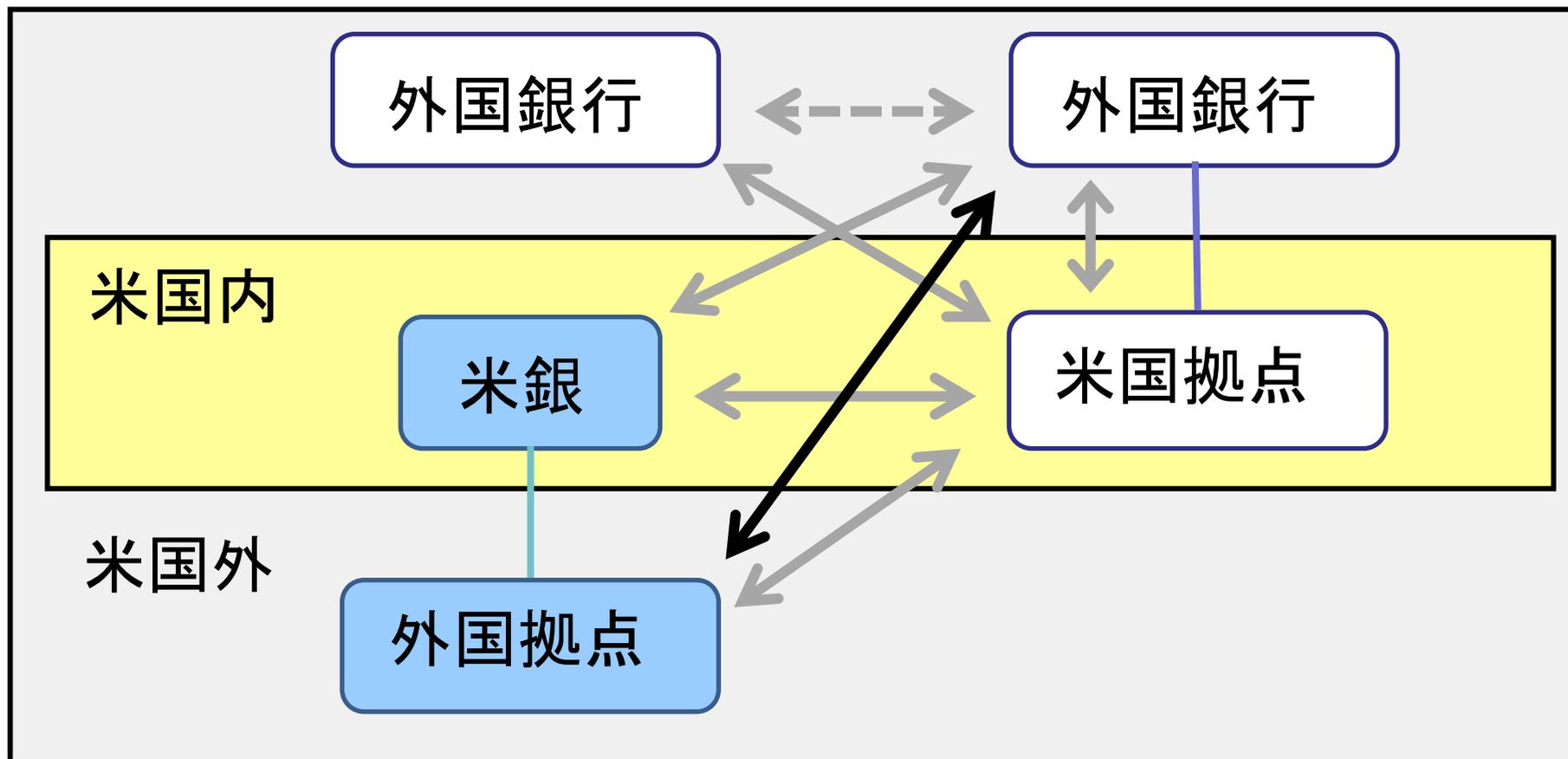
2012年2月13日 市中協議文書に対するコメント期限(当初期限から1か月延長)

ルール最終化後  
(具体的時期未定) 法令遵守態勢整備義務等、一部規制の施行

2014年7月～ 完全施行

# ボルカー・ルール(案)の概要 ②

—短期の自己勘定取引の禁止—



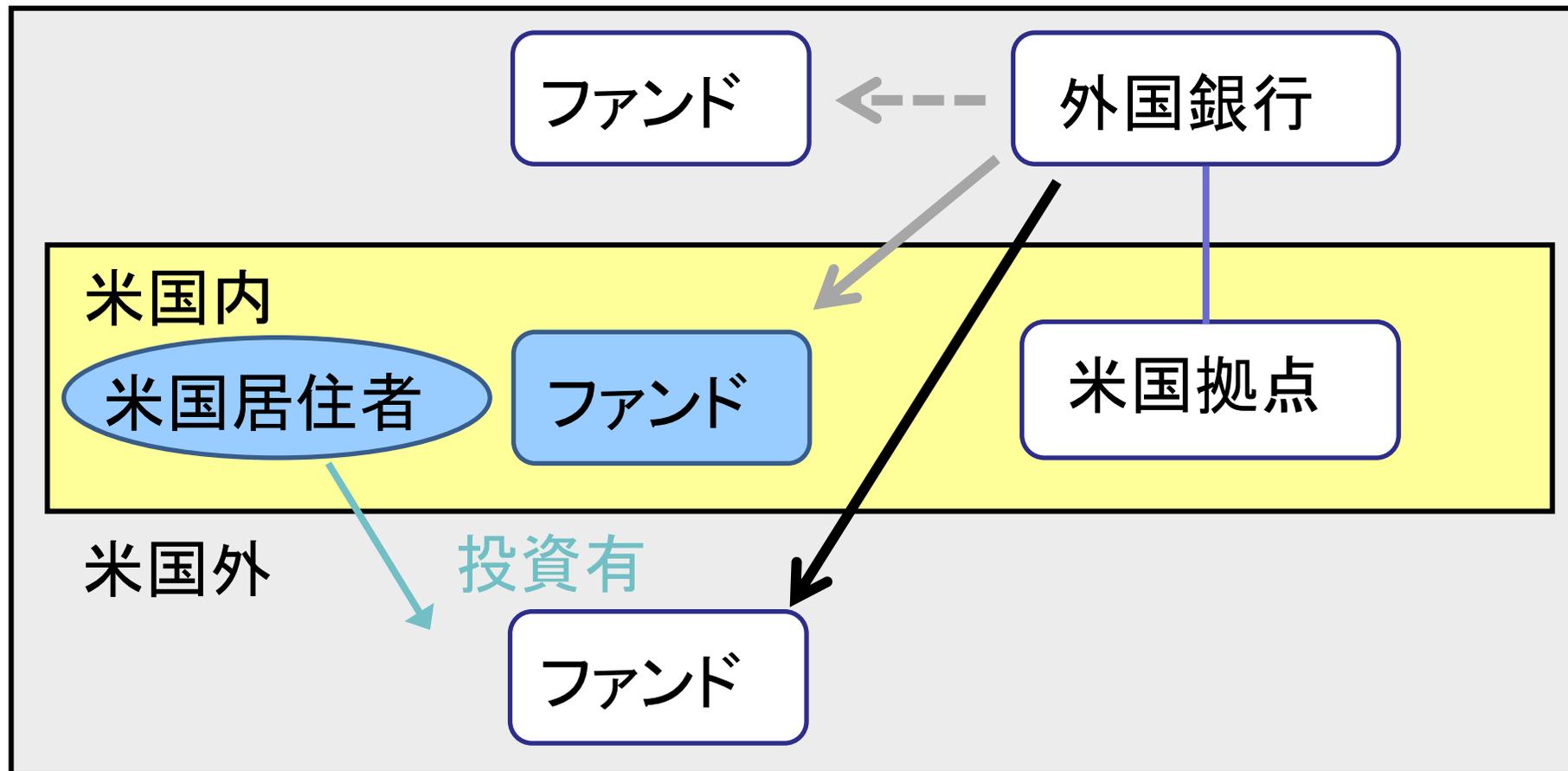
規制対象取引



規制対象外取引

# ボルカー・ルール(案)の概要 ③

—PE(プライベート・エクイティ)/ヘッジファンドへの投資の禁止—



- 規制対象の投資
- > 規制対象外の投資

# 世界的な金融市場の混乱と対応の推移 - 1

2007年	6月22日	ベアー・スターンズ、傘下ファンドへ資金支援
	8月 9日	BNPパリバ、傘下ファンドの新規募集や解約を凍結
	9月14日	英当局、ノーザンロックに緊急融資(英で140年ぶりの取付け騒ぎ)
2008年	1月22日	NY州保険当局、モノライン保険会社に対する資本増強策等の検討を公表 (2/25 MBIA増資、3/5 Ambac 増資)
	3月16日	JPモルガン、ベアー・スターンズを買収
	4月11日	FSF、「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」をG7に報告、公表 米当局、ファニーメイ及びフレディマックへの支援策を公表
	9月 7日	リーマン・ブラザーズの米国持株会社が倒産手続開始
	9月15日	FRB、AIG救済策を公表
	9月16日	日米欧の6中央銀行、流動性供給のための協調対応策を発表
	9月18日	米国で緊急経済安定化法成立
	10月 3日	第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)開催、金融市場の改革のための5 つの共通原則と47の行動計画に合意
	11月14-5日	米当局、シティグループに対する救済策を発表
	11月23日	
2009年	1月16日	米当局、バンク・オブ・アメリカに対する救済策を発表
	2月10日	米当局、新たな金融安定化策(ストレステストの実施、官民投資ファンドの創 設等)を公表
	3月18日	英当局、国際的な銀行規制に関するターナーレビューを発表
2009年	4月1-2日	第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)開催、首脳声明を採択
	5月 7日	米当局、ストレステストの結果を公表
	6月17日	米当局、金融規制改革案を発表
	6月19日	欧州理事会、欧州の新たな金融監督体制(欧州金融監督システム)を提言 英当局、「金融市場の改革に関する白書」を発表
	7月 8日	第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)開催、首脳声明を採択
	9月24-5日	バーゼル委、銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書を公表
	12月17日	

サブプライム・ローン問題に  
端を発する金融危機と  
それへの対応

## 世界的な金融市場の混乱と対応の推移 - 2

2010年	1月21日	米国、「金融機関の規模及び活動範囲に関する制限」を公表
	2月17日	バーゼル委、包括的な定量的影響度調査(QIS)開始
	4月 8日	英国、「金融サービス法」成立
	4月23日	ギリシャ、資金支援策の発動を要請
	5月 7日	ユーロ圏首脳会合、ギリシャ支援内容を承認
	5月10日	EU財務相理事会、「欧州金融安定メカニズム」の創設に合意
	6月17日	英国、金融監督体制の改革案を公表
	6月26-7日	第4回G20首脳会合(トロント・サミット)開催、首脳声明を採択
	7月21日	米国、金融規制改革法が成立
	7月23日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月26日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、バーゼル委による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達
	9月12日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、より高い国際的な最低自己資本基準を公表
	11月11-2日	第5回G20首脳会合(ソウル・サミット)開催、首脳声明を採択
	11月28日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、アイルランド支援に合意
12月16日	バーゼル委、新たな自己資本・流動性規制(バーゼルIII)のテキスト及びQISの結果を公表	
2011年	1月 1日	EU、新たな金融監督体制(欧州金融監督システム)が始動
	5月16日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、ポルトガル支援に合意
	6月25日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、グローバルにシステム上重要な銀行に関する措置に合意
	7月15日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月19日	金融安定理事会・バーゼル委、システム上重要な金融機関に関する市中協議文書を公表
	8月 2日	米国、債務上限引上法が成立
	10月10日	ベルギー、フランス、ルクセンブルグ政府、デクシア銀行救済策に合意
	10月13日	EFSF機能拡充をユーロ圏全17カ国で承認
	10月26日	EU・ユーロ圏首脳会合、欧州債務危機に対処すべく包括的な施策に合意
	11月3-4日	第6回G20首脳会合(カンヌ・サミット)開催、首脳声明を採択 同日、金融安定理事会がシステム上重要な金融機関に関する政策枠組みを公表
	12月9日	EU首脳会合、財政規律強化・安定化措置の強化に合意

ギリシャ等  
一部の国に  
おける  
ソブリン・リス  
クの顕在化と  
それへの  
対応

# 世界的な金融市場の混乱と対応の推移 - 3

2012年	3月14日	ユーロ加盟国、ギリシャに対する第二次支援を正式に承認
	3月30日	ユーロ圏財務相会合、EFSF/ESM合計の融資額上限引上げを承認
	4月19-20日	G20財務大臣・中銀総裁会議及びIMFC、IMFの資金基盤強化について合意
	6月17日	ギリシャ再選挙にて、EU・IMFと合意した支援プログラムを支持する二党の合計で過半数
	6月18-19日	第7回G20首脳会合(ロスカボス・サミット)開催、首脳声明を採択
	6月25日	スペイン政府・キプロス政府、ユーロ圏諸国に対し、金融支援を要請
	6月28-29日	EU首脳会合、経済通貨同盟の進展のための工程表を年末までに策定することに合意
	7月20日	ユーロ圏財務相会合、スペインに対する金融支援の実施に合意



ギリシャ等  
一部の国に  
おける  
ソブリン・リス  
クの顕在化と  
それへの  
対応

# 1. 金融システムの安定確保のための取組み

## 3. 金融審議会における議論

(金融システム安定等に資する銀行規制等のあり方に関するワーキング・グループ)

# 金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」

平成24年4月11日

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

## 諮 問 事 項

### ○金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方についての検討

世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討。

あわせて、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における議論等を踏まえ、我が国金融業の更なる機能強化のための方策について検討。

## **II. 金融サービスの利用者保護のための取組み**

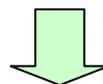
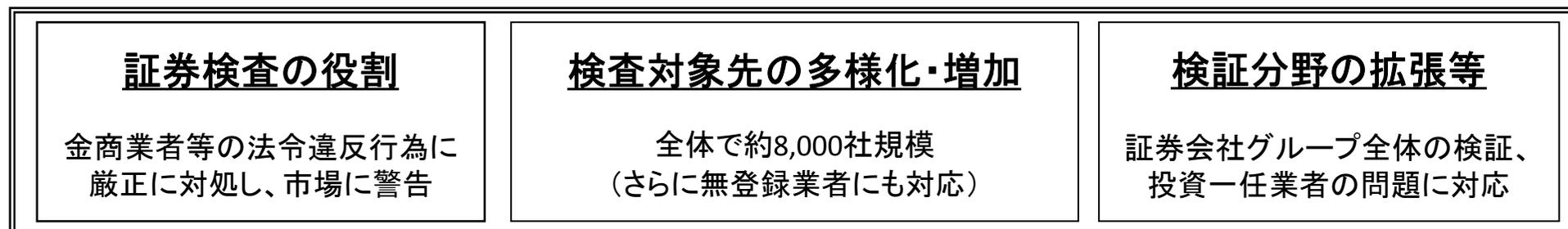
### **1. 投資一任業者に係る問題への対応**

# AIJ投資顧問・ITM証券 関係年表

	金融庁(監督局)		
	行政処分	一斉調査	
2012(平24)年 1月23日(月)			証券取引等監視委員会 { AIJに対する検査着手(初回) ITMに対する検査着手(通算4回目)
2月17日(金)	監視委より連絡 (AIJの顧客資産の運用状況に疑義)		金融庁へ連絡 (AIJの顧客資産の運用状況に疑義)
2月23日(木)	AIJに対し報告徴求命令(期限:1週間) AIJからの報告書を受理		↓ 引続き検査
2月24日(金)	AIJに対し行政処分① (業務停止命令1ヶ月)	「一斉調査」実施を表明 「一斉調査(第1次)」開始 (投資一任業者全社へ報告徴求命令) 投資一任業者から報告書受理	
2月29日(水)			
3月14日(水)			
3月22日(木)			AIJ・ITMに対する行政処分を求める勧告
3月23日(金)	監視委の処分勧告を受け、行政処分② (AIJ...登録取消し、業務改善命令 ITM...業務停止6ヶ月、業務改善命令)		AIJほか関係先への強制調査着手
4月6日(金)		「一斉調査(第1次)」の結果公表 「一斉調査(第2次)」開始	↓ 犯則事件の調査
4月27日(金)	「東京年金経済研究所(石山社長)」を無登録業者として警告	「一斉調査(第2次)」の報告書受理	
6月19日(火)	詐欺容疑で逮捕(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長、小菅取締役)		
7月9日(月)	金商法違反等で告発・起訴(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長)、詐欺容疑で再逮捕(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長、小菅取締役)		
7月30日(月)	金商法違反等で告発・起訴(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長)		
8月3日(金)			ITMに対する行政処分を求める勧告
8月10日(金)	監視委の処分勧告を受け、行政処分③ (ITM...登録取消し、業務改善命令)		

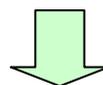
# 平成24年度証券検査基本方針のポイント

## 《基本的考え方》



### ＜特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施＞

- ・ 業態、規模その他の特性、情報等を総合的に勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 業態と顧客の特性及び金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化



## 《実施方針》

### ＜主な重点検証事項＞

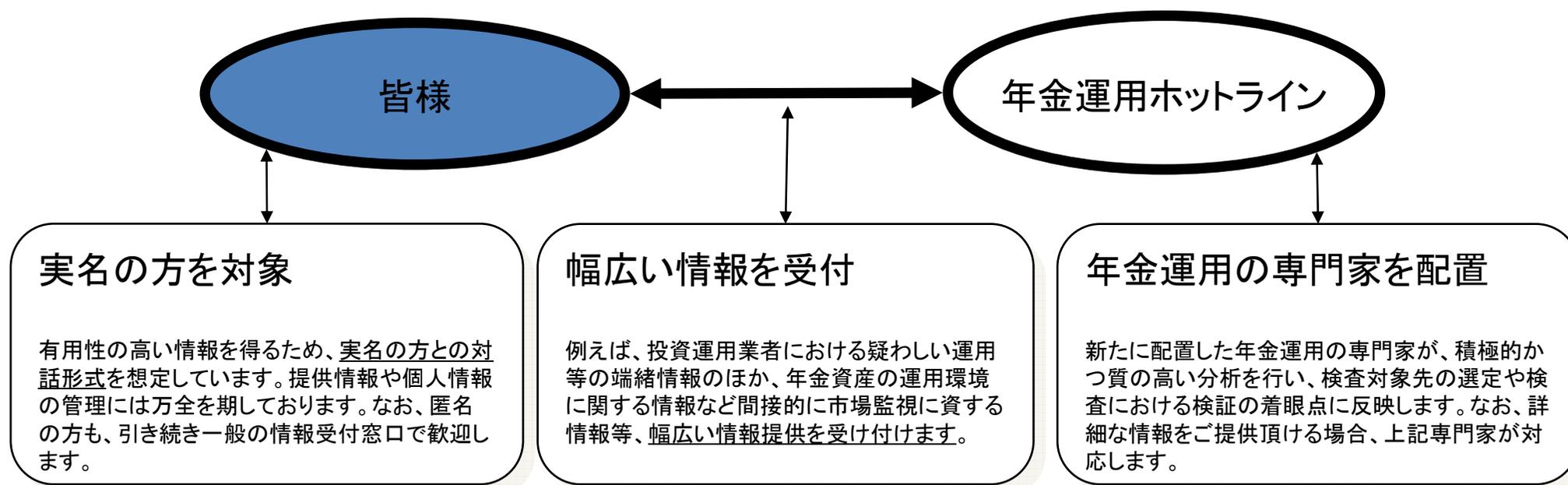
- ・ 金商業者等の市場仲介機能
- ・ 法人関係情報の管理
- ・ 投資勧誘の状況

### ＜投資一任業者に対する取組み＞

- 集中的な検査を実施
- 年金運用ホットラインを開設

# 「年金運用ホットライン」を開設しました。

証券取引等監視委員会は、平成24年4月27日、平成24年度証券検査基本方針において、投資一任業者の業務運営の実態等について、今後集中的に検証する方針を示すとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、有用性の高い情報を収集するための専用の窓口として、「年金運用ホットライン」を開設しました。



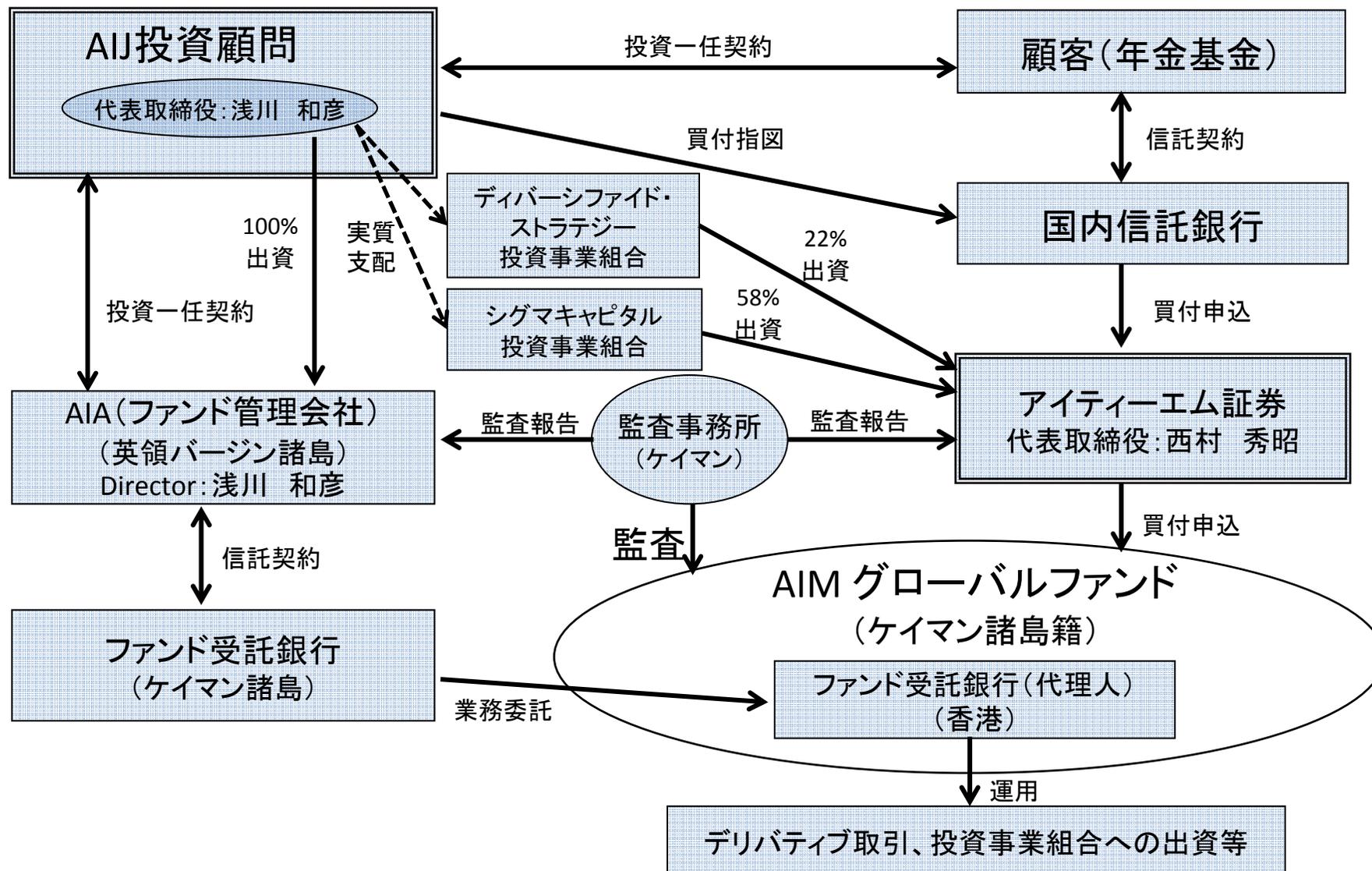
情報がございましたら、

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627 電子メール：[pension-hotline@fsa.go.jp](mailto:pension-hotline@fsa.go.jp)

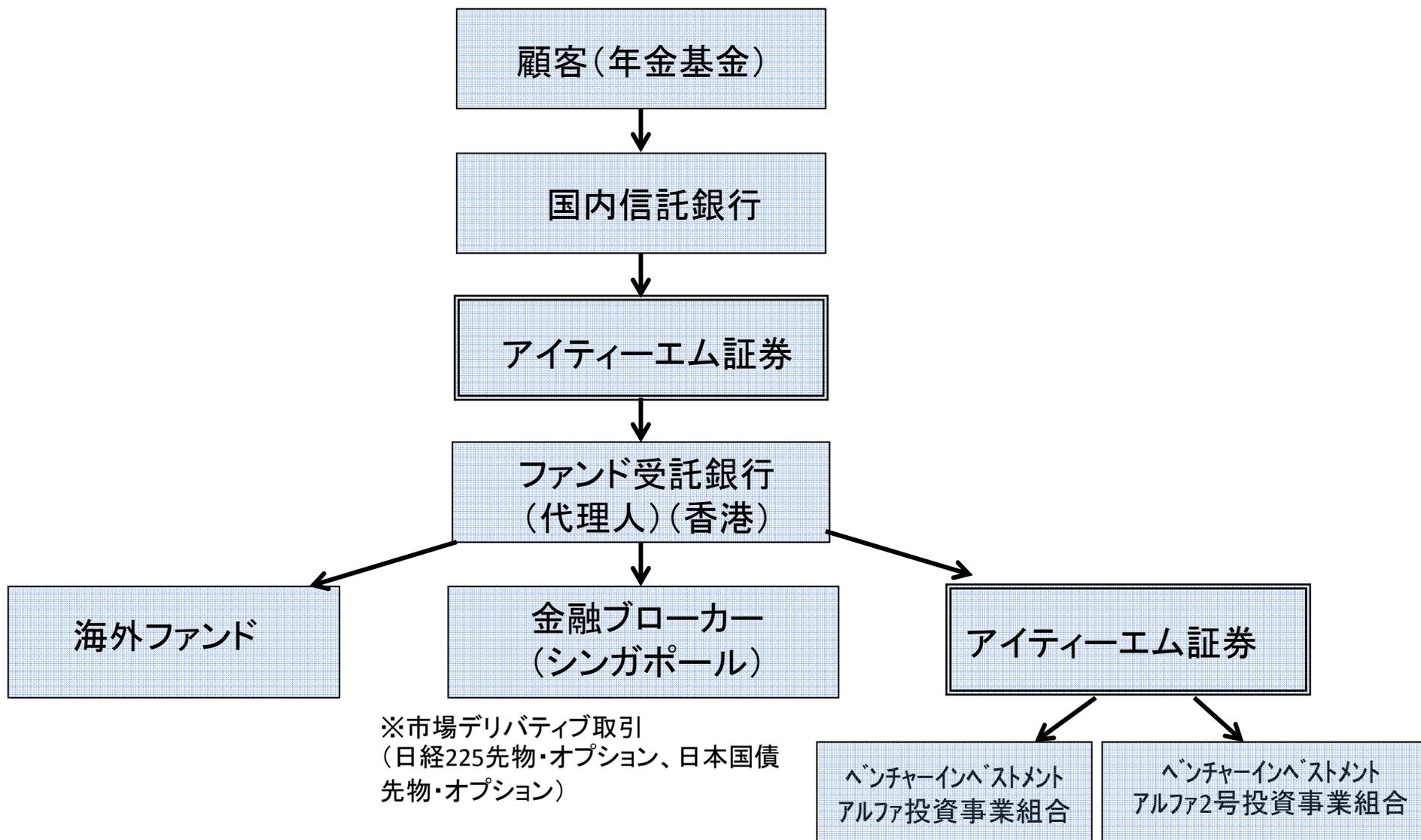
一般の情報受付窓口や、公益通報・相談窓口もございます。詳細は、証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。

# 概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# 資金の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

## デリバティブ取引損益及び純資産額の推移

単位：億円

	H15.3期	H16.3期	H17.3期	H18.3期	H19.3期	H20.3期	H21.3期	H22.3期	H23.3期	合計
デリバティブ取引 損益	▲0	▲16	▲34	▲270	▲40	▲186	▲37	▲501	▲7	▲1,092

AIJ作成純資産額 (※虚偽の数値)	63	129	301	704	957	1,140	1,786	1,932	2,090	/
ファンド受託銀行 作成純資産額	63	102	204	250	389	295	780	266	251	/

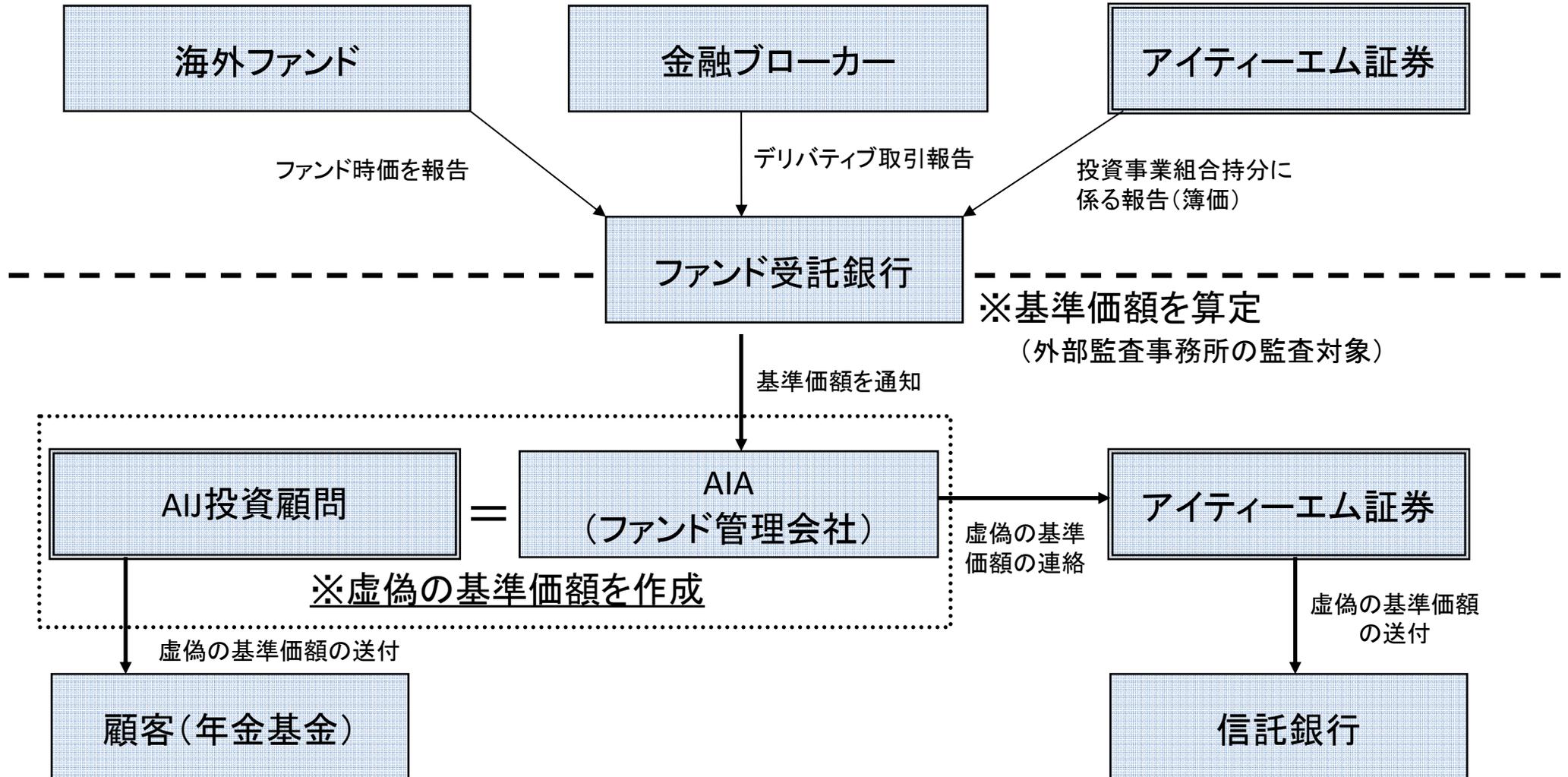
(※1) 平成15年3月期から平成23年3月期のデリバティブ取引損益は、AIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値。

(※2) AIJ作成純資産額は、AIJ投資顧問が顧客に報告している各ファンド毎の一口あたり純資産額に各会計期間末の残口数を乗じた数値。

(※3) ファンド受託銀行作成純資産額は、ファンド受託銀行がファンド管理会社に報告している純資産額。

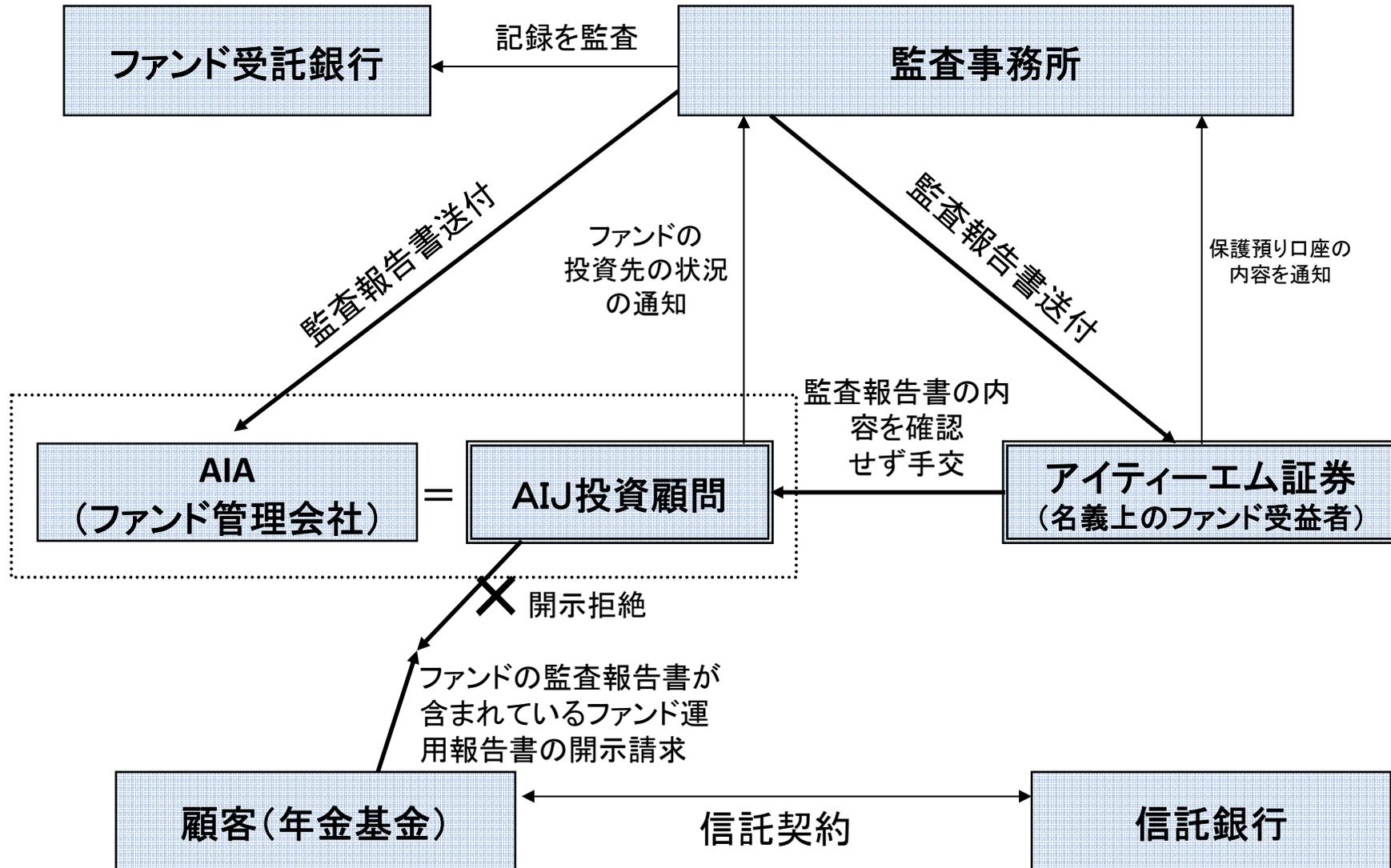
(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# ファンドの基準価額の算定・送付の流れ



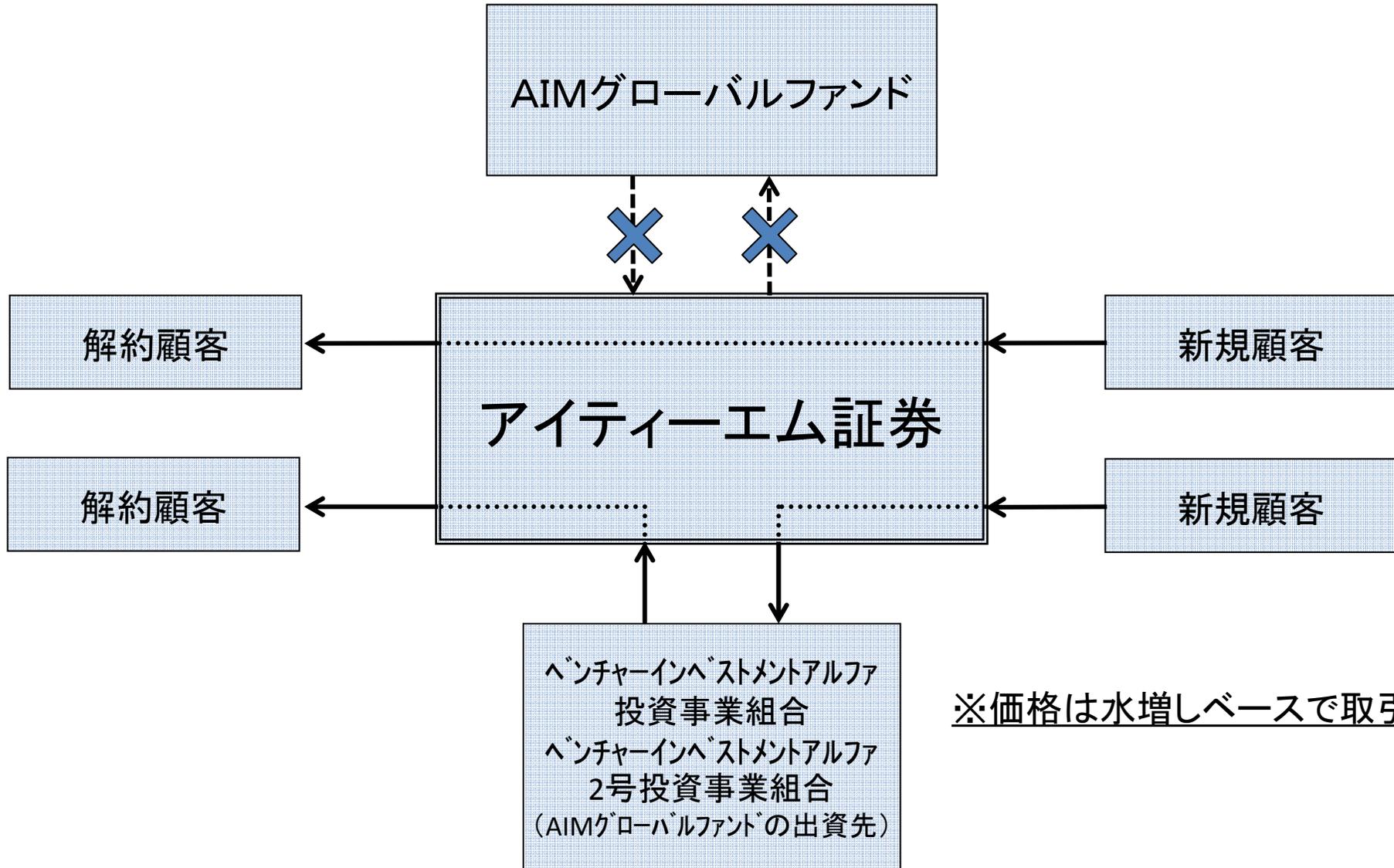
(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# 監査報告書作成・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# 解約時の資金の流れ(転売スキーム)



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# AIMグローバルファンドの資金の収支概要<sup>(※1)</sup>

単位：億円

収入		支出・運用等	
顧客(年金基金等)からの受け入れ	1,458	運用による損失	1,092
株の売買益等	14	顧客(年金基金等)への解約等の支払い	17
		委託手数料	61
		管理報酬等	45
		監査報酬等	6
		投資事業組合への出資	181
		うち現預金	32(※2)
		（その他AIMグローバルファンド持分等	
		海外ファンド持分	21
		現預金	49(※3)
収入計	1,472	支出・運用等計	1,472

(※1)平成15年3月期から平成23年3月期のAIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値を集計したもの(「投資事業組合への出資」の内訳を除く)。

(※2)「投資事業組合への出資」の「うち現預金」は、直近(24年3月)の残高を記載。

(※3)「現預金」の直近(24年3月)の残高も、49億円。

(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

## **II. 金融サービスの利用者保護のための取組み**

### **2. 改正貸金業法**

# 貸金業法改正の背景・内容

**多重債務問題の深刻化**：平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、こちらの者の平均借入総額は**約240万円**

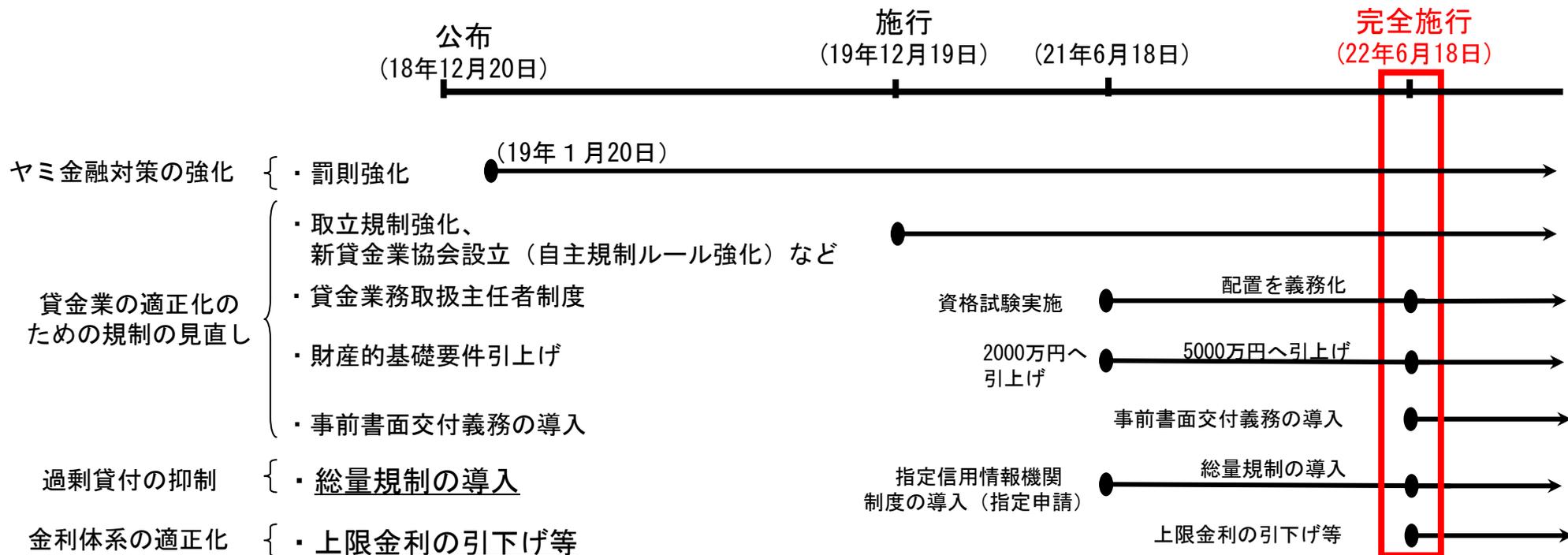
(注) 数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。  
(データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ)

※多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 商品性(借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム)
- ・ 過剰な貸付け(貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分)
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

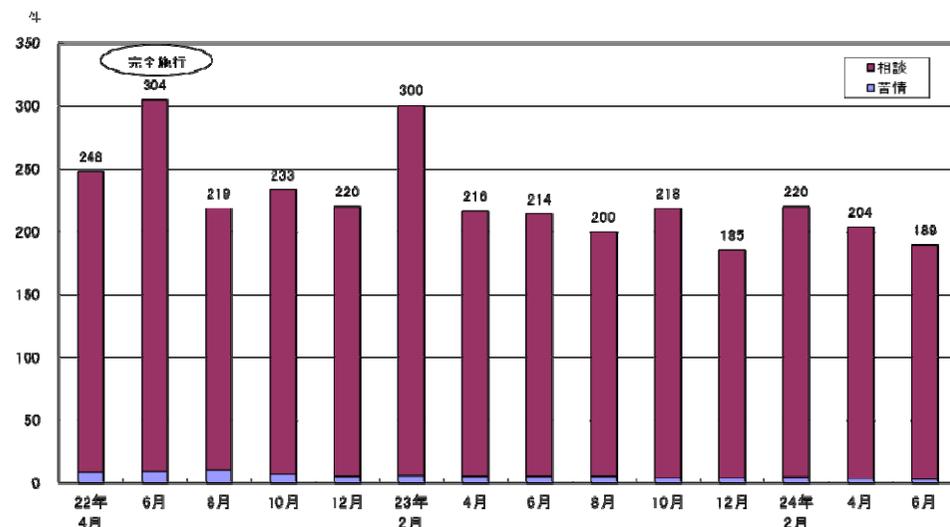
**多重債務者の発生を防ぐことを目的として、貸金業法制定以来の抜本改正（平成18年12月13日成立）**

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化、④ ヤミ金融対策の強化



# 改正貸金業法完全施行後の状況①(借り手の状況)

## 金融庁・財務局・日本貸金業協会における1日あたりの相談・苦情件数



(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」、日本貸金業協会「月次統計資料」等

(注) 23年2月の増加要因は、日本貸金業協会に寄せられた苦情・相談において、特定の協会員が発信した顧客向けの案内文書に関する問い合わせが急増したことによる。

## 貸金業利用者の一人当たり残高金額及び5件以上無担保無保証借入の残高がある人数

		20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
1人当たり残高金額	万円	106.6	95.7	79.7	67.1	59.0
5以上無担保無保証借入の残高がある人数	万人	118	73	84	70	44

(出典) (株)日本信用情報機構「信用情報提供等業務に関連する統計」

(注) (株)日本信用情報機構は、全国信用情報センター連合会(全情連)加盟33情報センターを承継したものであるが、21年6月以降、事業譲渡に伴い無担保無保証借入れにかかる情報を本統計に順次反映させたため、6月以降、人数合計、残高金額合計等の各種データが増加している(移行作業は21年12月に完了)。

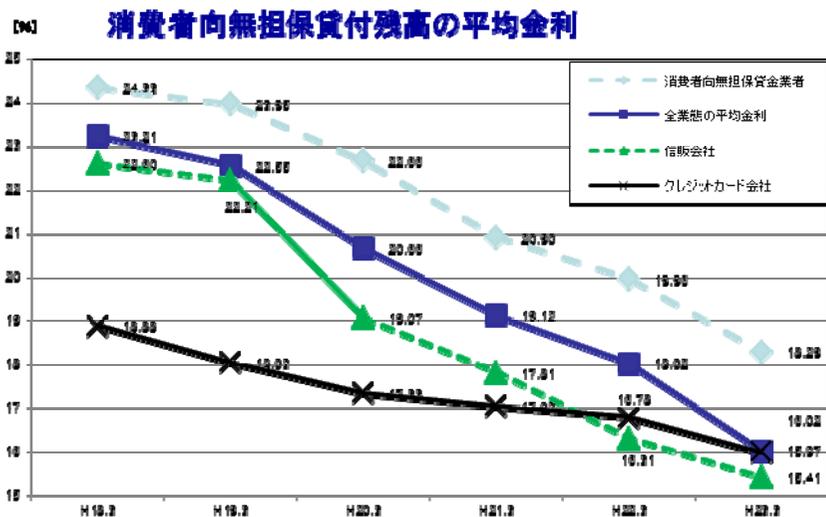
## 総量規制抵触者の割合

	22年3月	22年11月	23年4月
貸金業者に借入残高あり	28.5%	26.7%	26.6%
消費者金融に借入残高あり	42.1%	44.0%	40.4%
消費者金融以外に借入残高あり	22.9%	18.2%	22.8%

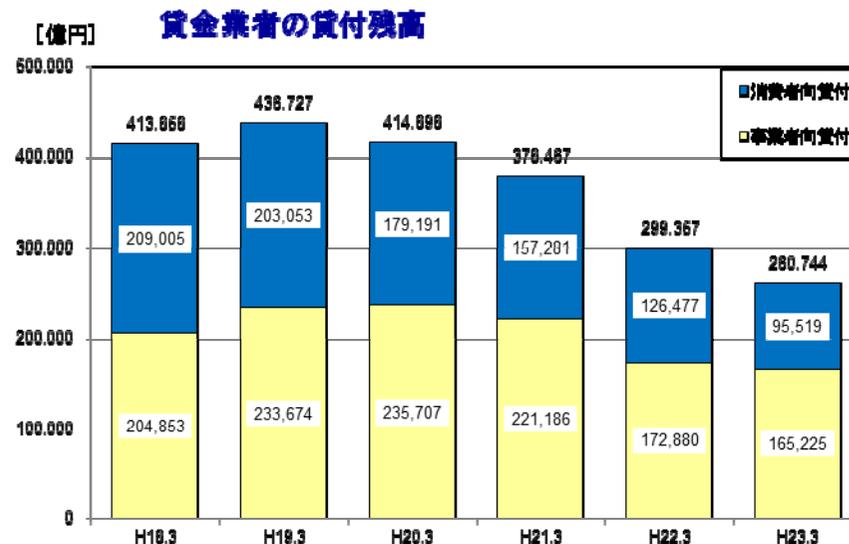
(出典) インターネット調査会社への委託調査(対象は貸金業利用経験者)

(注) 「消費者金融以外に借入残高あり」とは、「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」、「商工ローンからの借入れ」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかに借入残高がある者を指す。

# 改正貸金業法完全施行後の状況②(貸し手の状況)

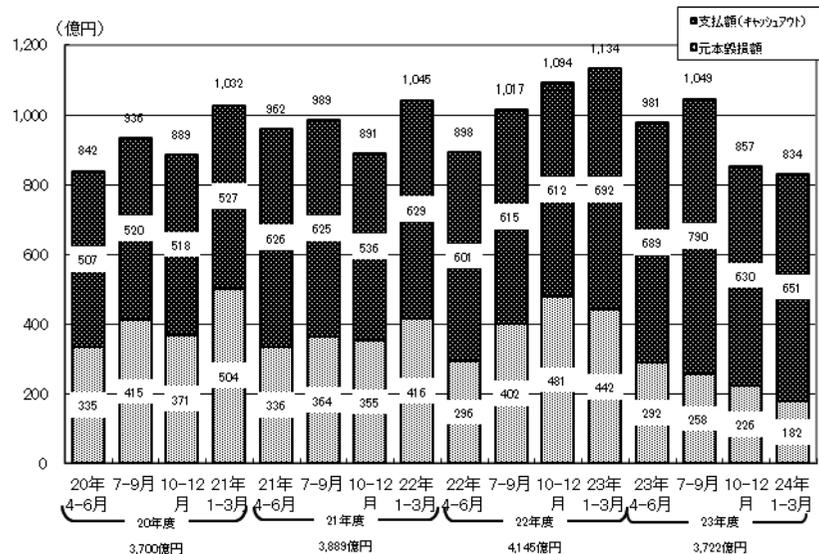


(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」



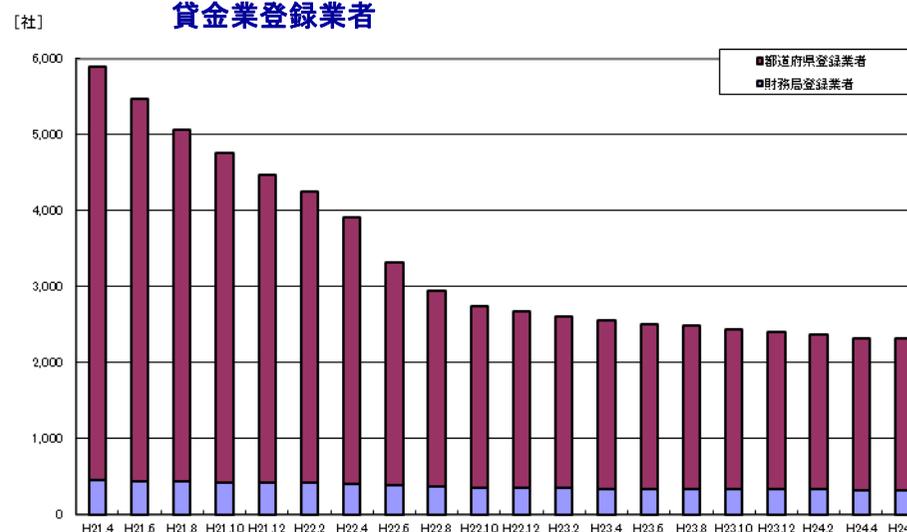
(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

## 消費者金融大手3社の過払金返還額



(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

## 貸金業登録業者



(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

# 改正貸金業法完全施行後の状況③(その他関連する指標)

## ヤミ金に係る苦情等受付件数

	20年度	21年度	22年度	23年度
合計	14,243	8,267	7,139	7,006
金融庁	572	362	363	334
各財務局	4,669	2,299	1,571	1,234
都道府県	9,002	5,606	5,205	5,205

(出典)金融庁「貸金業関係資料集」

## ヤミ金検挙数

	20年	21年	22年	23年
検挙事件数	437件	442件	393件	366件
検挙人数	860人	815人	755人	666人

(出典)警察庁「平成22年中における生活経済事犯の検挙状況等について」等

## 自殺者のうち多重債務が理由となっている者

	20年	21年	22年	23年
多重債務が理由となって自殺した人数[人]	1,733	1,630	1,306	998
全自殺者のうち、多重債務が理由となって自殺した者の割合[%]	5.37	4.96	4.12	3.17

(出典)警察庁「平成22年中における自殺の概要資料」等

## 市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3
多重債務相談窓口が設置されている市区町村数[市区町村]	1,515	1,619	1,626	1,625
多重債務相談窓口が設置されている市区町村の割合[%]	84	90	91	93

(出典)財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について

## II. 金融サービスの利用者保護のための取組み

### 3. 金融審議会における議論

(保険商品・サービスの提供等の在り方  
に関するワーキング・グループ)

# 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」

平成24年4月11日

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

## 諮 問 事 項

### ○保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討

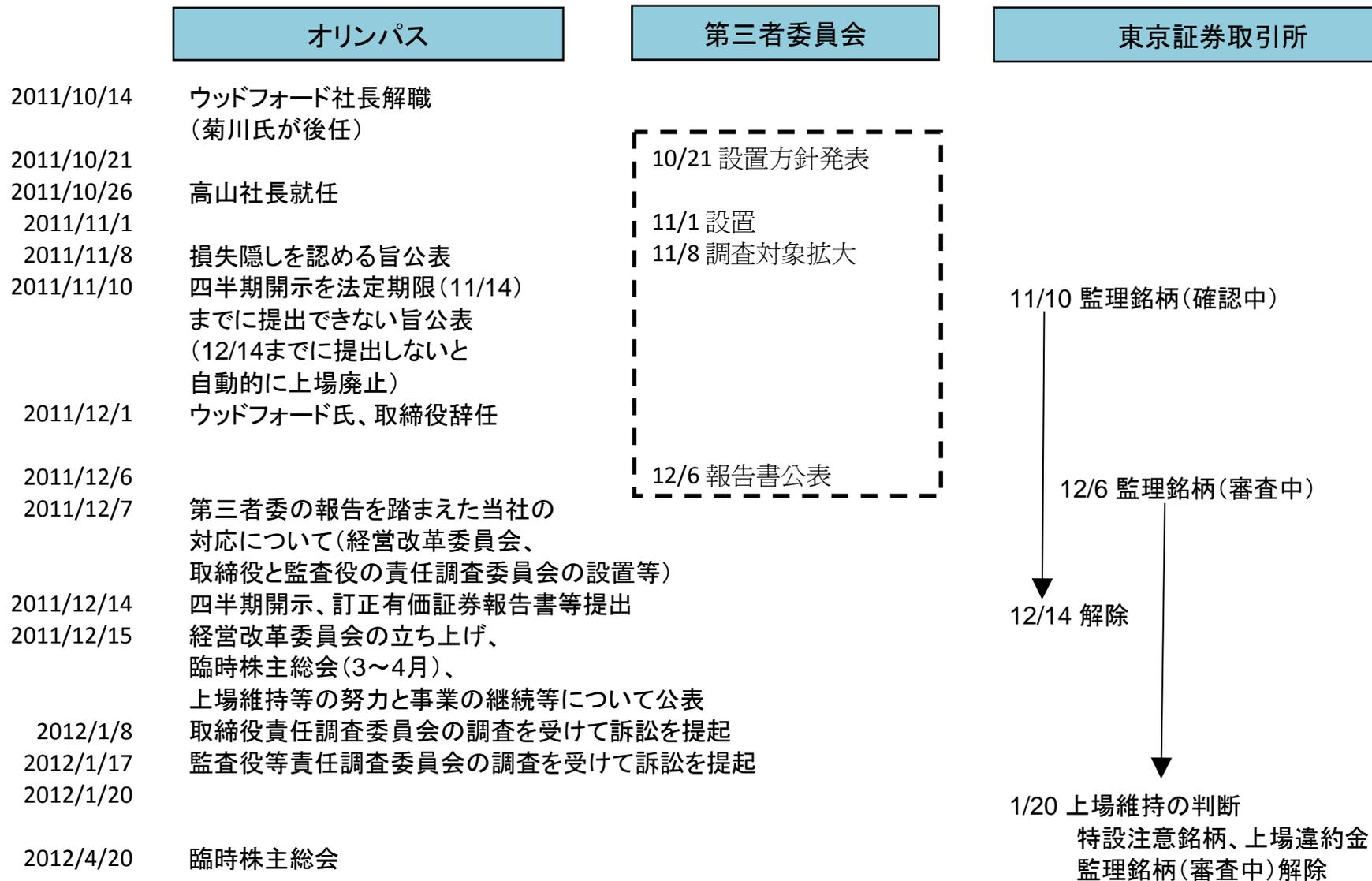
我が国における少子高齢化の急速な進行などの社会経済の変化を背景に、保険に対するニーズが多様化するとともに、保険の販売形態も多様化している。このような状況のもと、

- 一 保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方
- 二 必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方等について、規制の全体像を視野に入れつつ検討。

# III. 公正・透明な市場の構築に向けた取組み

## 1. 不正会計事案への対応

# オリンパス(株)問題の経緯 (1)



## オリンパス(株)問題の経緯 (2) (刑事訴追)

2011.12.21 監視委、東京地検、警視庁が強制調査

2012. 2.16 同上(19/3、20/3の虚偽記載容疑)

東京地検が元役員3名、外部協力者1名を逮捕

警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

19年3月期、20年3月期  
(国内3社関連)

	法人	元役員3名	外部協力者	
告発	3/6	3/6	3名 3/6	1名 3/28
起訴	3/7	3/7	3/7	3/28

3.7 東京地検が元役員3名、外部協力者1名を再逮捕

(21/3、22/3、23/3の虚偽記載容疑)

警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

21年3月期、22年3月期、23年3月期  
(ジャイラス社優先株関連)

	法人	元役員3名	外部協力者	
告発				
起訴	3/28	3/28	1名 3/28	

詐欺容疑  
(国内3社関連)

起訴			2名 3/28	
----	--	--	------------	--

## オリンパス(株)問題の経緯 (3) (課徴金)

2012. 4. 13 証券取引等監視委員会から課徴金勧告 1億9,181万9,994円

- 19年3月期から23年6月期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書を対象
- 課徴金納付命令勧告の対象としたこれらの有価証券報告書等については、いずれも訂正報告書が提出されているが、それら訂正報告書については、課徴金納付命令勧告の対象とはしていない

2012. 7. 11 金融庁から課徴金納付命令

(参考) 課徴金と刑事罰の調整

課徴金納付命令の決定の時に同一事件について公訴が提起されている場合には、裁判が確定した時から決定の効力が生ずることとなる。

この場合、罰金の確定裁判があった場合には、課徴金の額は罰金の額が控除された額に変更され、その変更の処分の文書の謄本が送達された時から効力が発生することになる。また、罰金の額が課徴金の額を上回った場合には、納付命令自体が取り消されることとなる。

\* 有価証券報告書虚偽記載の刑事罰

(個人) 10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科

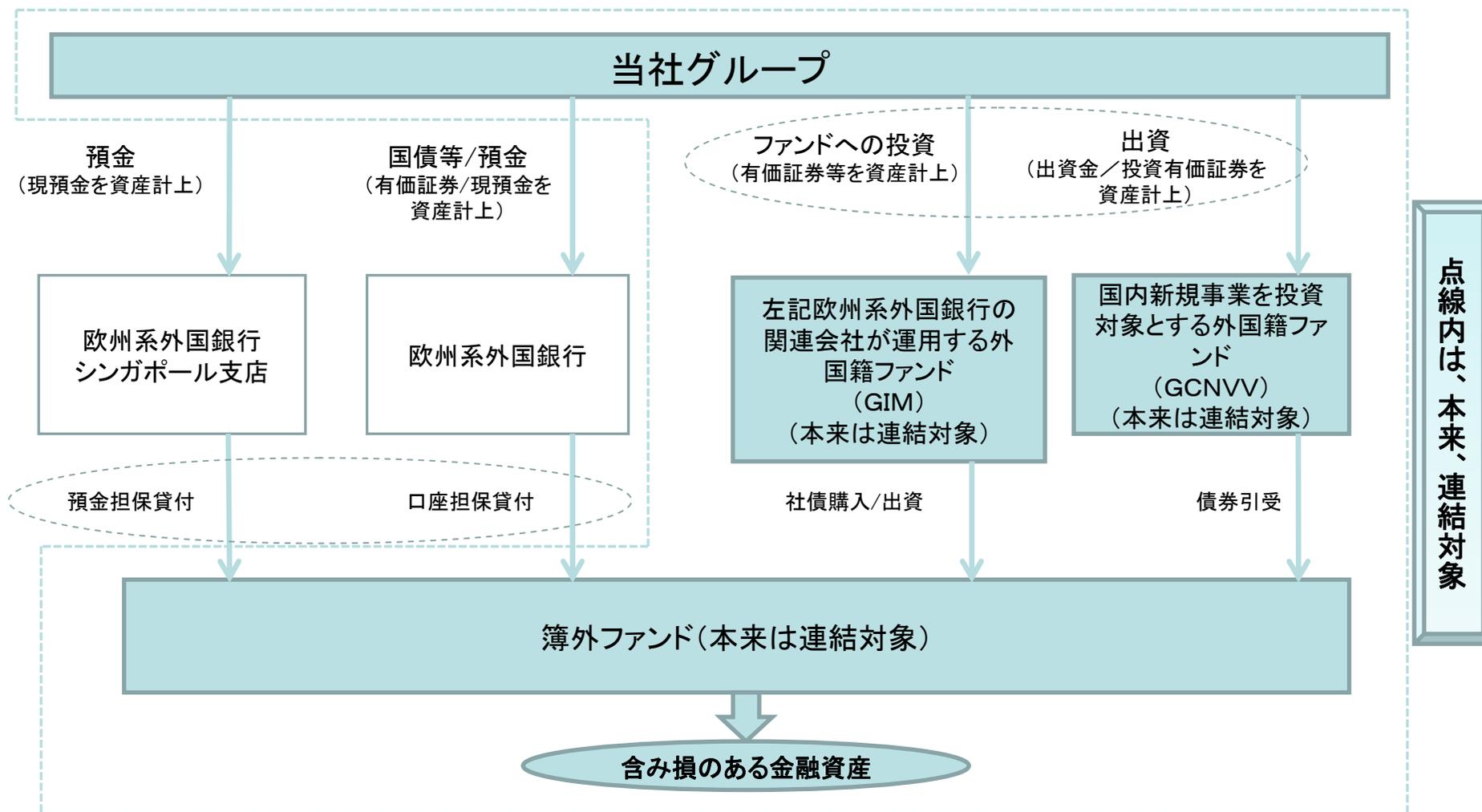
(法人) 7億円以下の罰金

# 損失分離スキームの概要

【シンガポール・ルート】

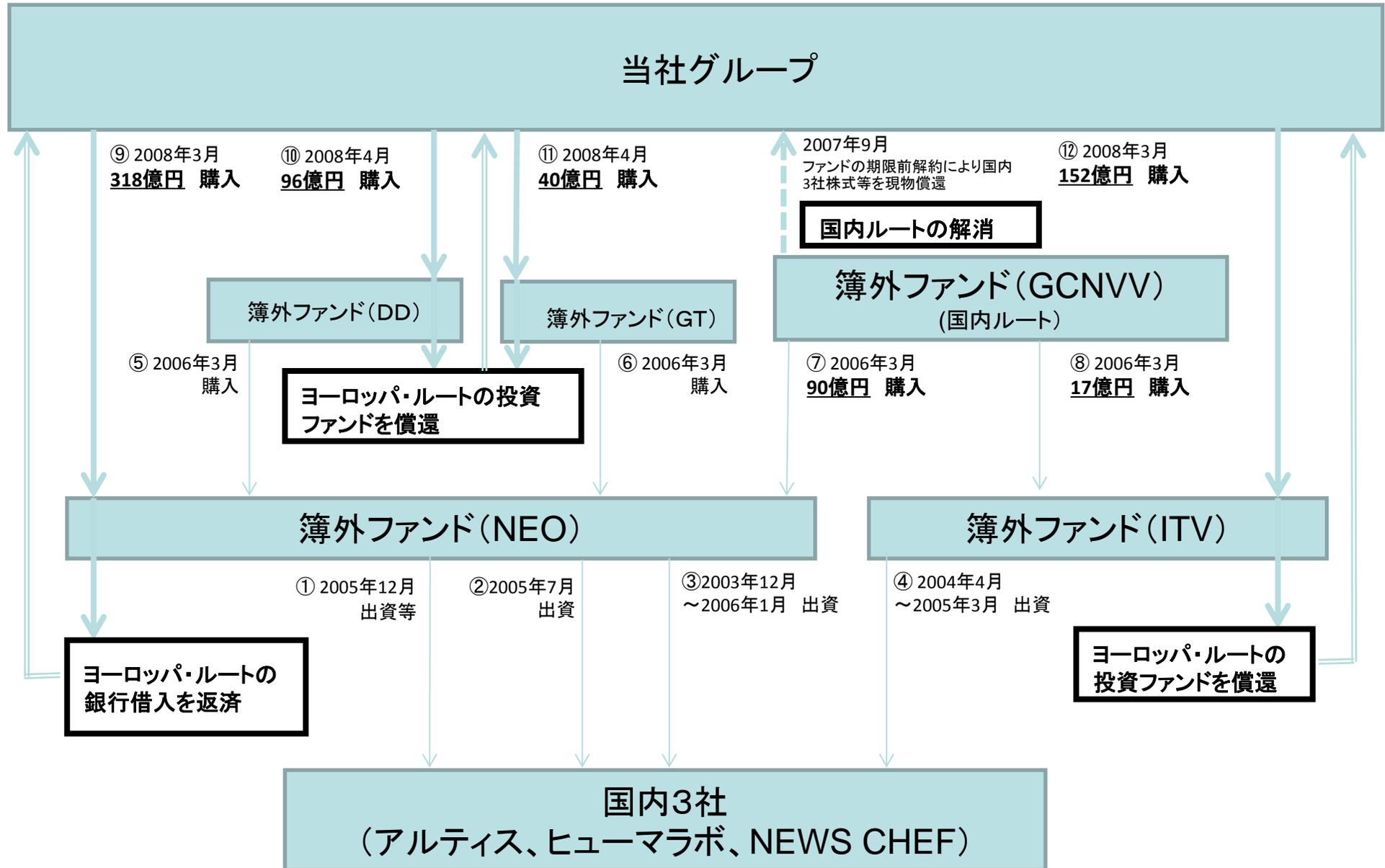
【ヨーロッパ・ルート】

【国内ルート】

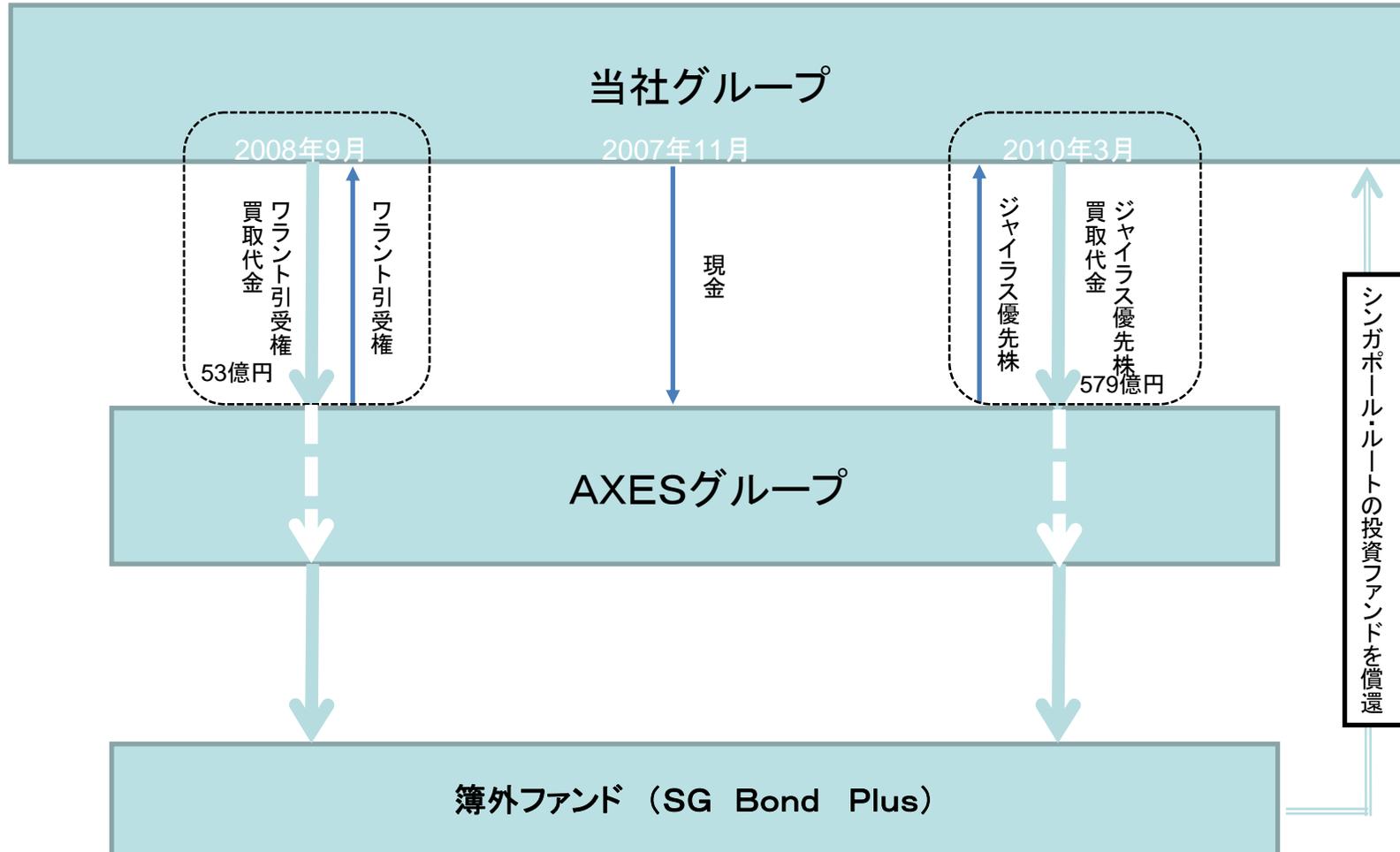


注:シンガポール・ルートは、2005年3月期以降、ファンド(SG Bond Plus)に対する投資(投資有価証券として資産計上)に変更

## 損失解消スキーム(国内3社関係)の概要



## 損失解消スキーム(ジャイラス関係)の概要

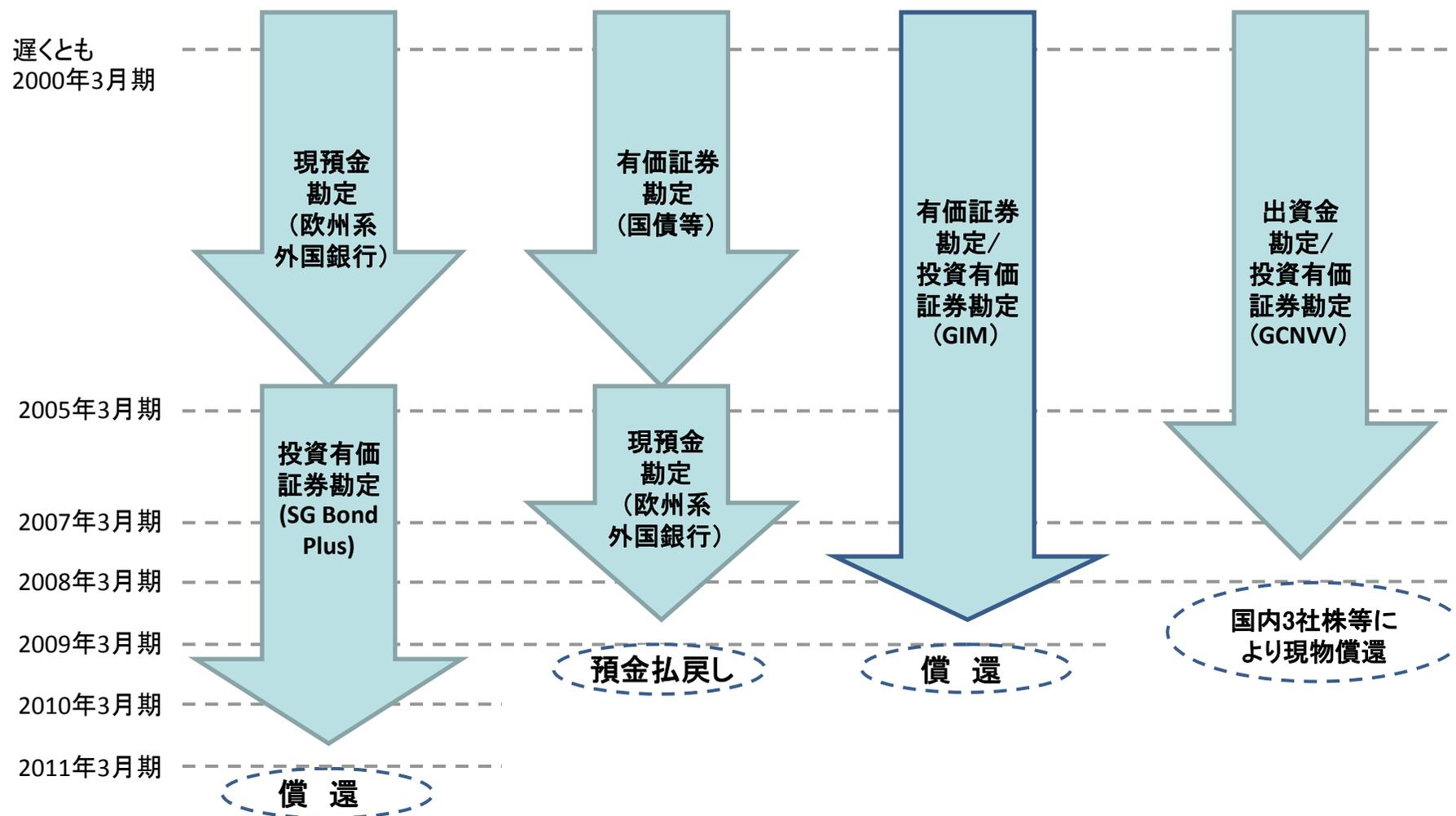


# 損失分離スキームに係る資産勘定の推移の概要

## 【シンガポール・ルート】

## 【ヨーロッパ・ルート】

## 【国内ルート】



# オリンパス等の不正会計事案への対応について

## 金融担当大臣発言(抄)(2011年12月16日)

オリンパス社において、長年に亘り損失先送りが行われていたことは、適切な情報開示や投資者保護の観点から極めて遺憾。今後、制度の運用面を含め、所要の点検・検討を行い、適切な再発防止策を講じていく必要。

### (1) 企業統治のあり方

証券取引所が設置を求めている独立役員等について、その独立性や役割の明確化等が図られるよう、証券取引所の規則や開示ルールの見直しが必要。

### (2) 会計監査のあり方

会計不正に対応するための監査手続き等の充実を図っていく必要。

### (3) 外部協力者

外部協力者の行為の是正・予防に向けた対応を検討。

### (4) 検査・モニタリングの強化等

有価証券報告書等の適正確保のため、検査・モニタリングの強化を図っていくことが必要。あわせて、M&A等に関する開示の充実のための方策について、証券取引所等と連携して検討。

## (1) 企業統治のあり方

証券取引所が設置を求めている独立役員等について、その独立性や役割の明確化等が図られるよう、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正

- 有価証券届出書及び有価証券報告書の記載内容を、以下の通り改正。
  - 「役員の状況」において、役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記
  - 「コーポレート・ガバナンスの状況」において、社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(ない場合はその旨)を記載(従来の開示ルールの明確化)

## (2) 会計監査のあり方

会計不正等に対応した監査基準について、本年5月より企業会計審議会監査部会における議論を開始

- 我が国における近時の会計不正事案においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘がある。我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行い、公認会計士の行う監査の規範である監査基準等について所要の見直しを行うこととする。
- 主な検討項目は以下の通り。
  1. 会計不正リスクへの対応のあり方
  2. 会計不正リスクに対応するための実効性ある監査計画の策定、会計不正の端緒が発見された場合の監査計画の見直し
  3. 会計不正リスクが高い場合や会計不正の端緒が発見された場合の監査手続
  4. 会計不正に関する監査事務所の体制
  5. 監査人間や監査役等との連携
  6. 監査事務所間又は監査事務所内監査人間の引継ぎ、監査事務所交替時の開示
  7. 監査報告書の記載内容 等

### (3)外部協力者

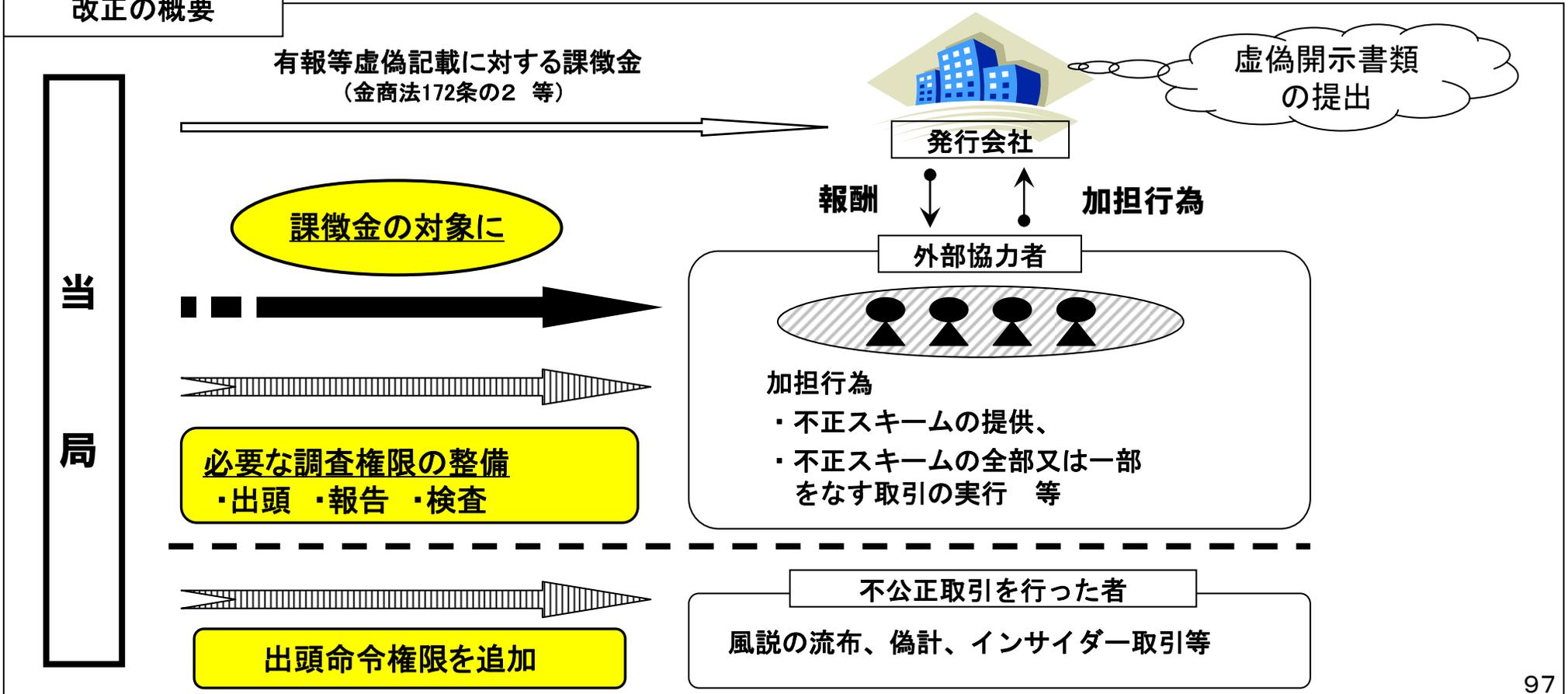
#### 課徴金制度の見直し

金融商品取引法等の一部を改正する法律案を国会に提出(本年3月9日)

#### 背景

- 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化。虚偽開示書類の提出は刑事罰及び課徴金の対象である一方、外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外。
- 不公正取引等に関する課徴金の調査において、対象者が調査に応じない可能性。

#### 改正の概要



## (4) 検査・モニタリングの強化等

### 有価証券報告書レビューの実施(本年3月30日公表)

- 有価証券報告書の適正確保のため、従来は、毎年の法令改正事項について主として審査してきたが、これに加え、本年7月より、特定テーマに関し対象企業を抽出して審査を行う等、以下のようなより深度ある審査(有価証券報告書レビュー)を実施。
  - 法令改正関係審査  
法令改正関係があった事項について有価証券報告書の提出者に質問を送付し、各社の状況の審査を行うもの。
  - 重点テーマ審査  
提出された有価証券報告書のうちから、特定の事項に着目して審査対象を抽出し、提出者に対する質問・ヒアリングを含めた審査を行うもの。
  - 情報等活用審査  
重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、提出者へ質問事項を送付する等して審査を行うもの。

### M&A開示の充実を図るべく、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表(本年7月31日)

- 売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得について、金融商品取引法上の開示が行われていなかったとの指摘があることを踏まえ、臨時報告書の提出事由として以下の事項を追加。
  - 提出会社の業務執行機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が提出会社の純資産額の15%以上となる時
  - 連結子会社の業務執行機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が連結会社の連結純資産額の15%以上となる時

# III. 公正・透明な市場の構築に向けた取組み

## 2. 公募増資インサイダー問題への対応

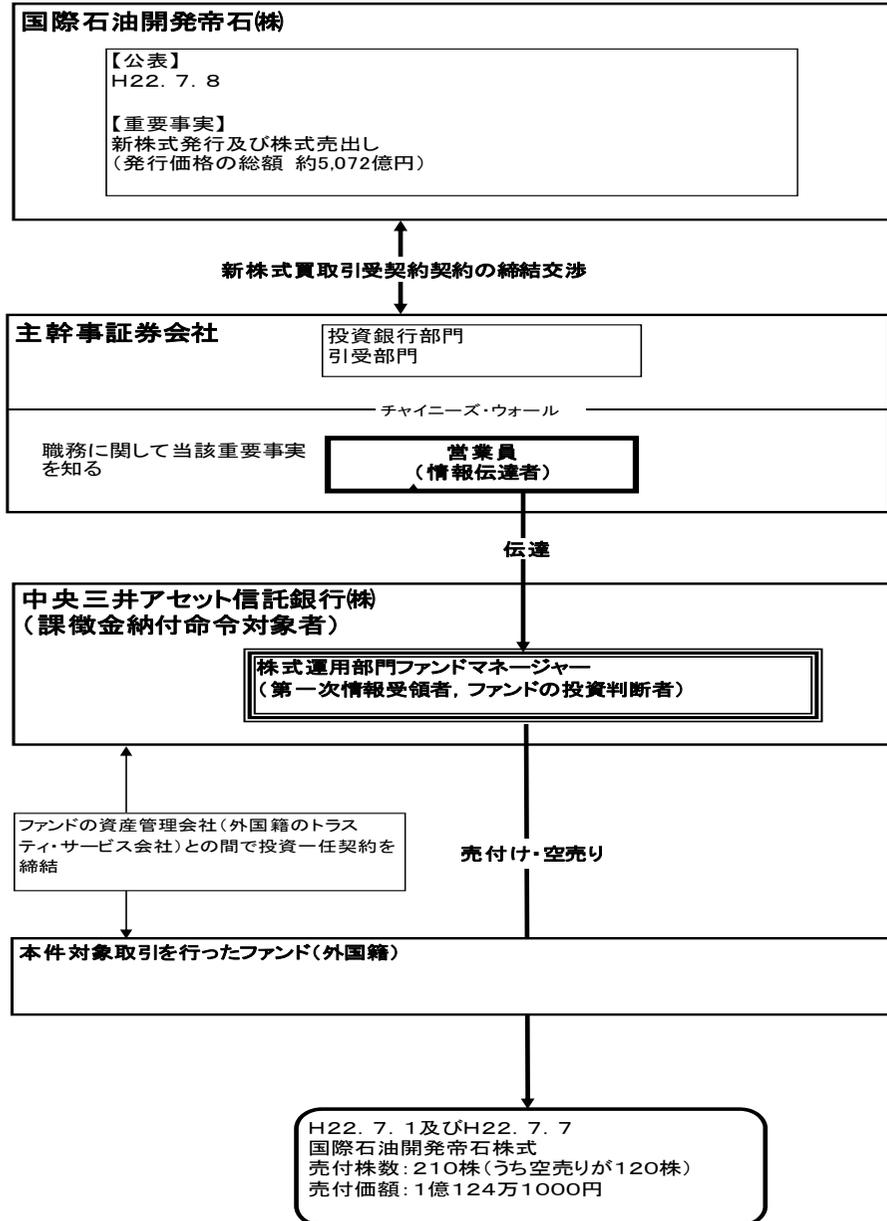
# 公募増資インサイダー問題等への対応

## 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

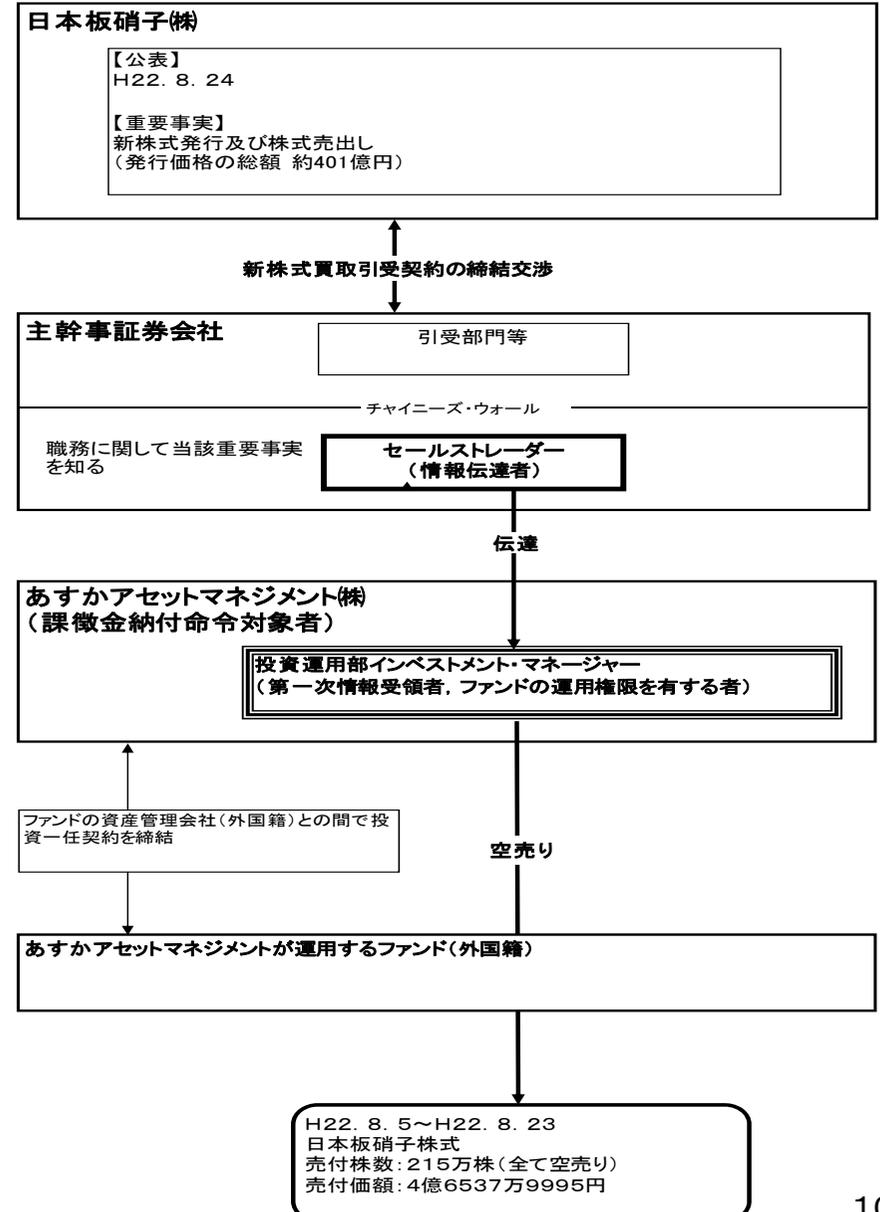
	課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	課徴金額	ファンドの得 た利益
①	平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 7月8日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ( (現) 三井住友信託銀行)	5万円	1,455万円
②	平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジメント	13万円	6,051万円
③	平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ( (現) 三井住友信託銀行)	8万円	2,023万円
④	平成24年 6月8日	—	東京電力	平成22年 9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	・1,468万円 ・6万円	— —
⑤	平成24年 6月29日	—	日本板硝子	平成22年 8月24日	ジャパン・アドバイザリー 合同会社	37万円	1,624万円

# 公募増資インサイダー問題等への対応

## 事案①の概要

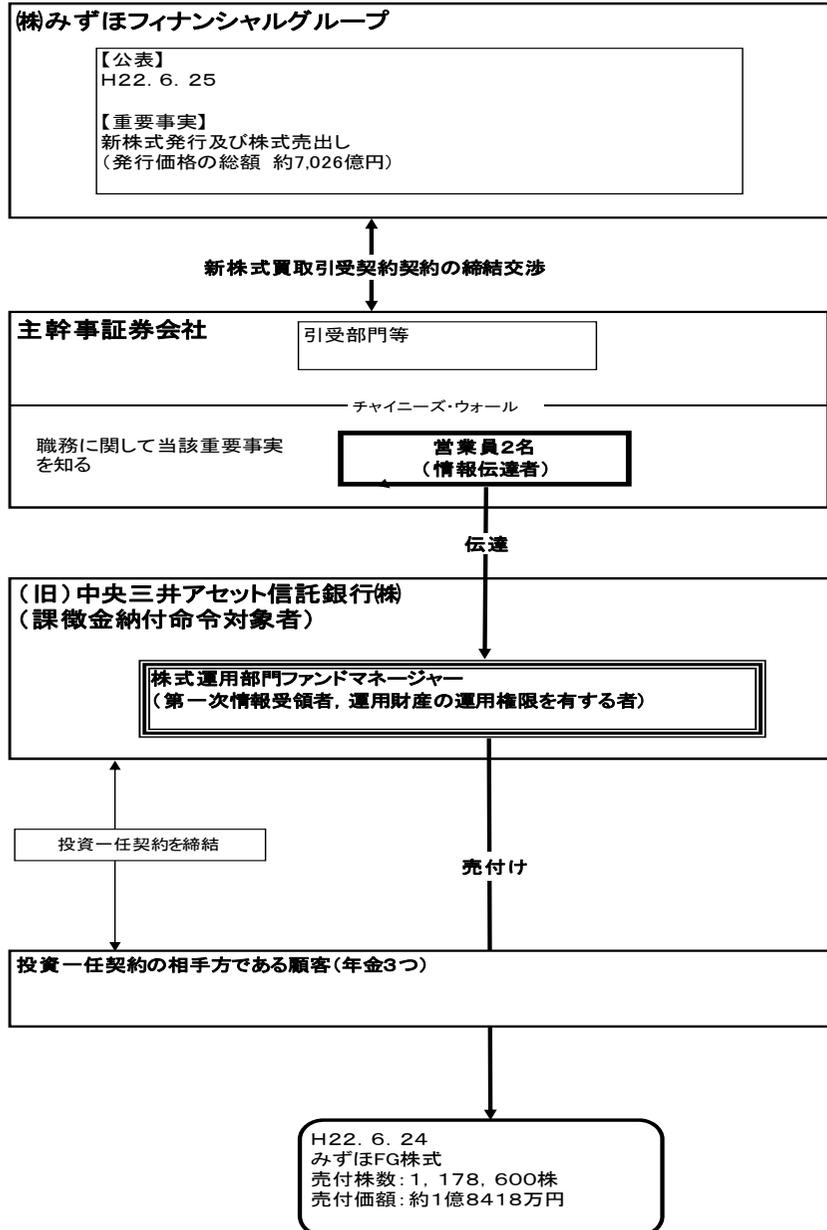


## 事案②の概要

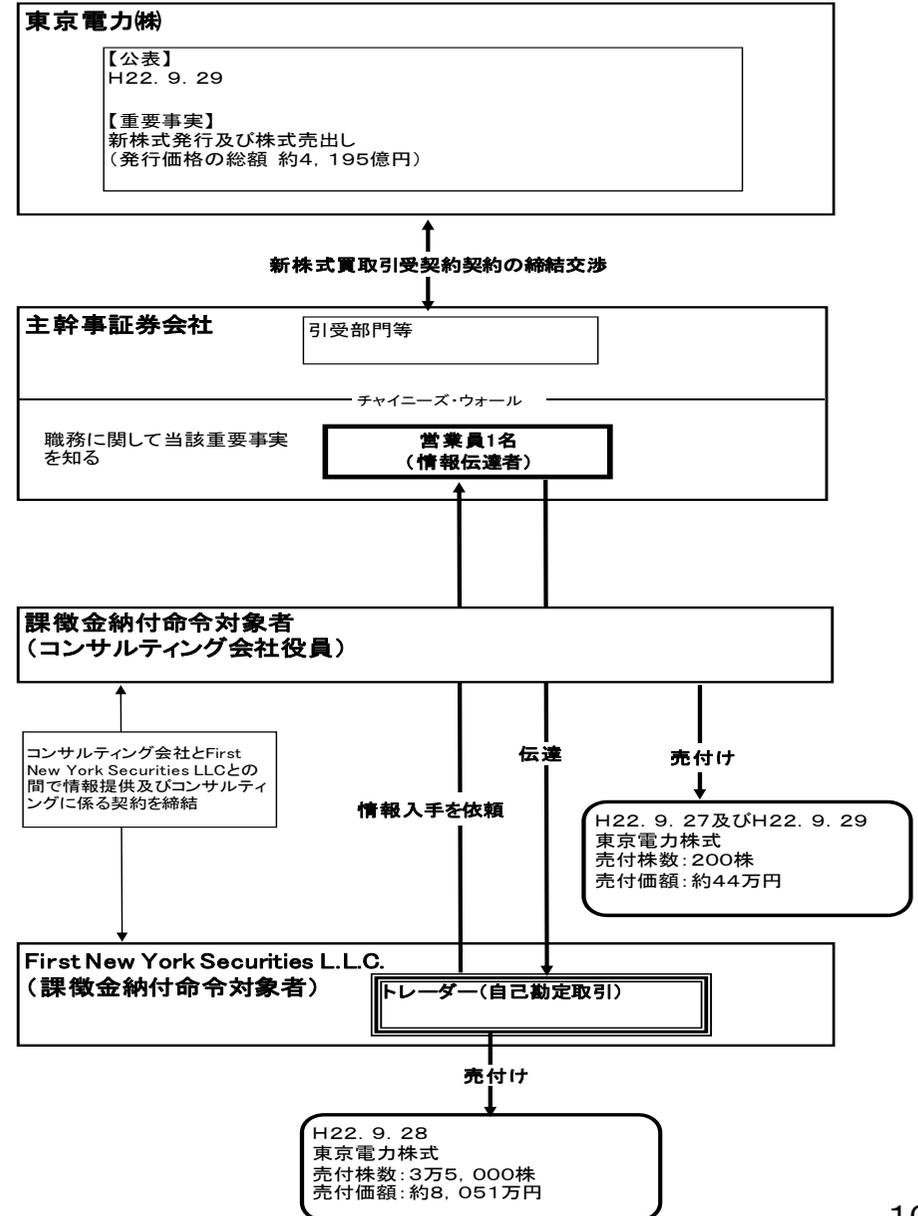


# 公募増資インサイダー問題等への対応

## 事案③の概要

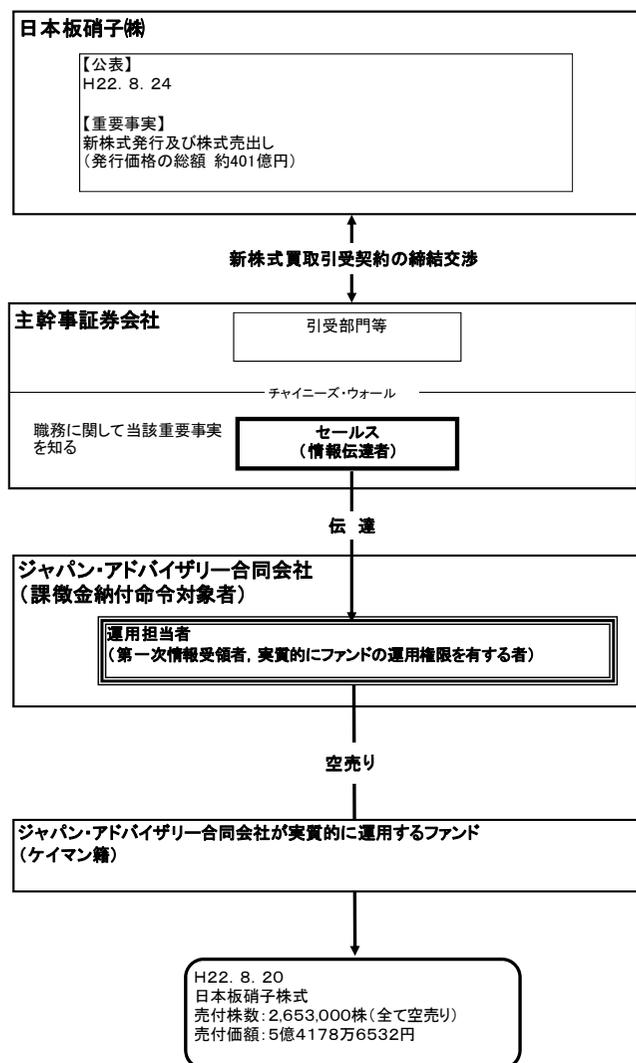


## 事案④の概要



# 公募増資インサイダー問題等への対応

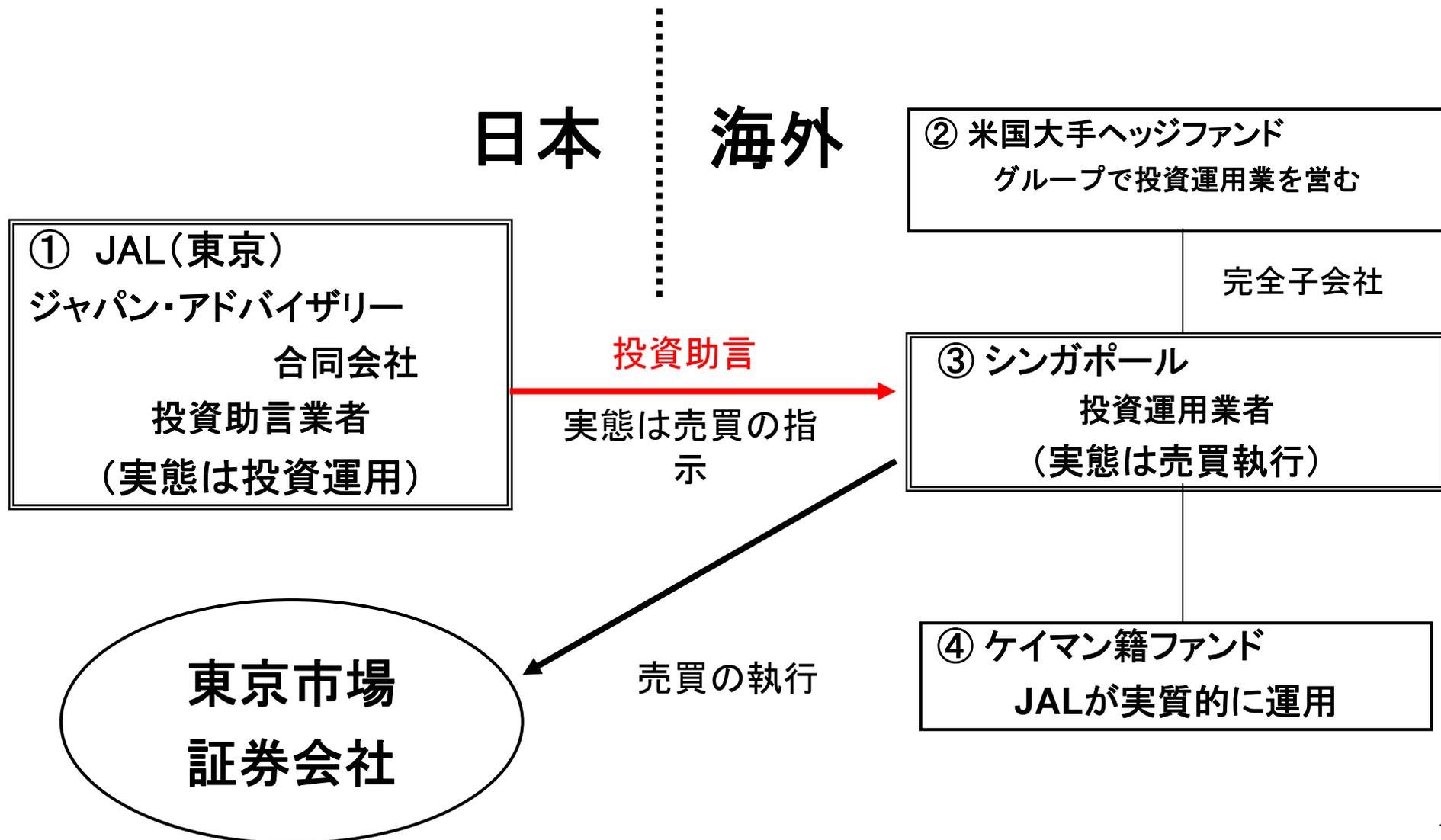
## 事案⑤の概要



# 公募増資インサイダー問題等への対応

事案⑤別図

## 米国大手ヘッジファンドスキーム



# 公募増資インサイダー問題等への対応

## 法人関係情報の管理態勢に関する点検

### 1. 概要

大型公募増資に係る法人関係情報の管理に関する問題が相次いだ事態を受け、近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社12社に対して、法人関係情報の管理態勢に関する点検を求める。

### 2. 点検対象

近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社

SMBC日興証券、ゴールドマン・サックス証券、シティグループ証券、JPモルガン証券、大和証券、ドイツ証券、野村證券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、メリルリンチ日本証券、モルガン・スタンレーMUFG証券、UBS証券

### 3. 調査内容

#### (1) 社内組織体制

- 引受部門、法人営業部門、管理部門の体制 等

#### (2) 法人関係情報の管理状況

- 社内規則やチャイニーズ・ウォール(情報隔壁)の整備状況

- 管理部門によるモニタリング状況 等

#### (3) 上記(1)及び(2)に係る課題と取り組み

### 4. 実施スケジュール

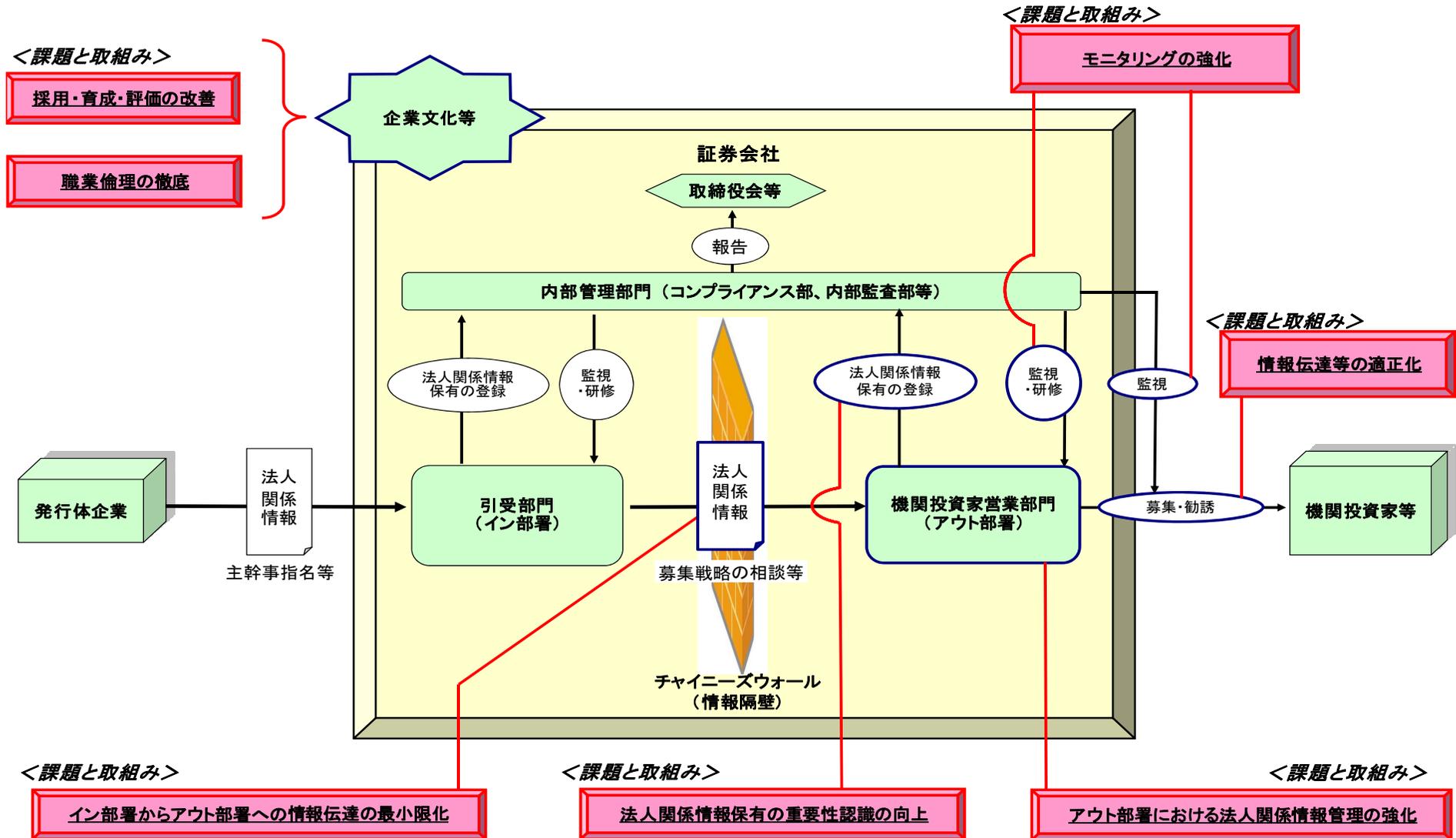
7月3日(火) 点検対象の証券会社に対して報告徴求命令発出

8月3日(金) 点検結果の報告期限

# 公募増資インサイダー問題等への対応

## 証券会社における法人関係情報の管理態勢（課題と取組み）のポイント

⇒ 機関投資家営業部門におけるインサイダー情報漏えいを踏まえ、法人関係情報の管理態勢を強化



# 公募増資インサイダー問題等への対応

---

平成24年7月4日

金融審議会  
会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 松下 忠洋

金融庁設置法第7条第1項第1号により  
下記のとおり諮問する。

記

最近の公募増資に関連したインサイダー取引などを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること。

# 公募増資インサイダー問題等への対応

## SMBC日興証券(株)元執行役員によるインサイダー取引事案に係る業務改善命令について

### 1. 事案の概要

- 平成24年6月25日、横浜地検はバンテック株TOBに絡むインサイダー取引の容疑で、SMBC日興証券(以下「当社」)の元執行役員ほか関係者計4名を逮捕。同日、証券取引等監視委員会(以下「監視委」)はインサイダー取引の嫌疑で、関係先に対する強制調査を実施。
- 7月13日、監視委は上記4名を告発。同月15日、横浜地検は元執行役員ほか1名を起訴するとともに、上記4名を他の2銘柄(バルス株、マスプロ電工株)MBOに絡むインサイダー取引の容疑で再逮捕。
- 8月3日、監視委は上記4名を再度告発。同月5日、横浜地検は元執行役員ほか1名を追起訴。残る2名については、起訴猶予処分を釈放。
- 8月10日、同社に対し、金融商品取引法第51条に基づき、業務改善命令。

### 2. 業務改善命令の概要

#### (1) 認められた問題点

- ① 嫌疑者は、当社の執行役員として法人関係情報を扱う業務に携わっていた平成21年10月から平成23年9月までの間、漏洩先及び漏洩先関係会社を極めて頻繁に訪問していることが調査委員会の調査により判明しているところ、当社においては、内部監査部門による監査の対象に役員が含まれておらず、また、役員の行動を日常的に把握する態勢が構築されていないなど、内部管理態勢が不十分と認められる。
- ② 嫌疑者は、証券業務の経験がないまま親会社から当社へ出向し、執行役員として法人関係情報を取得する部署に配置され、職務上知り得た法人関係情報につき、インサイダー取引の嫌疑で刑事告発・起訴されているところ、当社においては、証券業務の経験がない親会社等外部から登用した役職員に対して、インサイダー取引を抑止するうえで重要な法人関係情報管理に関する法令等遵守意識を醸成するための機会が十分に確保されていないなど、コンプライアンス態勢が不十分と認められる。

# 公募増資インサイダー問題等への対応

- ③ 上記①及び②の問題を把握し適切に対処することができなかったという点で、当社の法人関係情報の管理態勢に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかったと認められる。

上記のような当社の業務の状況は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当すると認められる。

## (2) 業務改善命令の内容

- 調査委員会報告書の提言を受け、当社が策定した再発防止策を確実に実施・定着させること。
  - 再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。
  - 再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。
- (注) 検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。

## 3. 主な再発防止策(当社公表)

- 内部監査部門による役員監査の実施。
- 証券業務未経験者を法人関係情報取得部門の役員へ直接登用することの原則禁止。
- 中途入社 of 執行役員以上の役員登用時の役員面接の実施。
- 出向者の不芳情報に係る出向元との情報共有。
- 業務用携帯電話への通話録音機能の導入。

# III. 公正・透明な市場の構築に向けた取組み

## 3. 会計基準の収斂

## 国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）（抜粋）

【平成24年7月2日企業会計審議会】

- 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議においては、昨年6月以降、国際会計基準について、会計基準に関する技術的議論に限定することなく、より広く、会計基準が多様な企業の経済活動や税法・会社法など周辺に存在する制度、金融・資本市場に与える影響等を勘案しつつ、約一年間にわたって審議を重ね、昨年8月に提示された主要検討項目に係る議論が一巡したところである。

現時点において、いくつかの論点について委員の意見になおかなりの隔たりがあり、最終的な結論が出ているわけではなく、さらに審議を継続して議論を深める必要があるが、これまでの主な議論を整理すると、以下のとおりである。

概括的に整理すれば、わが国の会計基準は、これまでの努力の結果として高品質かつ国際的に遜色のないものとなっており、欧州より国際会計基準と同等であるとの評価も受けているが、今後とも、国際的な情勢等を踏まえ、会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続していく必要がある。

その際には、引き続き、以下で述べる連単分離、中小企業等への対応を前提に、わが国会計基準のあり方を踏まえた主体的コンバージェンス、任意適用の積上げを図りつつ、国際会計基準の適用のあり方について、その目的やわが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきである。また、国際会計基準の開発においては、国際的な連携も念頭に置きつつ、積極的に貢献するとともに、わが国としての考え方については的確に意見発信していくことが重要である。

## 論 点

1. 会計基準の国際的調和
2. 国際会計基準の適用
3. わが国としての意見発信
4. 単体の取扱い
5. 中小企業等への対応
6. 任意適用
7. 原則主義への対応等

## IV. 今後の金融の在り方

### 1. 金融審議会における議論

(我が国金融業の中長期的な在り方  
に関するワーキング・グループ)

# 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」

平成23年3月7日

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

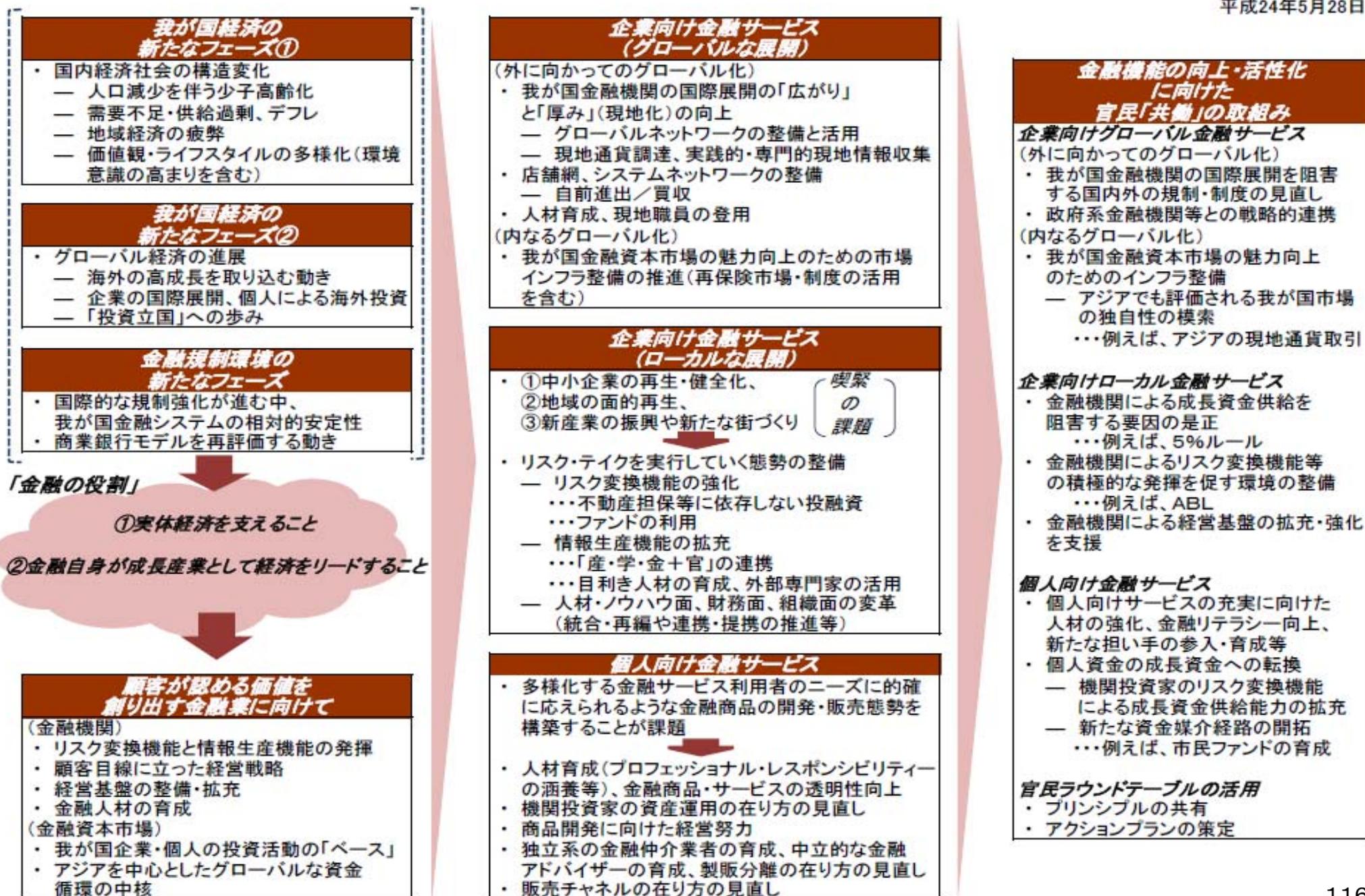
## 諮 問 事 項

### ○我が国金融業の中長期的な在り方についての検討

我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討。

# 「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」の概要図

平成24年5月28日

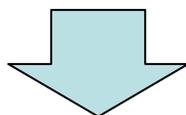


## **IV. 今後の金融の在り方**

### **2. 「日本再生戦略」**

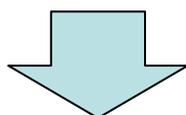
## 日本再生戦略について(策定までの経緯)

- 平成22年6月18日 「新成長戦略」閣議決定



東日本大震災の発生等を踏まえ、強化・再設計

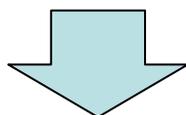
- 昨年12月24日 「日本再生の基本戦略」閣議決定



「日本再生戦略」の基本的な考え方等を取りまとめ。  
金融分野については、「成長ファイナンス推進会議」を設置し、検討。

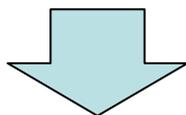
- 本年7月9日

成長ファイナンス推進会議とりまとめ



金融関係については、成長ファイナンス推進会議とりまとめの内容を反映。

- 7月30日 国家戦略会議：「日本再生戦略」案について了承



- 7月31日 閣議決定

「日本再生戦略」においては、11の成長戦略のうち、「中小企業戦略」及び「金融戦略」の双方に中小企業関連施策が盛り込まれている。

# 日本再生戦略について(金融戦略の概要)

## 国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

- ◆ 日本版ISAの所要の検討
- ◆ 教育資金を通じた世代間の資産移転の促進
- ◆ 休眠預金の活用 等

## 政策金融・官民連携による資金供給の拡大

- ◆ 公的・準公的セクター資金の有効活用 等

## 将来の成長可能性を重視した金融の実現、 地域密着型金融の推進

- ・ 企業実態を踏まえた検査の徹底(検査マニュアルにおいて、実質的に赤字でない企業の取扱いについての運用の明確化)
- ・ 資本金借入金の積極活用(活用事例・メリットの周知等)
- ◆ 金融円滑化法からの円滑な移行に向けた体制整備
  - ・ 企業再生支援機構・中小企業再生支援協議会・金融機関の連携、機能強化による経営支援の実施
  - ・ 検査方針の明確化(金融円滑化法の期限到来に当たり、金融検査が過度に厳格なものとならないよう配慮)
  - ・ 金融機関に対し中小企業支援状況に係る情報開示を促す
- ◆ 個人保証制度の見直し
  - ・ 金融機関との間の取決め違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付保証契約等の検討
- ◆ 動産・売掛債権担保の利用促進策の整備
  - ・ 検査マニュアルの運用の明確化
- ◆ 金融機関による資本金の供給促進策(5%出資規制の見直しを含む)の検討

## アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立

- ◆ 総合的な取引所の実現 等

+

一 昨年「新成長戦略」の施策のうち、継続的に取り組んでいくもの

(例)

- ・ プロ向け社債市場の定着・発展に向けた取引所の取組支援
- ・ 新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた取組の推進 等



2020年までに実現すべき数値目標

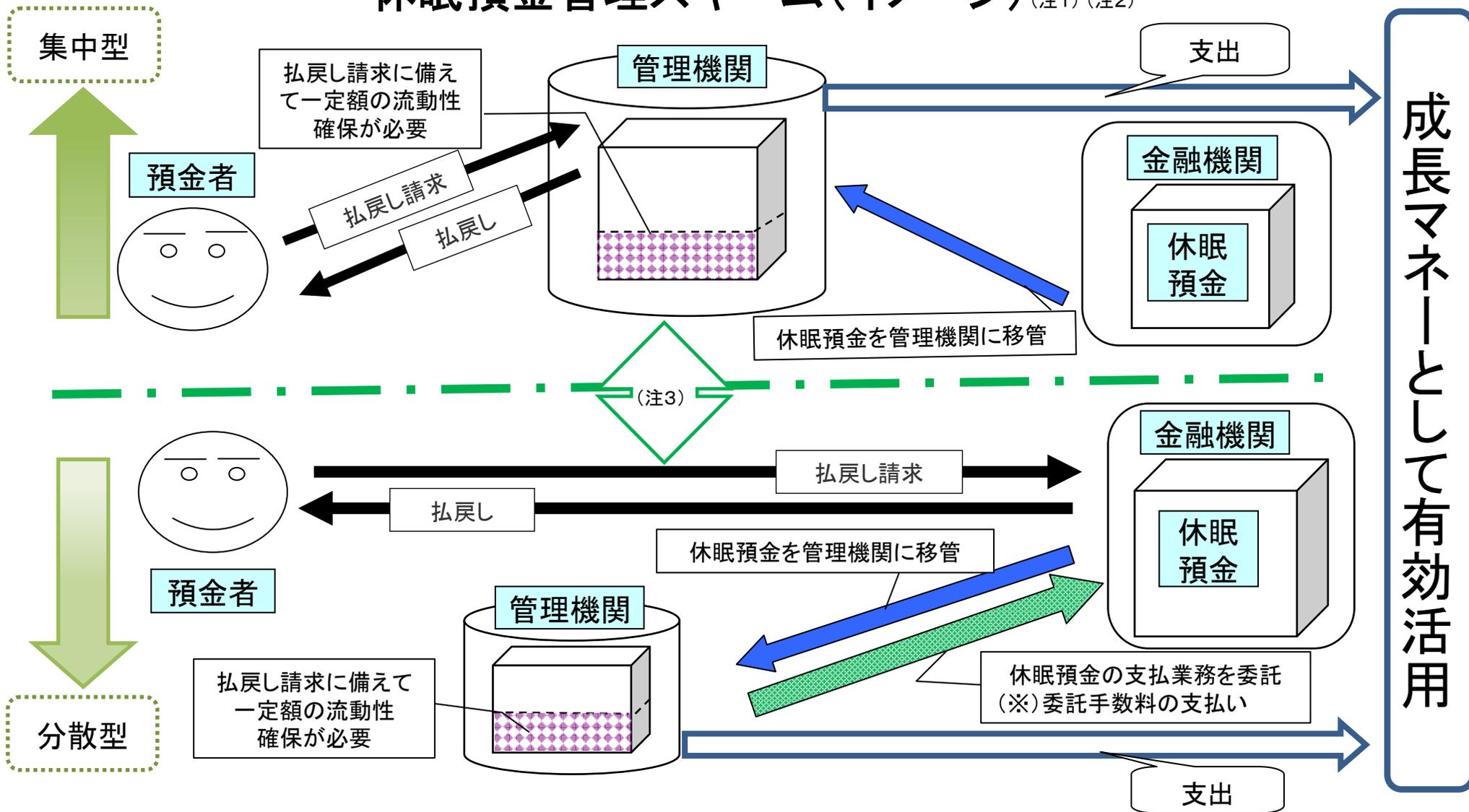
# 休眠預金の活用について

平成24年7月9日 成長ファイナンス推進会議 とりまとめ（抄）

## （5）休眠預金の活用

- 休眠預金の活用に向け、外部専門家による事務態勢面、コスト面等にかかる調査（フィージビリティ・スタディ）を踏まえた、具体的な仕組み・制度案の検討を2012年度中に完了する。併せて、各金融機関の休眠預金について継続的な計数の把握・開示のあり方について検討し、成案を得る。
- 休眠預金の管理体制については、休眠預金を一元的に管理する機関を設ける制度案を中心に検討する。なお、データ管理や預金者への払戻し等については、フィージビリティ・スタディの結果を踏まえ、実効性のある運営方法を検討する（2012年度中）（別紙参照）。
- 上記検討の完了後、早期の休眠預金活用開始に向け、2013年度中にその活用策の検討を含む必要な制度整備を終え、2014年度中に休眠預金の管理・活用に向けた体制を構築する。  
（以上、金融庁、内閣官房）

# 休眠預金管理スキーム(イメージ) (注1) (注2)



(注1) 休眠預金を一元的に管理する機関を活用したスキームの中でも、集中型から分散型まで様々な形態が考えられるところ、あくまで幅を持って解されるイメージであり、このイメージに基づく今後のフィージビリティ・スタディを経て、具体的な制度設計が行われることとなる。

(注2) 「集中型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを含めて基本的に全ての事務を管理機関で行うことを前提。一方、「分散型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを金融機関に委託し、各金融機関において預金者に払戻しを行うことを前提。

(注3) 集中型・分散型の中間的な形態も考える。

# 「資本性借入金」の積極的活用の促進(平成23年11月22日)

- 震災の影響で資本が毀損している企業
  - 急激な円高の進行等により財務内容が悪化している企業
- ⇒資本充実策の一環として、「資本性借入金」<sup>(注)</sup>の積極的な活用を促進
- (注)十分な資本的性質が認められる借入金

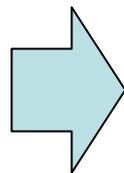
## 【「資本性借入金」の条件】

- 金融検査マニュアルに記載されている「資本性借入金」について、「資本」とみなすことができる条件を、以下のとおり明確化

【従前】特定の貸付制度を例示

[例示された貸付制度]

- ・償還条件: 15年
- ・金利設定: 業績悪化時の最高金利 0.4%
- ・劣後性: 無担保(法的破綻時の劣後性)



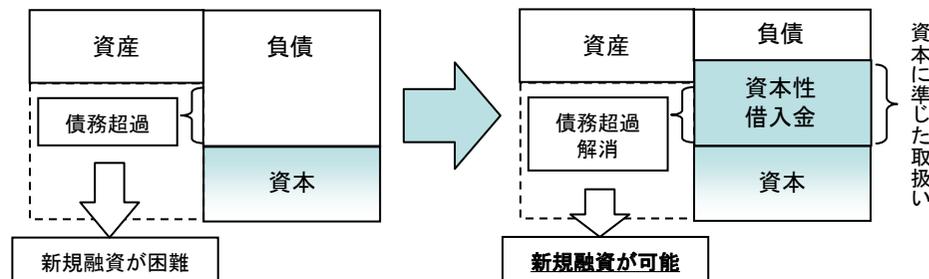
【明確化後】条件を直接明記

- ・償還条件: 5年超
- ・金利設定: 「事務コスト相当の金利」の設定も可能
- ・劣後性: 必ずしも「担保の解除」は要しない  
(但し、一定の要件を満たす必要)

## 【効果】

- 既存の借入金を「資本性借入金」に変更(DDS)することによって、バランスシートが改善
- ⇒ニューマネー  
(複数金融機関による協調)

中小企業の貸借対照表(例)



# 資本金借入金の活用状況について

(24年7月実施の各金融機関に対するアンケート調査の回答を集計)

	22年度 実績	23年度 実績	22年度からの 伸び率	24年度(注1)	
				実績・予定	22年度からの 伸び率
地域金融機関	61件 (4件)	85件 (28件)	39% (7倍)	409件 (85件)	6.7倍 (21.3倍)
地域銀行(注2)	41件 (3件)	69件 (25件)	68% (8.3倍)	224件 (56件)	5.5倍 (18.7倍)
信金・信組(注2)	20件 (1件)	16件 (3件)	▲20% (3倍)	185件 (29件)	9.3倍 (29倍)

	23年度内訳			
	4~6月 実績	7~9月 実績	10~12月 実績	1~3月 実績
地域金融機関	9件 (2件)	20件 (3件)	13件 (6件)	43件 (17件)
地域銀行(注2)	5件 (2件)	17件 (3件)	8件 (3件)	39件 (17件)
信金・信組(注2)	4件 (0件)	3件 (0件)	5件 (3件)	4件 (0件)

	24年度内訳(注1)			
	4~6月 実績	7~9月 予定	10~12月 予定	1~3月 予定
地域金融機関	14件 (4件)	395件 (81件)		
地域銀行(注2)	8件 (3件)	216件 (53件)		
信金・信組(注2)	6件 (1件)	179件 (28件)		

※「資本金借入金の積極的活用について」の公表は、23年11月。

(注1)24年度は、各金融機関からの回答において、検討中とされているものを含み、今後、変動があり得る。

(注2)「地域銀行」は、地方銀行(全国地方銀行協会加盟行)64行、第二地方銀行(第二地方銀行協会加盟行)42行、埼玉りそな銀行の合計。

「信金・信組」は、信用金庫271金庫、信用組合158組合の合計。

(注3)括弧内は、被災地(青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県)に本店が所在する金融機関の合計。